

予算特別委員会会議録

日時 平成22年3月18日（木） 開会時間 午前10時01分
閉会時間 午後5時08分

場所 議事堂地下会議室

委員出席者 委員長 清水 武則
副委員長 大沢 軍司
委員 土屋 直 中村 正則 渡辺 亘人 皆川 巖
棚本 邦由 山下 政樹 鈴木 幹夫 望月 勝
木村富貴子 樋口 雄一 進藤 純世 武川 勉
丹澤 和平 保延 実 小越 智子 仁ノ平尚子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事 横内 正明
副知事 小松 重仁
総務部長 古賀 浩史 知事政策局長 平出 亘 企画部長 中澤 正徳
福祉保健部長 小沼 省二 森林環境部長 小林 勝己
商工労働部長 輿水 修策 観光部長 中楯 幸雄 農政部長 笹本 英一
県土整備部長 下田 五郎 公営企業管理者 進藤 一徳 教育長 松土 清
警察本部長 西郷 正実 県民室長 窪田 守忠 林務長 前山 堅二
産業立地室長 後藤 雅夫

議題 第17号 平成22年度山梨県一般会計予算
第18号 平成22年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
第19号 平成22年度山梨県災害救助基金特別会計予算
第20号 平成22年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算
第21号 平成22年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
第22号 平成22年度山梨県農業改良資金特別会計予算
第23号 平成22年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
第24号 平成22年度山梨県県税証紙特別会計予算
第25号 平成22年度山梨県集中管理特別会計予算
第26号 平成22年度山梨県商工業振興資金特別会計予算
第27号 平成22年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
第28号 平成22年度山梨県流域下水道事業特別会計予算
第29号 平成22年度山梨県公債管理特別会計予算
第30号 平成22年度山梨県営電気事業会計予算
第31号 平成22年度山梨県営温泉事業会計予算
第32号 平成22年度山梨県営地域振興事業会計予算

審査の概要 総括審査日程表により、午前10時1分から午前11時16分まで県民クラブの質疑、午前11時16分から午前11時47分まで自民党新政会の質疑を行い、休憩をはさみ午後1時1分から午後1時32分まで自民党新政会の質疑、午後1時32分から午後2時22分までフォーラム政新の質疑を行い、休憩を

はさみ午後2時35分から午後3時42分まで自由民主党輝真会の質疑、午後3時44分から午後4時18分まで日本共産党の質疑を行い、さらに休憩をはさみ午後4時30分から午後5時02分まで市民21の質疑を行った。

その後、討論及び採決を行い、午後5時8分に閉会した。

主な質疑等

質疑

(明野廃棄物最終処分場について)

中村委員

きのうは残り時間も少なかった関係がありますので、明野の関係につきまして、引き続き質問をさせていただきたいと思えます。

それで、きのうの答弁の中で、埋立期間につきまして、赤字を極力縮減する努力をしていかなければならないと部長のほうから答弁がありまして、それで、特に赤字につきましては、どのような形で縮減するのかということですが、当然考えられるのは、収支改善策をするということになるかと思えますが、その収支改善策の中で、1つは、料金の引き下げの問題、それ以外に、県当局としても、具体的な改善策を当然考えられていると思えますが、その関係につきましての答弁を再度求めたいと思えます。

小林森林環境部長

環境整備センターの料金引き下げにつきましては、18種類の廃棄物すべての単価を引き下げることによって、3月1日から行っているところでございます。引き下げの率につきましては、5%から、最大が30%、平均で20%引き下げということでございます。これによりまして、県外で処分されている廃棄物について、環境整備センターへの搬入を一層積極的に働きかけることができるのではないかと考えております。

一方、景気低迷による廃棄物量の減少傾向、それから、リスク回避のための複数の処分場ルートを確保しているという取引実態もあり、厳しい面もあることではございますけれども、今後一層営業努力を傾注しまして、搬入量の確保を図っていききたいと考えております。

また、料金引き下げ以外につきましては、今後、各事業者等に対しまして、利用促進につながるさらなる要請や、公共事業でのより積極的な活用を図るため、契約時に努力規定を設けるなどの検討を行っておりまして、できる限りの方策を講じていききたいと考えております。

中村委員

先般、北杜市の議会での決議、それから、反対派が県庁へ来たということで、その抗議などを受けまして、知事はそれを重く受けとめなければならないと述べております。そして、埋立量をふやす、または、料金の引き下げをするという答弁がありましたけれども、もちろん経営努力は続けていくわけですが、その結果、知事は、何とか誠意を持って相談すれば、数年後には必ず協議に応じていただけるという話もされておりますけれども、その見通しについてはいかがですか。

横内知事

明野の環境整備センターにつきましては、昨日もお話をいたしましたように、大事なことは、当面、搬入量の増加、そして、収支の改善に向けて、最大限の努力をすることだと考えておりまして、このために、県庁を挙げて努力をしていききたいと考えております。

その結果として、数年たった時点で、全部埋まってしまうということにな

れば、これは結構なこと、それはハッピーなことでもありますけれども、しかし、あまり埋まらないというような状況があったときには、何といたっても、この環境整備センターというのは県民の税金で建設された施設であり、同時にまた、もし赤字になれば、その赤字は最終的には県民の負担になるわけがありますから、県民の負担をできるだけ縮小していかなければならない、それがまた県の責務でもありますので、地域の皆さんとその時点で埋立期間の延長などについて協議をお願いしたいと思っております。

しかしながら、当面は、埋立量をふやすということが大事でありますので、そのことに精力を集中していきたいと考えております。

（環境整備事業団の見直しについて）

中村委員

今までいろいろと経過を見てまいりますと、5.5年ということを決めたことは、横内県政の時代ではなくて、その前の時代になるわけですがけれども、当初はたしか10年ぐらいの計画で臨むという話もあったことは、私ども、存じ上げております。したがって、その5.5年に決めたということに対しまして、これはその当時の人がなぜそのように決めたのかということをつまらなくしないと、横内県政に責任があるようなことを、今、盛んに言っておりますけれども、これは私どももやはりそういうことに対して認めてきたことに対してはもちろん責任があります。しかし、この5.5年の中で埋めるといふことは、大変な努力が必要だと思います。もちろん経営努力をされた形の中で、知事は本当に皆さん方と協議に応じていただければ、そのようなものは解決していただけるだろうということも言っておりますけれども、しかし、私どもとしてみれば、明野の関係につきましては、県当局だけではなくて、県民全体が重く受けとめて、そして、問題の解決に向け取りかかっていく形を今後とっていかないと、私は方向が見えてこないのではないかなという感じがいたしております。知事も大変だと思いますけれども、ぜひこのことにつきましては、全力投球で今後とも頑張ってくださいようお願いを申し上げます。

次に、環境整備事業団の見直しについてちょっと触れさせてもらいますが、実は、環境整備事業団の補助金については年間約8,000万円、それから、貸付金が22億円ということございまして、これはほとんど県が負担するという形になってくるわけございまして、事業団の存在自体が疑問だということも実はささやかれております。したがって、今後、環境整備事業団に対してどのような形でいくのか。一部では、解散する必要があるのではないかとこともささやかれておりますけれども、この見解につきまして、御答弁をお願いしたいと思います。

小林森林環境部長

環境整備事業団の見直しについてということでございます。環境整備事業団は、県、市町村、産業・経済界の出捐によりまして、平成6年に廃棄物最終処分場の整備と管理運営を行う事業主体として設立されまして、県では、これまで事業団と一体となって処分場整備に取り組んできたところでございます。しかし一方で、県と事業団の役割分担が明確でなく、責任の所在があいまいであるとの指摘もなされてきたところでございます。このため、処分場政策が本県の産業政策、また、環境政策上の要請により推進されていることを明確にするとともに、県の主導により事業を実施していくための体制整備が必要と考えているところでございます。環境整備事業団につきましては、解散による処分場事業の直営化も1つの選択肢ではないかと考えておりますけれども、今後、出捐している関係団体等とも十分協議を行いながら、

そのあり方について検討してまいりたいと考えております。

中村委員

出捐団体の合意を取りつけていかなければならないということですが、出捐団体の合意を取りつけるということになりますと、財産処分などの作業がやはり数人というわけにはいかないと思うんですね。限られた期間ですから、いかがなものかなという感じがします。

それから、もう一つは、利用料などについて、条例で定める必要が当然出てくると思いますけれども、その点につきましてはどうなんですか。

小林森林環境部長

先ほども申しあげましたように、事業団の見直しにつきましては、直営化ということも考えられますが、解散ということになりますと、やはり諸課題等があるかと思えます。委員御指摘のとおり、料金の課題とか、それから、解散ということになれば、さまざまな手続等についての課題もでてくるかと思えます。そういったものも含めて、直営化も含め、あり方等について検討していくということで、先ほど御答弁させていただきましたけれども、処分場事業の直営化も1つの選択肢ではないかと考えているということでございますので、その辺につきましては、あらゆる面から総合的な検討を進めていく必要があるのではないかと考えております。

（公共土木施設の長寿命化について）

中村委員

事業団の解散につきましては、県としても十分責任の明確化というものははっきりした形の中で当然やっていくんだろーと思っておりますけれども、私は、この事業団そのものに対して、ある意味においては、いかなるものかなという感じを持っていることは事実なんです。したがって、ただその事業団が受け皿だということではなくて、これだけいろいろな問題がある以上は、県が一生懸命前面に出てやっているわけですから、その件につきましては、ぜひ再度御検討いただいた形の中で、今後どのようにやっていくかということについては、すぐ結論を出していく必要があるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、時間の関係がありますので、土木の関係につきましてちょっと触れさせていだきたいと思っております。

実は、3月8日から、県庁の本館1階ロビーで、国土交通省が主催しております、「橋を守る」と題したパネルが展示されております。私はこのことに非常に注目いたしまして、今回、この問題について、予算委員会で質問させていただきたいと思うんですが、このパネルの中で感じましたのは、15年後には全国で40%に当たる約6万橋の鋼材やコンクリートが劣化して、または、疲労、損傷を受けて危険性が高まるという指摘がされておりました。私どもが当たり前のように通っております橋が、このような危険性が高まるという指摘を見ました。本県にとっても当然同じ状況にあるわけでございます。今現在、山梨県でも1,689の橋があるわけございまして、その橋の耐用年数が例えば50年ということになりますと、一気にこの橋を修理、または、新しく橋をつくりかえなければならない状況が生まれてくるわけでございます。それで、この中でさらに感じましたのは、1973年、このときに全国で約5,000の橋がかけられた。そして、山梨県がちょうどこのときにはどのぐらいかけられたかといいますと、山梨県としても約46の橋が1973年にかけてかけかえられております。そんな数字を見て、私どもは、これから老朽化した目安である、50年を経過した橋が山梨県に一体どのぐらいあるのかということ、それから、本県の橋梁の破損の状況がどうい

う状況にあるかということについてまずお伺いしたいと思うんですが、いかがですか。

下田県土整備部長 50年以上経過したということで、先ほど委員のほうから御紹介がありましたように、県で管理している橋梁数は、全体で1,689橋でございます。そのうち50年を経過した橋梁は、137橋になってございます。

県では、全橋梁について調査を行いまして、橋梁の構造上の観点から、危険性の高いものについては、既にすべて修繕なり、かけかえで対応しているところでございます。なお、軽度な腐食でありますとか、塗装の剥離といった軽微なものも含めますと、何らかの修繕が必要な橋梁は、1,689橋のうち85%に当たります1,443橋ということになってございます。

中村委員 長寿命化計画の内容につきましては、今部長のほうから答弁がありましたけれども、長寿命化計画に対してどのようなものか、また、どの程度のコストダウンにつながるのか、具体的な説明をお願いしたいと思います。

下田県土整備部長 長寿命化計画でございますけれども、従前の修繕のあり方をやっておりますと、かなり損傷が進行した段階ということになりますので、かなり修繕の額も上がってまいります。また、老朽橋がこれからふえるという中で、費用がかなりかかるということで、現在、事前に細やかな修繕を行っていくことで橋梁の寿命を延ばして、それによりましてコスト縮減も図っていくという長寿命化計画をつくっているところでございます。この計画の策定に当たっては、1,689橋それぞれについて損傷の状況を調査いたしました。それに基づきまして、損傷に対する具体的な修繕工法も橋梁ごとに設定いたします。また、その修繕の時期も設定するというところでございますけれども、それを橋梁の重要度、例えば、震災時の緊急道路の関係の橋梁とか、そういった重要度を考慮しながら年次計画を立てているということでございます。なお、この計画につきましては、一たんつくただけではなくて、5年なり10年で再度見直しを行いながら、適切な修繕を行って長寿命化を図っていくという計画になってございます。

それから、具体的なコスト縮減ということでございますが、端的に言いますと、現在ある橋梁をこの長寿命化計画に基づきまして適切に管理し、寿命を延ばした場合、従前の方法と比較し、今後100年間で仮に試算いたしますと、約5割のコスト縮減が可能と考えております。

中村委員 コスト縮減が5割ということでございますけれども、実は、長寿命化計画の策定を急ぐ必要があると考えます。それで、計画策定の進捗状況、また、計画が確実に実行できるための予算の確保に対する取り組みというものも当然必要になろうかと思うんですが、そのことについてはどのような形で臨んでいくのか、考え方をお伺いしたいと思います。

下田県土整備部長 この橋梁の長寿命化計画の策定状況ということでございますけれども、長寿命化計画につきましては、まず、基本計画というものの、大筋の考え方というものを平成20年5月に策定をしております。平成20年、平成21年と、先ほど申し上げたような実施計画の策定を進めております。既に修繕の工法ですとか、修繕年次につきましては、ほぼ策定が終わっているわけでございますけれども、点検の方法などを今詰めているところでございまして、明年度の早期の策定を目指しているというところでございます。

なお、理論的に主な橋のそういった計画を積み上げてまいりますと、ピークが出てきました。既定予算の範囲というものもございまして、個々の橋梁ごとに優先度を考慮いたしまして、単年度では事業が偏らないよう予算の平準化ということもあわせて行った計画としてございます。

中村委員

私が心配しているのは、当然橋には耐用年数があるわけですね。それで、ピークになったときに橋を全部かけかえしなければならない。そのときの予算をどういった形で確保していくのかということ。この計画というものは、相当慎重にやらないと、なかなか難しいと思うんですね、限られた予算ですから。だから、県土整備部の中でこの問題についてやるということはなかなか難しいと思うんですが、今現在、ことしの予算を見ましても、昨年度よりも土木の関係の予算が100億円少ない、そして、公共事業そのものの予算もだんだん縮減されています。しかし、この橋というのは、我々の生活には欠かすことができません。安心・安全という形の中であれば、当然このことに対する考え方というものは、ただ橋ということではなくて、これは山梨県が地震の指定地域でもある、災害によってこの橋というものがいつ壊れるかわからない、そういうことに対しては、破損状況はどうか、橋の状況についてはどうか、県土整備部としては当然チェックしているんだろうということはよくわかりますけれども、耐用年数50年を経過しようとする橋がピークを迎えたときに対する計画というものをしっかりと段階的にやらないと、これは大変なことになるのではないかなということをお心配しているんですよ。そのことに対してどうなんですか、県土整備部として。

下田県土整備部長

先ほど申し上げましたように、この長寿命化計画では、そのピークが立たないうちに、予算としてはあるレベルが必要になりますけれども、ピークが立たないような計画ということで策定をしていくという状況でございます。

公共事業の予算の全体ということであります。来年度は予算がかなり削られるわけでございますけれども、コスト削減を図る中で、あるいはことしの補正、きめ細やかな補正、こういったものも使いながら、全体として公共事業予算の確保について国のほうへ働きかけていくということで、計画的に進む中で、県民の皆様が安心して御利用いただけるような社会資本の整備に努めていきたいと考えております。

中村委員

今、橋についてだけ聞いたわけですが、当然橋以外に、治水施設、また、下水道施設など、重要な構造物があることは承知していると思うんですが、それらについてどのように取り組んでいくのか伺います。

下田県土整備部長

橋梁以外の公共施設につきましては、先ほど述べませんでしたけど、公共土木施設長寿命化計画基本方針ということで、これも平成20年5月に策定しておりますけれども、その中で、橋だけではなく、それ以外の施設についても長寿命化計画を進めていこうという方針は出しているところでございます。

現在、橋梁以外で具体的にやっておりますのが、河川管理の関係で言いますと、樋門・水門・排水機場、あと、下水道施設の終末処理場の機械・電気設備等の重要施設について、橋梁に続いて同様の考えで長寿命化計画を策定しようということで、これは本年度から策定を始めたということでございます。

中村委員

維持管理が最重要課題だということで、土木全体で取り組むということは、当然のことだと思いますけれども、やはりこれからは知事ももちろん、知事になる前には、当然、仕事の中で十分そういうことはよくわかっておると思うんですが、これに対して、やはり既定の公共事業だけではなくて、これからは通常の事業費とは関係なく予算措置をしっかりとやっていかなければいけないのではないかなという感じがするんですね。これは県の中で十分考えていく必要があると思いますので、ぜひそのことについて、知事の答弁をお願いしたいと思います。

横内知事

もう30年ぐらい前にアメリカであった例ですけど、維持管理を怠ったために橋の鉄骨が腐食をしまして橋が落橋したという例がありました。やはり公共土木施設というのは、維持管理をしっかりと行って、それをできるだけ長く有効に使っていくことが大変大事でありまして、そのための維持管理費を確保するという事は、委員の御指摘のとおり、大変大事なことだと思っております。

しかし、一方で、おっしゃるように、公共事業費が大幅に抑制をされていく中で、どうやってその財源を確保していくかと、なかなか頭の痛い課題でありますけれども、県全体の中でやりくりをしながら、必要な維持管理費を確保していく。同時に、国に対しても働きかけていくということでもあります。国のほうも、21年度第2次補正予算の中で、地域活性化・きめ細かな臨時交付金で5,000億円ありますが、維持修繕関係は非常に重要視をされていてということで、維持修繕関係について非常に認識が高まってきているということもありますので、国にも維持管理費の確保というものを働きかけていきたいと思っております。

中村委員

ありがとうございました。時間がありませんので、以上で終わらせていただきます。

(県有林活用温暖化対策プロジェクトについて)

望月委員

初めに、40ページの県有林活用温暖化対策プロジェクトについてであります。

県有林は本県森林面積の約半分を占め、その多くが河川の上流域に位置しており、明治44年以来、長い歴史の中で、山地災害の防止、水源の涵養、木材の生産や森林レクリエーションの場の提供などにより、県民生活に貢献してきました。そして、さらに、県有林においては、県有林管理計画の着実な実行により、これまで計画的に間伐等の森林整備に取り組んできたところで、さらなる二酸化炭素削減活動の促進について検討すべきものと考えます。

そこで、新たな県有林活用温暖化対策プロジェクト事業が注目されますが、そのもととなるJ-VER制度の内容について、まずお伺いたします。

前山林務長

地球温暖化に関する排出量の取引につきましては、京都議定書に基づきます国際間の枠組みや、国内プロジェクト制度といったような複数の仕組みがございますけれども、このJ-VER制度は、平成20年11月に環境省が創設をした森林資源の活用とセットになった排出量取引制度で、日本国内における地球温暖化対策の取り組みにおいて、地方公共団体や企業など、個々の事業者がそれぞれの取り組みの結果として実現した二酸化炭素の排出削減量や森林吸収量を、第三者の検証機関がカーボンオフセットを利用するクレジットという形で認証し、市場で取引する制度でございます。

具体的にJ－V E Rの対象となる事業には、排出削減に関しましては、化石燃料から再生可能なクリーンエネルギーとしての木質バイオマスへの燃料を切りかえるもの、それから、森林吸収に関しましては、間伐など、適正な森林管理の促進により得られます二酸化炭素吸収量の増大というようなことがございます。

望月委員

次に、カーボンオフセットは、温室効果ガス排出削減の取り組みとして最近よく耳にする言葉ですが、具体的にはどのような仕組みになっているのでしょうか。その内容についてお伺いします。

前山林務長

カーボンオフセットは、企業や個人が、産業・経済活動ですとか、日常の行動の過程で、みずから排出する温室効果ガスが及ぼす影響を認識しまして、その削減努力を行う中で、それ以上の排出削減が難しい部分につきまして、ほかの事業者によりまして、ほかの場所で実施をされた排出削減、あるいは吸収活動に投資をして埋め合わせをしようというものでございます。

望月委員

今の答弁で、こうした現状に少しでも貢献すべき、私たちもこまめに電気を消したり、冷暖房の温度調節を行うなど、省エネルギーに努めながら、二酸化炭素の排出削減に取り組んでいますが、カーボンオフセットを通して一層の温暖化対策への貢献ができるものと思います。そこで、県有林活用温暖化対策プロジェクトの明年度の具体的な計画についてお伺いいたします。

前山林務長

本県の県有林は、環境に配慮をした管理経営を行っているということで、F S C（森林管理協議会）の国際森林管理認証というものを取得しておりますけれども、これを申請の条件といたしまして、平成19年度から21年度までの3年間に間伐を実施した約3,300ヘクタールの森林において増加をしました二酸化炭素吸収量、これは言い換えれば、成長量ということになりますけれども、この吸収量についてJ－V E R制度に基づいて申請し、クレジット化をする予定でございます。

スケジュールといたしましては、4月中に、気候変動対策認証センターという機関がございまして、この機関に申請を行いまして、その後、第三者機関、これはI S O 1 4 0 6 5という国際規格がございまして、それののっとり認定された認証機関でございまして、この第三者機関による検証を受けまして、順調に手続が進みますと、10月ごろクレジットの発行が可能になると考えております。その後、カーボンオフセットに取り組む企業に売却を働きかけていきたいということでございます。

望月委員

なお、今の答弁で、県有林のF S C、森林管理認証の取得は、県有林のこれまで積み重ねてきた森林管理の実績が、国際的な基準、規格を満たすものと認められたものであります。その県有林で見込まれる二酸化炭素の吸収量はどのぐらいになるのか、お伺いいたします。

前山林務長

二酸化炭素の吸収量につきましては、実際に間伐を実施しました箇所の樹種、あるいは、林齢に応じました1年間の成長量に見合った二酸化炭素の森林吸収量が認められるということでございます。

そこで、先ほど申し上げました平成19年4月以降に間伐を行った約3,300ヘクタールの森林の年間の成長量の合計約1万9,000トンが吸収量となる見込みでございまして、明年度はこのうち1万トンをクレジット

化する予定となっております。

望月委員

ところで、取得を予定しているクレジット量は、1万9,000トンのうち、ことしは1万トンというかなりまとまった量になりますが、これについては具体的にはどのようにして売却をする予定でいるのか、お伺いいたします。

前山林務長

環境省では、J－V E R制度を活用しようとする事業者に対しまして、クレジットの売却先に関する情報提供、また、クレジットの購入を希望する企業とのマッチングなどを支援する制度を設けております。また、民間事業者相互の連携を図り、情報交換を行うためのカーボンオフセット推進ネットワークという組織も設立をされております。

そこで、この制度やネットワークを活用して、本県の取り組みの情報発進と、クレジットの取得を検討している民間企業の情報入手し、売却を進めたいと考えております。

望月委員

全国的なネットワークを使って本県の取り組みを紹介することは、本県のPRにもつながることから、大いに取り組むべきだと考えます。その結果、県有林の森林吸収量を首都圏の大企業に売却することも十分考えられますが、そうした場合、森林吸収量と企業の排出権とはどういう関係になるのか、お伺いいたします。

前山林務長

J－V E Rのクレジットは、法的な拘束力を持つクレジットではなく、民間レベルの自発的な活動に基づくものでありますので、排出削減に取り組む企業の排出権との相殺はできません。

このため、首都圏の大企業に限らず、個人や団体など、どなたに売却をしても、県有林の間伐による森林吸収量が目減りといいますか、減少することではなく、京都議定書の目標達成に向けた国レベルの森林吸収量確保の取り組みですとか、本県の地球温暖化対策実行計画における森林吸収量にも影響を及ぼしませんので、販売による支障は生じません。

望月委員

ただいまの詳細な御答弁により、首都圏の大企業などにクレジットを売却しても、本県の森林吸収力に影響がないということを知り、まずは安心しました。

次に、クレジットを売却して得た収益については、どのように活用されるのか、お伺いいたします。

前山林務長

J－V E Rの制度は、地球温暖化防止に向けてそれぞれの事業者の取り組みの成果をクレジット化しまして、それを市場で売却することによって得られた収益を活用し、なお一層温室効果ガスの排出削減、あるいは、森林吸収の取り組みを推進することを目的に創設された制度ですので、そのために、本事業でも、県有林のさらなる地球温暖化対策に資するような整備、環境保全活動、あるいは、持続可能な森林経営などに要する財源として活用するのがふさわしいと考えております。

今後は、クレジット申請の受付とあわせ、購入を希望される企業の動向、あるいは他県の事例なども参考にしながら、具体的な活用方法について検討していきたいと考えております。

（介護職員処遇改善等臨時特例基金事業について）

望月委員

県内には、県有林と同様に、森林所有者や地元森林組合によって適切に管理された民有林があります。こうした取り組みを民有林にも広めることは、森林所有者の森林整備に対する意欲の向上が図られるものと考えます。そのためにも、私は、県有林がカーボンオフセットという新たな取り組みを率先導入することは、大変意義があることと考えます。今後、県有林で得た知識を民有林に普及させ、低迷する民有林林業の活性化につながることを期待して、次の質問に入ります。

次に、73ページ、介護職員処遇改善等臨時特例基金事業についてであります。

この事業については、介護職員の処遇改善を目的として、昨年、国の経済危機対策によってできた制度と承知していますが、まず初めに、この事業の仕組みについてお伺いいたします。

小沼福祉保健部長

この事業は、委員御指摘のように、国の経済対策の一環として創設されたものでございますが、県では国の交付金を利用いたしまして、32億円の介護職員処遇改善等臨時特例基金を創設いたしました。介護職員1人当たり月額1万5,000円の給与改善を行うということで、事業の期間は、21年10月から23年3月までの2年半の時限措置でございます。

望月委員

ただいまの御答弁で、事業は2年半ということでございますが、この事業については、当初より職員の賃金改善を3年間でという期限つきで行うのはどうかとか、職場では、いろいろな職種の職員が介護をしている中で、介護に直接携わる職員だけを対象にしているのでは職場の和を乱してしまうことから利用できないとの現場の声があったようですが、国全体で2年半で約4,000億円もの予算措置がされたことから、各事業者が工夫をしつつ、まずは、この交付金を利用して賃金改善に取り組むことが大事ではないかと考えております。そこで、平成21年度のこの事業の利用率、申請率はどのぐらいでしょうか、お伺いいたします。

小沼福祉保健部長

本年度は対象事業所数が634ございますが、そのうち519の事業所から申請がありました。申請率で申し上げますと、約82%ということで、国の平均が80%でございますので、やや上回っている状況でございます。

望月委員

当初は申請者がいないのではないかとと言われていたのが、国の平均を上回るという今の御答弁の中で、利用ということで、まずは最低限の目標が達成されたのではないかと思います。この交付金が賃金の改善に役立つことを期待するわけですが、介護の現場を見ると、まだまだ離職者が高いことが課題として指摘されており、そのような中では、キャリア形成にも結びつかず、また、サービスの質の向上も望めないのではないとも思われます。安定的な職員の確保、定着が図られるようにするためには、能力や経験に見合った賃金制度や昇給制度を構築するとともに、職員の能力開発が図られるような研修受講の機会を確保し、確固とした雇用の場として将来に展望が持てる職場にしていく必要があると思います。これには事業主の皆さんの取り組みが重要であるわけですが、このような取り組みを後押しするためには、この交付金制度が活用できないのか、お伺いいたします。

小沼福祉保健部長

この制度は、来年度からは、介護職員の持っている資格や経験、年数など

に応じた役割を定めまして、それに応じた給与体系を整備していくものです。また、資格の取得率の向上等への取り組みなど、いわゆるキャリアアップの取り組みが新たな要件になりまして、これに取り組まないと減額になるという仕組みになっておりますので、県といたしましては、これらの着実な実施を通しまして、介護職員の確保、定着につなげてまいりたいと考えております。

望月委員

次に、各事業主の取り組みとあわせて、介護職員の処遇改善のためには、介護職員の資質の向上と、社会的な認知が高まる必要があります。そのような点から、まず、現在、各施設や介護サービス事業所での介護職員の資格要件はどうなっているのか、お伺いいたします。

小沼福祉保健部長

介護職員の資格要件でございますが、訪問介護事業所、いわゆるホームヘルパーを派遣いたします事業所でございますが、ここにつきましては、介護福祉士、または、ホームヘルパー養成課程を修了した方という要件がございますが、その他の事業所等における介護職員につきましては、特段の資格要件はございません。

ただし、実際の求人に当たりましては、ヘルパー2級以上とか、介護福祉士など条件つきで求めているケースが多いと聞いております。

望月委員

国家資格である介護福祉士の資格要件がきつくなると聞いております。さらに近い将来には、介護職員としての任用資格を介護福祉士に一本化するとの話もあるようでございます。各施設や事業所では、こうしたことにしっかり対応していくことが必要ではないかと思っておりますが、県ではどのような対応を考えているのか、お伺いいたします。

小沼福祉保健部長

平成19年度に、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正がございまして、介護福祉士の役割の変更とともに、資格取得の方法の見直しが行われました。実際に介護現場で働いている介護職員の方が介護福祉士を取ろうといたしますと、3年間の実務経験に加えまして、新たに6カ月の養成所研修の修了が求められるようになりました。

先ほど委員のおっしゃいました、介護職員についてホームヘルパーを廃止して介護福祉士に一本化するというお話は確かに厚労省で打ち出されましたが、その後、具体的な進展がない状況でございます。

県といたしましては、今、介護福祉士養成施設の教員の方を介護施設に訪問、派遣をいたしまして、研修などを行う中で、資質の向上に努めるなど、事業に助成をしておりますので、こうした取り組みを通して、介護職員の資質の向上を図ってまいりたいと思っております。また、国の動向にも十分注視をしていきたいと考えております。

（クリーンエネルギー活用推進事業について）

望月委員

次に、104ページ、クリーンエネルギーの活用推進にかかわる事業、予算について何点かお伺いいたします。

まず最初に、県では、昨年3月に地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの削減目標を定めるとともに、6月には、その削減対策の1つである再生可能エネルギーの導入を目指した「やまなしグリーンニューディール計画」を策定されました。企業局においても、チャレンジ山梨行動計画に掲げる「さわやか・やまなし」の実現を目指し、環境に優しいクリーンエネル

ギーの普及促進を図るため、クリーンエネルギー活用推進事業を進めるとしてありますが、この事業ではどのような取り組みを行おうとしているのか、お伺いいたします。

進藤公営企業管理者 クリーンエネルギー活用推進事業につきましては、豊かな自然環境に恵まれた本県の特性を生かし、太陽光発電や小水力発電といったクリーンエネルギーの普及促進に取り組むものでございます。

太陽光発電につきましては、甲府市の米倉山に、内陸部では国内最大規模の太陽光発電所を東京電力と共同で整備することとしております。これにより、「ソーラー王国やまなし」の実現に向けて、先導的な役割を果たしていきたいと考えております。

小水力発電につきましては、二酸化炭素を排出しない環境に優しいエネルギーであり、安定した電力供給も可能であることから、今後さらなる導入が期待されるところでございます。このため、県みずからがモデル施設の整備を進めるとともに、市町村等への情報提供や開発支援などをさらにきめ細かく行い、県内への小水力発電の普及促進を図っていききたいと考えております。

望月委員

県有地の有効活用ということで、今の御答弁もありましたが、米倉山に整備する大規模太陽光発電所につきましては、本県の地球温暖化対策のシンボルとして、県民も大いに期待をしております。太陽光発電を初めとするクリーンエネルギーへの県民の理解を深め、県内への太陽光発電設備の普及の一層の促進につながるよう取り組んでいただきたいと思います。

そこで、明年度はどのような取り組みを行おうとしているのか、お伺いいたします。

進藤公営企業管理者 米倉山の太陽光発電所につきましては、平成23年度中に一部運転開始を目指し、この4月から本格的な工事に着手する考えでございます。

工事につきましては、昨年11月に山梨県と東京電力で締結いたしました「米倉山太陽光発電所の建設等に関する基本協定」に基づいて進めてまいります。

県は、米倉山造成地の敷地や場内道路の整備、また、クリーンエネルギーや地球温暖化の環境学習の場として整備するPR施設の詳細設計を実施してまいります。東京電力は、県が行う整備にあわせて、太陽電池パネルの設置工事に着手することとなっております。

望月委員

太陽光発電と同時に並行して、今、県でも推進しております小水力発電の普及促進の一環として、市町村等の事業者が小水力発電の開発を進める際に、参考となるモデル施設の建設を進めていると聞いておりますが、今後どのような取り組みを進めていこうと考えているのか、お伺いいたします。

進藤公営企業管理者 昨年5月に、「やまなし小水力発電推進マップ」を公表いたしました。その中で、かんがい用水、それから上下水道、砂防ダムなどを利用した98カ所の開発可能地点を掲載してございます。そのモデル施設として、県みずからがタイプの異なるものを4カ所整備することとしております。

このうち、上水道を利用した塩川第二発電所と、トンネル湧水を利用した若彦トンネル湧水発電所につきましては、この4月から運用を開始することとしております。また、明年度からは、深城ダムの放流水を利用した発電所の建設に着手することとしております。

さらに、砂防ダムを利用した発電所につきまして、本年度、適地の選定を進めてまいりましたが、峡南地域は降水量が多く、大規模な砂防ダムも設置されていることから、多くの適地が存在していると思っております。この中から代表的な地点として、身延町の大城川砂防ダムを選定し、明年度から概略設計を行ってまいります。

望月委員

ただいまの答弁で、企業局では、やまなし小水力発電推進マップを発行するなど、小水力発電の開発支援に積極的に取り組んでおりますが、この水力開発により、地域の活性化が図られることを大いに期待しております。

そこで、現在の開発支援の状況及び今後の普及促進をどのように進めているのか、お伺いいたします。

進藤公営企業管理者

県内では、地球温暖化対策や、地域資源の活用の観点から、多くの市町村において小水力発電の関心が高まっており、本年度、南アルプス市の金山沢の小水力発電所であるとか、都留市の元気くん2号が整備されております。

企業局に設置しております小水力発電開発支援室におきましては、本年2月末までに175件の相談がございました。現在26地点において、流量の測定であるとか、概算の建設費の算出などの技術支援、バックアップを行っているところでございます。

県といたしましては、引き続き市町村等を積極的に支援することによりまして、2020年度までに20地点ほどの建設を目標としております。これによりまして、地球温暖化対策などの実現を図りますとともに、あわせて地元の市町村や関係の皆様と協議をする中で、地域の観光振興であるとか、活性化につながるような方向に持っていくことができるようなことも視野に入れながら取り組んでまいりたいと思っております。

(やまなしミートビジネスチャレンジ事業について)

望月委員

ぜひとも地域の活力、また、観光事業とあわせて、そうした発展につながるよう事業展開をお願いいたします。

最後の質問となりますが、27ページのやまなしミートビジネスチャレンジ事業についてであります。来年度の予算案を見ますと、山梨ブランドの確立と販路拡大を目指した多くの事業が掲げられております。ワインやジュエリー、繊維、木材、農産物などありますが、山梨のすぐれたものを国内外に積極的にPRしていこうという知事の強い意思のあらわれではないかと心から敬意を感じているところでもございます。その中で、やまなしミートビジネスチャレンジ事業についてお伺いします。

私の住む峡南地域では、かつては酪農や養豚、養鶏が盛んでありましたが、現在では畜産農家も少なくなっており、県民に良質な畜産物を提供するためにも、畜産振興が重要であると考えております。また、一方では、BSE問題や産地偽装事件等の発生により、県民の食肉に対する関心が高まり、安全で安心な県産食肉に対する期待が高まっております。

このような中で、県産のブランド食肉を広くPRし、販路拡大を進める必要があると考えますが、本年度から取り組まれているやまなしミートビジネスチャレンジ事業について、どのような事業内容であるか、まずお伺いいたします。

笹本農政部長

やまなしミートビジネスチャレンジ事業につきましては、畜産農家の収益性の向上でありますとか、消費者の購買意欲を向上させるために、ブランド

の確立と販路の拡大を目指して取り組んでいるものでございます。

1つ目の、県産牛肉販路拡大チャレンジ事業につきましては、首都圏におけます甲州牛の販売協力店を指定しまして、甲州牛ブランドの浸透を図る内容でございます。

また、2つ目の、フジザクラポーク香港輸出チャレンジ事業につきましては、昨年のトップセールスの際に、食の都香港に持ち込みましたフジザクラポークを継続して売り込むための経費でございます。

また、3つ目につきましては、甲州牛やジビエ料理などをもてなしの食材として活用し、地域資源として定着させるために、調理師会や観光業界などを対象にいたしまして、ブランド食肉マッチングフェアを開催するものでございます。

最後の、フェスタまきばにつきましては、県産畜産物のPRの一環として実施するものでございます。

望月委員

ただいまの答弁で、あらゆる事業、特に4つの事業の中で、マッチングフェアとかフェスタまきばについては継続の事業として理解しておりますが、甲州牛の首都圏での販路拡大とフジザクラポークの香港輸出について、今年度はどのような取り組みを具体的に行っていくのか、お伺いいたします。

笹本農政部長

現在、甲州牛などの販路の拡大につきましては、生産者団体や流通業者で構成します、やまなしブランド食肉販売戦略協議会を設置して取り組んでいるところでございます。

その中で、甲州牛の首都圏での販路拡大につきましては、実際に甲州牛を扱っていただいている食肉店や飲食店10店舗を指定店として認定いたしまして、甲州牛のPRプレートを掲示してもらい、また、レストランの利用者や消費者に認知度を高めてもらうという取り組みでございます。

それから、もう一点の、フジザクラポークの輸出につきましては、昨年の7月末に開催しました香港でのトップセールスの際に、歓迎会の食材として提供したほか、商談会におきまして、山梨食肉流通センターとともに参加したわけでございますけれども、現地の食肉バイヤーや高級日本料理店等15者に対しまして売り込みを行ったという状況でございます。

望月委員

甲州牛の販路拡大をあえて首都圏に限定したのは、何か理由があのことですか。その点をお伺いいたします。

笹本農政部長

甲州牛というブランドにつきましては、県内では、小売店やレストランで販売されておまして、名前は十分売れているという状況がございますけれども、実際問題としますと、甲州牛の約半分ほどが流通しております首都圏におきましては、いわゆる国産の高級和牛として取り扱われている例が多く、必ずしも認知度が高くないという状況がございます。

そういうことでございますので、大消費地であります首都圏におきまして、松阪牛や近江牛と同じランクである甲州牛が甲州牛として販売され、また、そのことによりまして、ブランドが浸透することによりまして、需要が拡大し、県内の肉用牛生産の振興につながるということで、主に首都圏で販路の拡大に努めているということでございます。

望月委員

同時に、県産食品の逸品でありますフジザクラポークのテスト輸出ということですが、初めて香港に輸出したのでしょうか。また、その反響は

どのような効果があったのか、お伺いいたします。

横内知事

昨年、私が香港へ行きましたときに物産フェアをやったわけではありますが、それで初めて輸出を行ったということでもあります。評判としては、非常に肉質がやわらかくて食べやすいとか、脂身の香りや甘味が素晴らしいという高い評価を得たということでもあります。また、同時に、「富士と桜」という日本を代表する言葉が入っているために、日本産の豚肉としてPRしやすいということも好評の1つの原因でありまして、食肉バイヤーと、今、商談を行っております。既に商談の一部が成立していると聞いております。

望月委員

ただいまの知事の御答弁で、今までの取り組み、また、ことしの取り組みにつきましても理解できたわけですが、そこで、今後、平成22年度にはそれぞれ具体的にどのような事業展開をしていくのか、県としての対応をお伺いいたします。

横内知事

やはりそれぞれブランドイメージというものを明確に打ち出す必要があるということをございまして、甲州牛につきましても、ブランドイメージを「名水がはぐくむ甲州牛」と、山梨の名水ということをはっきり前面に出して、来年度は首都圏指定店を10店舗から20店舗に拡大をして、首都圏での売り込みを強化していきたいということでもあります。

フジザクラポークにつきましても、先ほどの香港輸出、これは、山梨中央銀行の駐在員事務所とか香港県人会がバックアップをしてくれておりますので、こういう方々の御協力を得ながら本格輸出を実現していきたいと思っております。

望月委員

県産食肉のブランド化と販路拡大を図るには、息の長い取り組みが必要であらうかと思えます。また、他県のブランド商品との競争激化の中で、マルチブランドとして、ワインやジュエリー、果樹等の山梨すぐれものとセットで、国内外への市場開拓をさらに進めるため、知事のトップセールスに御期待を申し上げるわけをございまして、しっかりと頑張っていただけるよう、取り組みをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

(木造住宅耐震化支援事業補助金について)

渡辺委員

まず最初に、木造住宅耐震化支援事業補助金についてであります。

先般、総務省から、全国の持ち家住宅3,032万戸のうち、耐震診断を実施しているのは、平成20年10月1日現在で、313万戸で10.3%、1戸建てに限って言いますと、2,519万戸のうち184万戸で、7.3%にとどまっているとの結果が出されました。この調査は5年に一度の住宅・土地統計調査に基づいて行うため、一昨年(平成19年)の10月時点のものであり、若干時期的にずれがありますが、まず、本県の持ち家住宅の耐震診断の実施戸数と実施率及び1戸建ての実施戸数と実施率について伺います。また、全国的に見ると、本県の実施率はどのような状態にあるのか、あわせて伺います。

下田県土整備部長

平成20年住宅・土地統計調査にかかわる本県の持ち家住宅の耐震診断実施戸数は2万100戸、実施率にいたしますと、9.2%、順位にいたしますと、全国で上から15番目ということをございまして、

また、そのうち1戸建ての実施戸数ですけれども、2万100戸のうち1万8,500戸、実施率は8.7%ということをございまして、これは、順位と

いたしましては、全国的に見れば、上から8位という順位でございます。

渡辺委員 さきの調査では、都道府県別で実施率の上位は東京の17.9%、静岡の16.6%、神奈川の15.2%などというところではありますが、今後、東海地震等の発生が懸念される中で、同じ地域内の隣接都県でこのような実施率があるのに比べ、本県の実施率が低迷している理由はどこにあるのか伺います。

下田県土整備部長 御指摘のように、耐震診断の実施率につきましては、周辺の東京、神奈川、静岡がかなり高い率でございます。それに比べますと、本県の実施率は低いということでございますけれども、一般論として言いますと、東海地震の発生によりまして、東海地震の発生域に非常に近い沿岸部において危機感が高いということが反映されているのではないかと考えております。

渡辺委員 昨年の8月11日の早朝に、駿河湾を震源とする地震が発生しました。このときの地震はマグニチュード6.5、静岡県最大の震度6弱、県内でも多くの地域で震度4の揺れを記録しました。被害状況を見ると、静岡を中心に死者1名、負傷者300名余、住居被害が半倒6棟、一部破損が約8,600棟とのことでありましたが、このようなことに実際に遭遇してみますと、耐震化の促進の必要性は待ったなしと感じられるところであります。

そこで、木造住宅の耐震診断には、一般的に1戸当たりどのくらい費用がかかるのか、また、県、市町村、個人の負担額はそれぞれ幾らなのか伺います。

下田県土整備部長 住宅の規模、構造等によって変わるわけでございますけれども、本県のっております耐震診断の制度で申し上げますと、その費用につきましては、県と市町村、それから、専門家である建築士事務所協会の協議の中で、一律3万円と決めております。この3万円につきましては、国がその半分の1万5,000円を、県と市町村が残りの半分ということで、3万円全額補助する中で、利用者の皆さんには無料で耐震診断が実施できるという体制を組んでおります。

渡辺委員 それだけの費用をかけて診断を行うわけでありまして、耐震化が必要と診断された家屋については、実際に耐震改修工事を行わないと、安全・安心面でも、また、費用面でも非常にもったいないことになると思います。

県では、平成17年度から耐震改修支援事業を実施していますが、この制度を利用して耐震改修工事に実際に着手した戸数は年度末に幾つなのか伺います。

下田県土整備部長 県の耐震改修工事の制度の実施戸数でございますけれども、平成17年から実施をしています。年度ごとに戸数を申し上げますと、平成17年が19戸、18年度、28戸、19年度、28戸、20年度、27戸、21年度は、2月末現在で23戸ということで、17年度からの実績として、合計125戸ということでございます。

渡辺委員 次に、実際に耐震改修工事を行った場合、どのくらいの費用がかかり、県、市町村、個人の負担割合がどうなるか。さまざまなケースにより費用の大小があるかと思いますが、標準的、一般的に見てということ伺います。

下田県土整備部長 この耐震改修工事でございますけれども、御指摘のとおり、住宅の古さですとか、規模、どういった補強をするかということで、費用のばらつきがあるわけでございますけれども、先ほど言いました既の実績のある125戸のうちの100戸程度の実績を平均いたしますと、この耐震改修工事には設計、監理の部分の費用もかかりますので、その費用も含めて約240万円という規模でございます。

渡辺委員 次に、工事着手戸数の伸び悩みが見られるようですが、私の知人の話によりますと、耐震改修工事に着手する場合、市町村に対する補助金の申請に当たっては、工事内容について、耐震基準を満たすことになるかどうか、設計時には専門家による審査委員会の審査を受けなければならない、このため、建築士の設計を頼む必要があり、設計料だけで行政からの補助金の半分近くになってしまうとのことであります。これでは本体の工事代金に充当できる補助金額が大きく減ってしまうことから耐震改修工事にしり込みをしてしまう方もいるのではないかと思います、実態がどうなっているのか、また、県はそういった仕組みがあることを承知しているのか伺います。ただでさえ改修費への負担に対しちゅうちょされる人が多い中、間接的な費用としてこのような仕組みがあれば、なおさら個人の負担増につながり、事業推進の支障となるわけですが、県の所見を伺います。

下田県土整備部長 耐震改修の補助を受けようとする方につきましては、耐震診断結果に基づきまして、具体的にどのような工事を実施するかという改修工事の設計を委託する必要があるということでございます。その設計に当たりましては、耐震改修という性格上、高度な技術と知識を要するというところでございます。また、そうやって設計した工事がきちんと履行されるということが重要でございますので、工事中の現場の施工監理もあわせて委託しなければならないということで、この設計と現場の監理の費用としておよそ30万から40万円ということでございます。県の一般世帯に対する補助は、県と市合わせて60万円ということでございますから、御指摘のとおり、半分ほどかかるということでございます。

ただ、この設計料も、60万円の改修の補助の中に含んでいると県は考えています。繰り返しになりますけれども、設計したものがきちっと工事に反映されて、耐震がきちんと確保されるということが重要であると考えてございますので、委員の御指摘がありました設計内容の判定を行うということについては、第三者機関に判定を行わせるということが必要だろうと考えております。

渡辺委員 最後に、こうした状況を踏まえ、今後、耐震改修工事の促進をどのように図っていくのか、知事に伺います。

横内知事 阪神・淡路大震災で死者の約8割が住宅の倒壊による圧死であったということを考えますと、やはり住宅の耐震化というものは極めて地震対策として大事なことだと思っております。このため、17年度から耐震改修補助を実施してまいりまして、毎年その拡充を図ってきているところでございます。しかしながら、その利用状況というものは、今お話ししましたように、極めて不十分な状況にあるということでありまして、県民の皆様方もいま一つ危機感というか、切迫感というか、そういうものがないということもあるので

しょうか、計画どおりには進まないという現状でございます。まず、PRを強化して、県民の皆さんにその必要性を十分認識していただくということも大事だと考えておまして、市町村や建築関係団体と連携をしながら、この支援制度が十分に活用されるよう努力していきたいと思っております。

渡辺委員

いずれにしても、一度事が起きれば、これは県民の生命、財産の危機に直結するものであります。いつ来るかわからない大地震であります。あした来てもおかしくない大地震であります。こういったところにも不況が影を大きく落とし、支援の支障となっていることは大変残念であります。県では、県政のPR、制度周知などをさらに進め、県民の安心・安全の確保に全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。私の質問を終わります。ありがとうございました。

（高齢者の交通安全対策について）

皆川委員

私は、初めに、高齢者の交通安全対策についてお伺いいたします。

先ごろ、知事も参加していると言われた高齢者にやさしい自動車開発推進知事連合が実施したアンケートの結果が公表されました。それによりますと、その内容は、75歳以上の高齢者で、車をほとんど毎日運転する人が農村部分では69%と、都市部より10ポイントほど高いということになっております。自動車依存度の高い本県におきましては、さらにこれより高い数字になっているのではないかと、実態はそうなっているんじゃないかなと思います。また、山梨県交通安全対策会議の資料を見ますと、関係者の尽力もあって、交通事故の発生件数や死傷者ともに着実に減少していることは大変喜ばしいことだと思っております。

しかし、高齢者の交通事故の推移を見ますと、件数、負傷者が若干増加し、死者数は横ばいになっております。これは大変心配な状況にあると思います。高齢者による高速道路における逆走事故がこのところ2件ばかり報道されたことや、また、私も時々目にするんですけども、もみじマークをつけた高齢者が、車の流れに乗り切れずに、非常に危ないなと感じることがしばしばあります。今後、また民主党の公約である高速道路の無料化が実現することになれば、高速の流れに乗れずに、いつものろのろ運転をしているもみじマークの高齢者ドライバーは、さらに危険な状況になるのではないかなというふうに思います。今の日本の繁栄を築いてくださりました高齢者の皆さんが、安心して暮らせる環境をあらゆる場面で整えることは、政治、行政の大きな課題ではないかなと思っております。

そこで、まず、予算概要60ページにあります県交通対策推進協議会事業費補助金で実施する事業のうち、高齢者対策関連の事業の内容についてお伺いしたいと思います。

窪田県民室長

山梨県交通対策推進協議会における高齢者の交通安全対策についてでございますけれども、山梨県交通対策推進協議会につきましては、128の行政機関、交通安全関係団体等をもって構成をしております。交通事故防止対策等を総合的かつ効果的に推進をしておりますけれども、その中で、高齢者の交通事故防止に関しましては、交通安全運動の重点目標の1つとして、高齢者と子供の交通事故防止を掲げまして、春及び秋の全国交通安全運動を初め、年6回にわたる交通安全運動等において重点的に普及啓発活動を実施しております。

また、警察本部が実施している高齢者に対する交通安全教室等におきましても、パンフレットや啓発物品を配付しまして、高齢者に関する交通事故防止に関する意識の高揚を図っているところでございます。

以上でございます。

皆川委員

意識の高揚を図っていただいたり、教室をやっておられるということは大変いいことではないかと思っております。

そこで、免許証の返納率の向上について伺いたいと思います。

私、県警本部運転免許課に伺いましたところでは、1月末の時点で70歳以上の運転免許保有者数は約6万3,000人、そのうち75歳以上の方が3万3,600人おいでになります。国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、本県の75歳以上の人口の割合が、20年後には20%を超えると言えますから、高齢者の免許証保有人口が今後さらにますます増加するということになります。そういうことが予測されるわけでありまして。

冒頭に触れました知事連合会は、高齢者が抱える動体視力の低下とか、あるいは反応の鈍化などの課題を緩和できる自動車の開発、これに取り組んでいることは十分承知しているわけでありまして、私は、車を運転しなくても生活できるような、高齢者が安心して生活できるような環境づくりも重要ではないかと思っております。

運転免許証の返納制度がありますが、私が調べたところ、去年の4月1日からことしの1月末までに70歳以上の高齢者の返納状況は355人と、高齢者に占める割合はわずか0.6%にとどまっております。公共交通機関の脆弱な本県の現状の中では、病院へ通院したり、また、買い物に出かけたりということが多いため、そう簡単に高齢者も免許証を返納できないこともよく理解できます。しかし、一方で、こうした返納制度は、高齢者の方々の交通安全対策としては大変有効なもので期待できるものであると考えております。何よりも御家族の安心につながるものと思います。例えば、80を過ぎた御高齢のおじいちゃんが、まだまだおれは大丈夫だと言って、ハンドルを握って出かけていったと。家族は、本当に無事に帰ってこられるだろうか。最近おじいさんは耳が遠くなったり、視力も低下したと。もし万が一をねてしまったどうなるんだろうかというようなことをいつも高齢者が出かけるたびに家族は心配するということをよく私も耳にしております。

そこで、高齢者の運転免許証の返納率の向上に向けて、県警察ではどのような取り組みを行っているのか、まずお伺いしたいと思います。

西郷警察本部長

返納率の向上についてということでございますが、高齢運転者に関しましては、昨年6月、75歳以上の方に対しまして講習予備検査を導入いたしまして、免許更新時の更新の中で、この講習予備検査の結果に応じた講習を実施し、安全運転への指導を強化しているところであります。

また、一方では、運転免許証の返納者に対しまして、運転経歴証明書を発行しているところでありますけれども、山梨県タクシー協会では、これを提示した方にはタクシー料金を1割引きにして、運転免許を返納した高齢者の方へ配慮をいただいているところでございます。

これらのことによりまして、最近、運転免許証を返納される高齢者の方が増加をしているところでございます。

以上でございます。

皆川委員

わかりました。これにつきまして、高齢者福祉という観点から、返納率の

向上のためには、公共交通機関の充実が必要不可欠なものだと思いますけれども、これを充実させるためには、大変時間を要するものだと思いますので、そこで、私は、タクシーを活用することによって高齢者の運転免許の返納を促進することを提案したいと思います。

現在は、先ほど県警察からお答えいただいたとおり、運転免許証の返納者には、証明書の提示によりましてタクシー料金が1割引かれるという制度がタクシー業界の協力で実施されておりますが、これでは私は不十分だと思うわけであります。私の提案は、運転免許証を返納した高齢者、例えば、80歳以上の方に対して無料タクシー券を交付する制度を導入することであります。それを私は提案したいわけでありますが、高齢者が自家用車に頼らず活動ができるように、生活圏の範囲内等を考慮して、限度額の範囲内で、週1回か2回、外出が可能となるようなタクシー券が発行されるようになれば、高齢者の免許証返納が大きく進むと同時に、高齢者が積極的に外出して地域経済の活性化にもつながるだろうし、また、低迷するタクシー業界の活性化にもつながるといことが期待されるわけであります。さらに、本県の高齢者福祉の増進にも大きな効果があると思います。山梨県が日本一高齢者に優しい県として、福祉先進県の先頭に立つことが本県のイメージアップにもつながる大変重要なことではないかなと考えているわけであります。市町村や関係機関との連携が必要となることも想定されるわけでありますが、この施策の導入について、ぜひ前向きに検討していただくことを提案いたしますが、御所見をお伺いしたいと思います。

小沼福祉保健部長 高齢化がさらに進展する中、委員の御指摘のように、運転免許証返納者の増加を促すという意味からも、高齢者の外出を支援する交通手段の確保策はますます重要だと考えております。

県内では、既に幾つかの市町村におきまして、高齢者等へのタクシー券の配付や、コミュニティーバスの導入などの独自の外出支援策が実施されております。

委員御指摘の、週1回ないし2回程度の外出が可能となるようなタクシー券の発行につきましては、高齢者の運転免許証の返納促進等に有効であるとは考えますが、厳しい財政状況下での財源確保や、市町村との連携などの課題もありますので、今後、研究してまいりたいと考えております。

皆川委員 今後の研究というのは、もう十分研究しているんですよ。山梨県では、部長、お伺いしますが、高齢者福祉対策で他県にはない、すぐれたものって具体的に何がありますか。

小沼福祉保健部長 知事会の先進的な取り組みの中にございます事例として、お年寄りを使った人材バンクの活用などが、全国知事会の先進的な事例として紹介をされております。

皆川委員 本県で、他県になくて、山梨県が福祉先進県だと言えるような具体的な施策はありますか。

小沼福祉保健部長 申しわけございません。大変言い方が悪かったんですが、高齢者を活用する人材バンク等の事業が、全国知事会の中で先進的な政策として紹介をされているということでございます。

（甲府市中心市街地活性化について）

皆川委員

わかりました。それでも、やっぱりこういう具体的なものをもっと。確かにこれは、今の苦しい財政の中では難しい面もありますが、こういうことにどんどん積極的に取り組んでいくことが、山梨県の高齢者に優しい先進県、福祉先進県のイメージアップにつながると思いますので、ぜひこれについては研究にとどめず、しっかり実施できるようにお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

甲府市中心市街地活性化についてお尋ねいたします。まず、予算概要の53ページの甲府駅南口周辺地域修景計画策定事業費についてお尋ねしたいと思います。

私は、これまで折に触れて、甲府市中心市街地活性化については幾度とさまざまな提案をさせていただいておりますし、また、横内知事も就任以来、これについて、積極的に取り組んでいただいておりますことは、十分承知しております。甲府商工会議所の歩行者数調査によれば、昨年秋には歩行者数が過去最低となったとのことであります。全国の多くの都市で同様に大変厳しい状況であるわけでありますが、この春には、甲府駅の北口広場にはペDESTリアンデッキが完成し、また秋には、紅梅地区の再開発事業が完成するなど、飛躍するきっかけは大いにできているんじゃないかと思っております。さらに、県庁の防災新館や甲府市庁舎の建築などが続きますので、これらを契機として、何とか甲府市中心市街地の活性化が進めばいいなと思っているわけであります。

こうした中で、明年度から甲府駅南口周辺地域修景計画策定事業に取り組もうとすることは大いに意義のあるところであり、高く評価するものであります。

そこで、まず、知事は、現状にどのような課題があると考えてこの事業を立ち上げるのか、お伺いしたいと思います。

下田県土整備部長

この甲府駅南口の周辺地域といいますのは、県都の玄関口であるということはもちろんでございますけれども、多くの県民の皆様や観光客の皆様が利用する交流拠点でもあり、また、商業、業務等の都市機能が集積する、本県の顔となる重要な地域であると考えております。

しかしながら、現状、当該地域の景観は統一感がない、雑然としている、歴史的、文化的な背景や山梨らしさを感じ取ることができない、こうした状況にあらうかと考えております。

したがって、これらの現状に対し、県都の玄関口にふさわしい美しく風格のある景観とするために修景整備が必要と考え、計画を策定することとしたものでございます。

皆川委員

まさにそのとおりであります。甲府市の玄関口でありますので、そういう意味では、風格のあるいい町並みをつくったほうがいいと思っておりますので、そういう動機で、このような課題を考えていることはいいことだと思います。

これから事業内容について幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、対象エリアとしてはどの範囲を考えているのか伺います。

下田県土整備部長

この修景計画策定の範囲ということでございますが、南北でいいますと、北側は、JR中央線、南側は、岡島の前の国道411号の間、東西でいいますと、平和通りの西側、ある程度幅は持っておりますけれども、もう少し言いますと、平和通りの奥の市道のあたりまで、それから、東側は、NTT西

交差点の古府中環状浅原橋線までの間。このようなところに囲まれる地域を検討エリアとして考えてございます。

皆川委員

かなり広い範囲ということになりますね。そうすると、本当にこれからこの事業がうまくいくと、地域の景観が変わることが期待されると思います。こういうエリアの全域を修景しようとする、非常に多くの関係者の合意形成が不可欠ではないかなと思うわけでありますが、景観対策の難しさというのは、やっぱり多くの皆さんの同意が必要であると思います。

そこで、駅前広場や道路などの公共空間においても、県、甲府市、JRなどが協力して取り組むことが必要だと思えます。そこで、この事業における甲府市との連携はどのように考えているのか、また、甲府市が費用負担をしていただけるのか、お伺いしたいと思います。

下田県土整備部長

御指摘のように、良好な景観の形成といいますのは、住民に最も身近な存在であります市町村がその中心的な役割を担うべきだろうと考えてございます。そういう意味で、今年度から、甲府市では景観計画策定に着手をしているということでございます。したがって、この修景計画策定の事業につきましても、甲府市が行っております景観計画と整合を図りながら、あるべき県の玄関口の姿を実現するという計画を策定するというところでございます。

一方、甲府駅南口周辺の地域には、県、あるいは市がそれぞれ管理いたします公共施設が多数ございますので、その公共施設が地域景観の骨格を形成するだろうと考えておりますので、県と市が南口に対する同じイメージを共有しながら修景整備を進めないと、統一感のある景観形成ができないだろうと考えております。

以上の理由から、この修景計画策定の事業につきましても、県と甲府市が一体となって進めるということが必要でありまして、人的な負担、あるいは費用的な負担も含めまして、市と協力して実施してまいりたいと考えてございます。

皆川委員

これについて、具体的に合同会議みたいなことはしているんですか。

下田県土整備部長

まだ下打ち合わせということでございまして、予算が通りましてから新年度になって連携をしていきたいと考えております。

皆川委員

景観対策というのは、多くの関係者の合意が必要になります。ある意味では、事業をスタートするときには極めて重要ではないかと思えます。修景計画に当たっては、こうした点を十分に考慮していただきたいと思えます。

そこで、この計画策定をどのように進めていくのか、また、いつごろを目途に計画を進めるのか、伺いたいと思えます。

下田県土整備部長

この計画の進め方ということでございますけれども、計画策定に当たりましては、学識経験者ですとか、地元の関係者から成る検討委員会を設置いたしまして、その委員会の意見も聞きながら計画を検討していくということでございます。また同時に、県民からもいろいろな御意見、アイデアを聞きながら、それを計画に反映していきたいと考えております。

この計画が最終的にいつごろできて公表できるのかということでございますけれども、まず、来年度は、先ほど言いました検討委員会を設置いたし

まして、アイデア募集を通じて原案作成まで行おうということでございます。

また、その後、平成23年度には、関係機関との調整ですとか、さらに、パブリックコメントも実施をしながら、この計画の内容を高めて決定し、公表していきたいと考えております。

皆川委員

こうした事業は、往々にして計画をつくること自体が目的になってしまって、なかなか進まない、具体的に取り組みが進んでいかないというのがよくあるケースなんですけれども、エリア別に段階的に実施していくことが想定されるわけではありますが、ぜひ目標年次を明示して、必要な財源の確保をすべきだと私は考えております。現段階ではどのようにエリア別にやるのか、考えがあるのか、ちょっと教えていただきたい。

下田県土整備部長

この計画ができた後の事業の実施のやり方ということにつきましては、まだ具体的なイメージがあるわけではございませんけれども、エリア別にやるのか、あるいは、今、考えているのは、県と市がそれぞれ、先ほど言いましたように、公共施設を抱えてございますので、それぞれの修景整備に必要な施設について順次事業化をしていくだろうと思っております、それが着実に実施できるように、計画的に目標年次を定めたり、どういった地域からやるのかとか、あるいは、有利な制度を活用してやるといったようなことも含めて今後考えていきたいと考えております。

皆川委員

当面、平成25年に開催される国民文化祭、これに向けてぜひしっかり取り組んでいただかなきゃいけないんですけど、まず、甲府駅南口の駐輪対策、これはぜひ国民文化祭までに何とかやってもらいたいなと思っております。特に、今回の国民文化祭は、施設を生かして長期間開催することになっておりますので、駐輪対策については一時の取り締まりではちょっと無理なので、ぜひとも恒久的な対策というような形でやったほうが私はいいんじゃないかと思っておりますけど、そこで、駅周辺の駐輪対策についてどのように取り組むのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

下田県土整備部長

確かに甲府駅の南口周辺、自転車があふれておりまして、イメージも著しく損なっておりますし、また、歩行者の安全な通行ということにも支障を来していると認識してございます。駐輪の問題はなかなか難しい問題でございますけれども、1つは、規制という問題と、もう一つは、駐輪させる駐輪場整備という、ハード、ソフト両面から取り組んでいく必要があるかと考えております。

具体的には、駐輪対策というものは、市が中心となって取り組むことが基本であろうとは思いますが、この周辺地域の修景計画を市と共同して策定する中で、この駐輪問題に対する早期の対応も検討していきたいと考えております。

皆川委員

時間がないので、次に移ります。

こういうことは、景観は、多様な要素で構成されておりますけれども、通りに面する建造物の意匠、つまり、デザインに大きな影響を及ぼすものがあります。意匠、デザインというものがね。風格のある町並みをつくっていくためには、民間所有の建造物についても何らかの取り組みを進めることが不可欠じゃないかなと思うわけではありますが、本気でこういう景観整備に取り組んでいくのであれば、こうした面でも予算を投入する覚悟を持って甲府駅

南口周辺の修景に取り組んでいくことが私は必要ではないかと思えます。最後に、知事のこの辺の決意をお伺いしたいと思います。

横内知事

甲府駅の南口周辺といいますのは、県外から来た人が本県の第一印象を決定する大変県都の玄関口として大事な場所であります。したがって、県都の玄関口にふさわしい美しく風格のある格調の高い景観であってほしいと思うわけであります。

現状は、昭和61年国体の前に恐らく整備をしたんでありましようけれども、もう20年以上が過ぎて、アーケードにしましても、あるいは植栽にしましても、やや古くなっているんじゃないかなという感じもいたしますので、甲府市と協力しながら、積極的にこの事業に取り組んでいきたいと思っております。

委員の御指摘のように、これは公共施設だけに限りませんで、道路周辺の民間の建物の修景の問題も当然あるわけであります。そういうものは、景観計画とか景観条例がございます。そういうものとも一体的にやっていく必要があると思ひまして、そういう点も視野に入れながら、この地域の景観整備というものに一生懸命取り組んでいきたいと思ひます。

皆川委員

ぜひひとつ、山梨県の玄関口をしっかりと整備していただきたいと思ひます。

最後に、ヴァンフォーレ広場の運営事業費についてお伺いします。

ヴァンフォーレ広場というのは、実際にはパブリックビューイング、いわゆる大型の映像装置というか、大型テレビですか、これに映し出すというようなことを年に1回しかやらなかったということで、若干期待外れがあったわけですけど、これは、何でこんなことをやるかということ、目指しているのは、商店街の活性化につなげていこうということじゃないかと思ひます。

そこで、この事業のこれまでの成果をどのように評価しているかお伺いします。

中澤企画部長

これまでの事業の成果ということでございますけれども、ヴァンフォーレ広場は、高い集客力を持つヴァンフォーレ甲府をテーマに、中心市街地の活性化を図っていこうということで始めたものでございまして、始めるに当たりましては、甲府市や甲府商工会議所、それから、地元商店街等と実行委員会をつくりまして、それで事業を進めてまいりました。これまで2回開催をいたしまして、昨年度はパブリックビューイングを中心に、そして、本年度は選手との交流会をメインに、また、地元の商店街の既存のイベントも取り込みながら実施をしてきたところでございます。

これまで2回の開催では、いずれもあいにくの天候だったんですけれども、大勢の県民の方に御参加をいただきまして、中心市街地活性化の一助になったと理解をしております。また、地元の商店街を初めとする関係の方々には、中心市街地に活気にぎわいを取り戻すということの重要性を十分認識していただけたものと理解をしております。

以上でございます。

皆川委員

わかりました。いずれにしても、甲府市中心市街地活性化という問題は大変難しい問題であります。知事も一生懸命積極的に取り組んでくださっておりますが、ぜひ最後に、もう一度決意をお伺いして終わりたいと思ひます。

横内知事

甲府の中心市街地というのは、県民が、あるいは甲府市民が長年にわたっ

てつくってきた、はぐくんできた、言ってみれば、県民共有の財産だと言ってよろしいと思いますし、先ほど申しましたように、訪れる人たちが甲府の町並みを見て、本県に活力があるのかないのかとか、そういう印象を受けるということで、大変に重要な場所だと思っております。その活性化というのは、一甲府市にとどまらず、山梨県全体の課題だと思っておるところです。

県としては、委員も御案内のように、いろんなことをやってまいりました。紅梅地区の再開発ビルに宝石美術専門学校が、ことしの秋から移転をいたしますし、また、防災新館の建築を始めますけれども、1階部分にジュエリーミュージアムだとか県産品のショップを設けるということとか、あるいは、北口の新県立図書館が整備されますと、利用者は恐らく年間60万人ぐらいになります。かなりの活性化に寄与するだろうと思うわけであります。加えて、岡島のリニューアル計画とか、あるいは、オリオン通りのアーケード再整備といった民主導の活性化も始まっております。中心市街地の活性化というのは、官民が一体となって進めることが重要であるということと同時に、県と市が緊密に連携をしながら、協力して進めていくことが大事であり、その点に十分心しながらやっていきたいと思っております。

皆川委員

熱意あふれる御決意をお伺いいたしましたので、私の質問はこれで終わります。

（ 休 憩 ）

（就農定着支援制度推進事業について）

鈴木委員

自民党新政会の鈴木幹夫です。時間も少ないので、はしょっての質問になると思いますけれども、よろしくお願いたします。

まず、就農定着支援制度推進事業についてお伺いいたします。今年、農業センサスの調査がありますが、5年前の調査においては、2000年から2005年度までの5年間、農家の数は約4,000戸減少していると。そのうち、農業の就業人口が当時65歳以上の割合は、5年間で5ポイントぐらい増加し、全体の60%ぐらいになっているという話を聞いておりますが、今回さらに農業数が減少している。非常に農業者の高齢化が進んでいる中で、平均が大体2歳上回って67歳ぐらいではなかろうかと推定をされておるわけですが、大体全体の65%以上になってくるのではなかろうかと。これはセンサスがはっきりすれば数値がわかると思うんですが、その中で、特に本県の特産であります果樹の生産者も高齢化している中で、営農を断念する人もみえている。中でも、水田については若い人でも農業の機械化をすれば規模の拡大はできるんですが、果樹農業というのはなかなか難しい現状にある。そういう中であって、県でも就農の定着を図ろうということで支援体制をするわけですが、まず、農業の定着支援制度についての概要をお話しいただきたいと思えます。

笹本農政部長

果樹農業の振興ということでございます。これからも果樹農業が発展していくためには、先生御指摘のとおり、担い手の確保と育成が急務だろうと思っております。ただ、果樹の場合、ほかの作物に比べまして、栽培技術の習得に時間を要するということがございまして、それが新規就農の際の大きな課題と考えております。

そういう中で、年間20名程度を就農させていきたいということで、年間20名の就農希望者を、すぐれた技術を持つ篤農家、アグリマスターと称し

たいと思っておりますけれども、その篤農家のもとで、マンツーマンで指導を受ける実践的な研修制度を新たに創設したいということでございます。

具体的な支援策といたしましては、研修生を受け入れる技術指導を行う篤農家に対しまして月5万円を支給すると。また、研修生の生活を支援するという意味から、5万円を受け入れ農家を通じて研修生に支給するという仕組みでございます。

県といたしましては、明年度から就農希望者が円滑に就農できるこのような実践的な研修を通じまして、地域と一体となって実施することにより、果樹の新規就農者を確実に確保・育成していきたいということでございます。

鈴木委員

昨今、非常に県内外を含めて農業に関心を持つことが多くなってきていると思うんですが、その中で、これから募集をどのように進めていくか、その辺を聞いておきます。

笹本農政部長

募集につきましては、山梨県で果樹の栽培に取り組む意欲のある方ということで、農大の卒業生と、農家の視点も含めまして、県内外を問わず、市町村の推薦、または、公募によりまして受け入れていきたいと考えております。

また、より多くの方に制度を知ってもらうという意味で、県の就農相談会、また、ホームページを活用したり、特に、市町村、また、JAへの事業説明をしながら、積極的なPRをしていきたいと考えております。

鈴木委員

県外を考えてみますと、宿泊の関係もあると思うんですが、その辺はどのような考えを持っていますか。

笹本農政部長

新規就農者については、県内外ということで考えております。そういう意味で、今回、4月からは、担い手対策室を設けまして、県内外の就農希望者が1人でも多く山梨県で就業していただきたいと働きかけを強化してまいりますと考えておりますけれども、先生の御指摘のように、県外からいらっしゃる方、住宅の問題が1つの課題だと思っております。そういう意味で、本事業におきましては、就農希望者の住宅費などに充てられるという意味も含めまして、月5万円の研修手当を受け入れ農家を通じまして研修生に支給したいと思っております。

鈴木委員

すごくよい制度ですが、1年間だけですから、マンツーマンで教えるんですが、1年間ではなかなか本人が就農してどうこうするというものになっていかないかもしれません。一応、1年間終わって、指導体制はどのような形に持っていくわけですか。

笹本農政部長

基本的には1年間の研修をしていただいて就農ということになるわけですが、実際問題、就農に当たりまして、農業機械、または、農地に関する初期投資というのが非常に大きな課題だろうと思っております。そういう意味で、機械購入費の助成でありますとか、リース樹園地の整備に対する助成制度などを設けまして、新規就農者の経営開始時の負担を軽減していきたいと思っております。

また、栽培技術の関係で申しますと、研修生を受け入れた篤農家が引き続き身近な相談者として指導していただくということと、また、地元の普及センター、それから市町村、JAなどで支援チームをつくりまして、自立に向けて全面的にバックアップしていきたいと思っております。

（耕作放棄地対策について）

鈴木委員

農業の担い手確保、とりわけ本県の特産である果樹農業の担い手の確保というのは、なかなか育成していくのは難しいわけですが、非常に重要課題であるのとらえているわけですが、来年度から取り組む新しい制度に、より多くの担い手が確保され、県内の果樹産地の維持発展が図られるように今後とも努力をしていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

次の問題もなかなか難しい問題ですが、耕作放棄地対策についてお伺いしますが、耕作放棄地の解消を図るということの中で、地域の担い手の状況や土地の条件なども考慮し、さまざまな取り組みが必要であると考えているところですが、そこで、耕作放棄地の再生活用促進総合対策事業費として、耕作放棄地の解消促進事業や、それから、レンタル牛を活用した耕作放棄地対策のモデル事業などがありますが、これはどのような取り組みなのか、まず聞いておきます。

笹本農政部長

これらの事業につきましては、現在、市町村における耕作放棄地解消5年計画に基づき、地域の実情に応じた取り組みを進めております。そういう中におきまして、今御指摘の、耕作放棄地解消促進事業につきましては、耕作放棄地の除草、抜根、整地等の活動を支援してまいりたいということでございます。また、明年度から実施します、レンタル牛を活用いたしましたモデル事業は、県立八ヶ岳牧場の牛を貸し出しまして、耕作放棄地に放牧して解消してまいりたいということで、この事業によりまして、畜産農家の飼料費の削減でありますとか、鳥獣害の軽減など、多様な効果を期待しているところでございます。

鈴木委員

実際に耕作放棄地の把握とか、それから、新しい耕作放棄地とされる農地の把握の仕方をどのような考え方で考えているか、その辺を部長に聞きます。

笹本農政部長

実は、昨年、農地法が改正されまして、農業委員会は、管内の農地の利用状況を毎年調査する、また、実施することになってございます。先ほど5年計画の際、実は20年度に、全般的に、耕作放棄地の全体調査というのをしてございます。これも参考にしながら、今後につきましては、耕作放棄地の解消状況、また、新たに発生した耕作放棄地を把握して、農地の有効活用を指導してまいりたいと思っております。

鈴木委員

今、聞く中で、把握した上で、県として対策はどのような考え方を持っているんですか。

笹本農政部長

県といたしましては、まず、農業委員会におきまして利用状況を調査するというので、厳密に、耕作放棄地の所有者に対しまして耕作の再開、また、担い手への賃借の意向調査、これにつきましては、面談とか電話なんかでしていただきまして、それ以後につきましては、県の具体的ないろいろな事業を通じまして支援していくということになるかと思っております。

鈴木委員

これはなかなか難しいんですね。実質把握をしたとしても、耕作放棄地に未然にしないという方策を打っていかなきゃならんと思うんですね。その辺はどのように考えていますかね。

笹本農政部長

未然防止ということは非常に大事だろうと思っております。そういう意味から、21年度、本年度におきまして、耕作放棄地等管理モデル事業費補助金がございまして、これによりまして、高齢者等で農作業が困難な農家の農作業の受託を行う営農サポートセンターの設立を支援しております。具体的には、今年度は、JAフルーツ山梨に設立されておりますけれども、来年度につきましても、新たに1カ所の設置を支援していきたいと考えております。

また、この取り組みに加えまして、JAが農地を借り受け、整備を行った上で、新規就農者に果樹園を貸し出すリース樹園地の支援事業も明年度に創設しまして、果樹農家の支援をしてまいりたいと考えております。

鈴木委員

私が考える放棄地というのは、本会議で部長からお答えをいただいたと思うんですが、平成24年度、17.4から6.2にするという壮大な計画を持ちながらやられていると思うんですけれども、今回、先ほど話したように、農業センサスでいろんな進路がわかると思うんですが、私は、全体を見ていて、特に中山間地は御承知のように、非常に耕作放棄地が多く見られるんですが、平地だって非常にあるんですね。私どもの甲州市でもそういう感じがするんですが、要は、農政対策よりも耕作放棄をする方のほうがどうも上回っている感じがするんですね。そうすると、部長が言われたように、本当に24年度に6.2%に、これは見込みかどうかわかりませんが、センサスでそういうことにするという考え方をちょっと聞いているもので、その辺を、知事、非常に難しい問題かもしれませんが、その辺の意気込みを聞きたいと思うし、それから、本当に24年度に6.2ぐらいにするという、抜本的な今の政策により、本当になるのかどうか、その辺も含めて、御決意のほどを聞いてみたいんですけど。

横内知事

耕作放棄地対策といいますのは、本県の農業を維持すると同時に、果樹園である本県の独特の農村景観というものを守っていくためにも大変に重要な、また、緊急の課題だと思っております。

耕作放棄地対策と、それから、担い手対策というのは車の両輪でございまして、耕作放棄地を解消していくためには、担い手を確保していく。その担い手を耕作放棄地に活用していくということをやっていくのが必要なわけでございます。そういう意味で、担い手対策としましても、都市住民を新たな農業の担い手に育てていく農業協力隊推進事業とか、あるいは、先ほど御説明をいたしました、就農定着支援事業といった担い手育成対策を耕作放棄地対策の一環としても強力に進めていきたいと思っております。

こうした施策を進めるために、農政部の中に、明年度は、担い手対策室と、それから、農地活用の専任スタッフを配置いたしまして、担い手対策及び耕作放棄地対策を総合的に推進していきたいと思っております。24年度までに6.2%にするというのは、非常にこれは高い目標でありますけれども、その目標の達成に向かって最大限の努力をしていきたいと思っております。

(ドクターヘリ導入について)

鈴木委員

今、知事から決意を聞いたわけなんですけど、私どももやはりこの辺は非常に山梨県の中でも果樹農業をめぐる最大の課題ではなかろうかと思っております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、ドクターヘリについて少し時間をいただきまして、質問をしてまいりたいと思うんですが、今回、予算を盛って、ドクターヘリ導入についての

可能性の検討委員会を構成していくということの中で、なかなか難しいわけだったんですけど、知事の御英断の中でそういう方向になってきたと。私もドクターヘリの勉強会を通じながら、何とかこの山梨県の空に、命のかけ橋となるドクターヘリを1機保有していただきたいなという気持ちで取り組みました。基本的な、将来にわたっての、継続的、かつ安定的な運航をする前に検討委員会、必要であるか否かになると思うんですが、その委員の構成をまずお話を聞きたいと思うんですが。

小沼福祉保健部長 検討委員会の委員の構成についてでございますが、現時点におきましては、県医師会、それから、地域の中核病院、消防機関、市長会、町村会の方々に加えまして、大学、それに、仮に運航するとなりますと、運航主体となります県立中央病院の先生方などを考えております。

鈴木委員 そのメンバーで、とりあえずどういうところから検討を進めていくわけですか。

小沼福祉保健部長 検討の内容でございますが、まず、先進県の状況、それから、本県におけるヘリコプター搬送が有効な症例がどのくらいあるのか調査、分析をする。まず、それがベースにありまして、それから、安定的な運航に必要な医師の確保等の諸課題について御議論をいただいて、導入の可能性、また、導入しない場合の代替措置等の御検討をいただくことにしております。

鈴木委員 先般、部長から本会議において、ドクターヘリを導入したらということで、170名ぐらい年間の運航ができる、運用ができると。その試算はどういう形でしたんですか、170という数は。

小沼福祉保健部長 本会議のほうで答弁をさせていただきまして、170という件数は、今、神奈川県と富士・東部地域で共同運航しておりますが、その中の重症事例のうち、ヘリコプター搬送を使ったのが5.4%でございますので、それを全県では、19年度でございますが、3,200件重症事例がございましたので、単純機械的に5.4%を掛けた数字が170件でございます。

鈴木委員 これは三次救急の救急救命センターの20年度の搬送件数なんですが、大体今現状は1.3倍ぐらいふえているんじゃないかと思うんですが、甲府市が近いからこの数になっているわけじゃないんですよね、実際。

私、救急救命士に聞いたんですよ。なぜこんなに低いんだと。例えば、峡南、富士五湖、それから都留、大月、上野原、何だと思えます。時間がかかるから、基本的には出動できないんです、実際。だから、このような数字なんです。それと、もう一つは、ドクターヘリを、例えば、神奈川県へお願いしたとしても、他の県のヘリコプターだから、若干頼みにくいという話なんです。ですから、こんな数字になっているんですよ。実際、30回、40回じゃないんです。ですから、救急救命センターにお願いしたとしても、例えば、ドクターカーを使っても、救急車を使ってもまず無理だと。そうすると、第二次救急の市町村の病院でやっているから、救急救命士が言うには、少なくとも1割ぐらいは見ずに死んでいると。それは1.5割かどうかわかりませんよ。だから、そういう考え方なんです。ですから、ドクターカーも必要かもしれませんが、この数値というのは、やはりドクターヘリも使わないと救急救命の抜本的な改革にはならないと思うんですが、その辺はいかが

ですか。

小沼福祉保健部長 確かにこの数字を見ますと、甲府と甲府以外の地域と非常に格差といいますか、差があることはわかります。先ほど委員がおっしゃったように、長距離で中病に持っていかれない結果、地域の二次医療に頼っているんだという事例も多い。正直申し上げて、私どもも聞いております。それから、そういうことは、ヘリコプターを導入することによりまして、ある程度そういった問題は解決できていけるのかなとは考えておりますけど、具体的にどんな症状の方をドクターヘリで搬送するのか、これから具体的に詳細に分析をしていかなきゃならないと思いますので、この数字がすごく跳ね上がるような、そういったイメージは今のところつかめておりません。

鈴木委員 試算する上で、私、170がおかしいとは言いませんけれども、基礎自体がおかしいんです。というのは、静岡県を考えてください。それを土台にすると、大体山梨県の4倍なんです。年間運航が2機あって、1,300回以上なんです。そうすると、少なくとも80万県民としても、4分の1で考えれば、300回以上は飛ぶんですよ。最低の数が240回以上じゃないと、せっかくドクターヘリを配備しても配備した意味がないんですよ。だから、そのぐらいの試算を考えないと。本会議で170回と言うものだから、ちょっとおかしいんじゃないかなと。さっき言ったことも考えると、少なくとも240回以上の試算ができないとこれはおかしいと思うんですけど、部長、どう思います。

小沼福祉保健部長 今、私どもが持っている材料は、富士・東部における実績でございますので、それを5.4で単純に掛け合わせた数字でございますので。これから来年度の検討委員会の中で、専門の先生の御意見を受けながら、実際に症例を調べていただいて、救急搬送をした中で15分以上かかっている、重症の事例の中で15分以上かかっているものは、これはヘリコプターの搬送が有効ということでございますので、そういったものを実際に専門の委員の先生方に調べていただいて、どのくらいあるのか把握をしていきたいと考えております。

鈴木委員 そうですね。調べて、確たる数字を出していただきたいと思います。

山梨県は、救急車を呼ぶ前に電話をかけて、その時間で現地へ行く時間が全国の中でも下から3番目ぐらいなんです。まず、遅いということですね。それで、着いてから各病院へ。例えば、中病までに行くには相当時間がかかるじゃないですか。ですから、1時間以上もかかるのが1,500以上あるんですよ、3万五千五百五十何件のうちの。それと、2時間もかかるというのが91件もあるんです。これを考えると、ドクターヘリを配備することは必要なことであって、中には、費用対効果でお金がかかると言うかもしれません。お金のない方がベンツやアストンマーチに乗れるか。そういうものじゃない、それだけのものじゃないということを考えてほしいと思うんです。

昔、覚えているかどうか知りませんが、よど号のハイジャック事件のときに、ある方がすごい名言を残してありますよね。地球より命のほうが重いんです。それだけ命というものを重視するならば、費用対効果もあるかもしれないが、それを仕分け事業でもいいから、山梨県の財政の中で、これは絶対必要だ、これは絶対必要ではないというものを明確にしながら、ドクターヘリというのは私は必要だと思います。そういうものが高いか安いかは、そ

それぞれの判断かもしれませんが、私は、命のほうが重視したり尊重すべきじゃないかと思うんですが、部長、どうですか。

小沼福祉保健部長　ドクターヘリの重要性について、私もしっかり認識はしておるつもりでございますが、例えば、医療行政1つにつきましても、それぞれみんな大切でございまして、例えば、ドクターヘリを導入するに当たりましては、導入することによって運航主体となる中央病院、その運営状況にどんなような影響を与えるんだろうか。ほかの診療に影響を与えるようなことはあってはいけませんので、そういうことを総合的に勘案する中で、こういったドクターヘリの導入が検討されるべきだと考えております。

鈴木委員　　要は、第二次救急と第三次救急の兼ね合いの問題があるんですね。先ほど言ったように、こういうところは第三次救急では受けられないから、市町村の第二次救急で済ませているんですよ。だから、それだけの高度医療が受けられないんです。時間があれば、本当は第三次救急を受けさせれば、命は取りとめられたのかもしれない。まず、それが山梨県にはできていない。それから、もう一つ、山梨県は、これだけ小さなところだけれど、雨が降ったり台風が来ると、汽車がとまっちゃう、中央道もとまっちゃう。陸の孤島になる。どこへ求めるとなると、空へ求めるしかないじゃないですか。それから、先ほどお話があったけど、震度7以上の地震が来れば、甲府市でドクターヘリ不要論の方もいるかもしれない。だけど、実際、寸断されれば、自分たちで守るということを考えれば、やっぱりドクターヘリは必要だと思います。そういうことを考えると、私は、ドクターヘリ不要論とかいろいろあるけれども、どうしても山梨県に1機保有する。それと、今まで長野へ行ったり、それから、静岡へ行ったり、この間、千葉にも行って来たんですが、聞いたら、県議員同士でも相手にしてくれないんですよ、山梨は持っていないから。1台ぐらい持てばどうですかと言われてたぐらいのものですよね。ですから、相互協力もできない。その現状の中で、やはりドクターヘリはどうしても必要なんです。最後に、知事に聞きますけれども、こういうことを聞いて、最終的には知事が政治判断をしなきゃならないと思います。その考え方はどうでしょうか。

横内知事　　これから高齢化が進んでいく中で、救急の需要というのはますます高まっていくと思います。特に本県の場合には、過疎地域、あるいは、限界集落といったところはかなり大勢の人がまだ居住をしているわけでありまして、そういう方々の救急体制というものは、非常に大事な課題だと思っておりまして、その一環として、こういったドクターヘリの検討ということを始めようとしているわけでありまして。今、委員からいろいろな御指摘がございました。伺っております、大変に貴重な論点、御指摘をいただいたと思っております。これから委員会をつくって、秋をめどに検討をしていくわけでありましてけれども、委員の御指摘の点も含めて十分検討をしていただいて、そして、私としてしっかりと決断をしていきたいと思っております。

鈴木委員　　どうもありがとうございました。これからの山梨県をつくっていくのに、何が必要で何が必要でないかをはっきりしながら、よい山梨県をつくっていくじゃないですか。ありがとうございました。

（子育て支援について）

樋口委員

初めての予算特別委員会でありまして、非常に楽しみにしておりました。初めてでありますけれども、知事並びに私どもお互いの今任期においては最後の機会でありますから、非常に重要な時間をいただいたと思っております。きょうの議論を、自分自身の任期最後の年度の議員活動、あるいはさまざまな行動の、あるいは、決断の判断の材料として参考にさせていただければと思います。知事並びに執行部の皆さん、よろしくお願ひします。

15日の政府月例経済報告では、やっと8カ月ぶりに上方修正がされました。着実に持ち直してきているとのことであり、二重底の懸念が払拭され、ほっとしたところでもあります。しかしながら、消費者物価はまだ継続的に下落するデフレ状況であり、失業率も高どまりであるとしていますから、経済・雇用を最重点の新年度予算の効果が本県経済の好転につながることを強く望みながら、幾つか伺いたいと思います。

初めに、子育て支援と道路行政について伺います。P66から70、111ページであります。

ここ数年、国際規模の金融危機による世界同時不況に見舞われまして、景気回復がもちろん政治の最重要課題にされる中で、議論が進んでいないというところでもありますけれども、人口減少社会が進行する我が国におきまして最大の課題は、少子化に歯どめをかけることであり、地域に、地方に定住人口をふやすことと考えています。このことは、一定の成熟した先進国の共通の課題、課題でありまして、ある国は何とか克服をして、また、ある国はなかなかクリアできずに苦しんでいるというところだろうと思います。私はそのように認識をしておりますけれども、知事はいかがお考えでしょうか。

横内知事

少子化対策には、保育所を初めとする子育て支援サービスの充実とか、職場における子育てと両立するような環境の整備だとか、そういう施策と同時に、県民一人一人がそれぞれの立場で子供の成長にかかわって、社会全体で、また、地域ぐるみで子供、子育て家庭を支援していくという体制が必要であると思っております。

このため、現在、策定中の「やまなし子育て支援プラン後期計画」におきましては、「子育てするなら山梨県」と言えるように、県民一体となった取り組みを行っていくことにしております。

委員御指摘の、本県の、あるいは、地方における定住人口をふやしていくということは、少子化対策として大変に重要な、また、有効な対策だと思うわけでありまして。ただ、日本全体が人口減社会になっているわけでありまして、大都市圏でも、例えば、埼玉とか千葉県あたりは5年後には人口減になる、東京都も15年後には人口減になると推計されている中で、なかなか山梨県、あるいは、地方が定住人口をふやしていくというのは、日本全体が人口減になっていくという中では、かなり難しい課題ではあると思うわけでありまして、できるだけ定住人口をふやす努力というものは大事でございまして、優良な企業の誘致だとか、あるいはUターン、Iターンというようなものを一層促進するだとか、二地域居住だとか、さらには、本県の場合には、リニアなどもできれば、かなり定住人口にも好影響があると思われまますので、そういった高速ネットワークの整備といった施策を実施して、できるだけ地方定住、本県における定住人口を確保するという努力をしていかなければならないと思っております。

樋口委員

ありがとうございます。

少しさかのぼりますけど、当時の野党第1党の民主党が、過去3回の国政選挙において、いずれも子ども手当の創設と高速道路の原則無料化を訴えてきました。これはそれなりに大いに意味があることでありまして、政策の大きな選択と集中によって、今知事がおっしゃられた、閉塞したこの国を今までと大きく変えていこうといった意思表示であったと思っています。子ども手当、高速道路については、さまざまな意見をいただいておりますが、私は、子ども手当で国として少子化に歯どめをかけたり、高速道路の活用、つまり、原則無料化で、地方に定住人口をふやしていく一助にしていこうというアピールが政府に足りないと思っているんです。一般の方々に比べて足りないかもしれませんけれども、やはり地方の行政にかかわる方々、皆様方の反応もやっぱり冷やかだったというように思っています。

高速道路の問題については頭から否定をされておりました。知事も初めはそのようなコメントを出されていたと記憶をしておりますけれども、だとすると、やっぱり知事の影響は絶大であるなとつくづく思うところでもあります。知事は行政のトップでありながら、なおかつ政治家でありますから、役人の皆様のように、目先のことばかりではなくて、大きな視野で御発言をいただき、また、御指導をいただきたいと思っているところでもあります。

間もなく支給が始まります、子ども手当への反対意見が多いのは承知をしておりますけれども、所得制限を設けろ、あるいは不公平とか、目的外の使用をするのではないかとといった御意見をいただいております、それぞれ正しい意見であるとは思いますが、枝葉末節で、目先の議論じゃないかなと私は思っております。先日の本会議でも、ばらまきとおっしゃった方がいらっしゃいましたが、全世帯に配った定額給付金をばらまきと言わずに、15歳までのお子さんを持つ家庭への支援をばらまきと言うのには、いささかがっかりしたところでもあります。

そして、少子化対策、子育て支援の政策では、必ず、結婚や出産という極めて個人的な問題なのでという、いわゆる冠がついてから論じられています。今議会でもそのように感じております。結果として、それが言いわけとなるような成果しか得られておりません。日本という国が初めて国としてできる一番大きな子育て支援を、つまり、社会全体で子育てを支援しようということでもありますから、ぜひそれに沿った施策を望みたいと思っているところでもあります。

そこで、この6月から子ども手当が支給をされますけれども、県全体の支給額はおよそどれくらいになると予想されますか。

小沼福祉保健部長 子ども手当の対象となります中学生以下の推計人口は、12万5,000人でございまして、来年度は子供1人当たり月額1万3,000円ということでございますので、毎月16億3,000万程度が見込まれております。

樋口委員 大変大きな原資になるわけでありまして。せっかくこれらの大きな原資が子を持つ家庭に支給をされるわけでありまして、また、県の子育て支援策についても充実をさらに相乗的にしていかなきゃいけないと思っております。さまざまなメニューの有効活用が期待される場所ですけれども、県が進める子育て支援にどのように子ども手当が活用されることを期待されますか。

小沼福祉保健部長 子育て支援に関する市町村が行ったニーズ調査によりますと、保育料の軽減とか、こういった経済的支援が非常に上位を占めておりました。こういった子ども手当の経済的支援というのは、そんな意味で、大変有効ではないか

と思っておりますが、このお金が、ぜひ保育サービスとか、地域における子育て支援サービスに利用していただけるよう、期待をしております。

樋口委員　　これからのことではありますけれども、間もなくのことでもあります。県がこれまで進めてきたメニューと関連をさせた、より効果的な事業の方向性について伺います。

小沼福祉保健部長　　子ども手当を有効に生かすということでございますが、県、市町村、その役割に応じまして、現在、取り組んでおります子育て支援、とりわけ県としましては、子育てへの不安の解消というのをしておりますが、そういったものとか、市町村の保育サービスとか、ワーク・ライフ・バランスとか、こういったものを推進する中で、そういったものがしっかり生かされていくような基盤づくりといいますか、環境づくりに努めていきたいと思っております。

（高速道路無料化について）

樋口委員　　ぜひ市町村のメニューも含めて柔軟性を持って取り組んでいただきたいと期待をするところでもあります。

さて、道路のほうでありますけれども、高速道路の無料化の社会実験も始まります。首都圏や東京都の県境が渋滞になるとか、CO₂の排出量がふえるとか、さまざまな議論をいただいております。しかしながら、本県でも2区間が無料化実験の対象となると聞いております。私は、特に地方における無料化はぜひとも思っておりますから、本県が手を挙げていただいたことを歓迎しております。早期の実現を望んでいますが、いつからこの実験をスタートするのでしょうか。

下田県土整備部長　　今回、社会実験の対象となりました2区間、これは県も要望したところでございます。実験の開始でございますけれども、国の発表によりますと、6月からと聞いております。

樋口委員　　そこで、今回の無料化実験につきまして、知事はどのような効果を期待され、また、心配な点があるとすれば、どのようなところでしょうか、伺いたいと思います。加えて、これにかかる県負担といいますか、本県の産業というか、事業があるのでしょうか、費用負担も生ずるのでしょうか、あわせてお聞かせください。

下田県土整備部長　　メリットとしましては、高速道路に並行いたします国道139号、あるいは138号、それから国道52号、これらの渋滞緩和が図られるとともに、周辺地域の産業、経済の活性化ですとか、観光の振興、こういったことに期待がされるわけでございます。

一方、無料化になりますと、高速道路の交通量がふえると思っておりますので、休日などでの渋滞の発生ですとか、他の公共交通機関への影響などが懸念されていると思っております。

今後でございますけれども、この実験前後の交通量ですとか渋滞などの調査というのは国のほうでされますし、また、あわせて地域経済の効果などの調査も行われるということで、その分析結果に注目をしていきたいと考えています。

なお、この無料化の実験にかかわります本県の事業ですとか費用負担というものはないと考えております。

以上でございます。

（県債の推移、中部横断自動車道、ドクターヘリについて）

樋口委員

ありがとうございました。いずれにしましても、人と物が大きく動くことで活力が生み出されると思います。物流や観光面での期待もさることながら、通勤や通学のいずれも有利で、大都市並の便利さが感じられるような住環境ができれば、定住人口が少しでもふえるんじゃないかなと思っております。暮らしやすさは、定住人口の増加がキーワードでもあると思いますから、地方の意見を特に、本県独自のものが、今、部長おっしゃられましたけれども、あれば、どんどん国にぶつけて言っていただくことが非常によからうかなというように私も思っておるところでもあります。

次の質問に移ります。

県債の推移と中部横断自動車道、ドクターヘリについてであります。P1から3、111、80ページであります。

知事が3年前に掲げた公約とそれにかかわる施策の進捗についてでありますけれども、県でコントロールできる県債と、制御不可能の県債があるということ予算説明や議会での答弁の中で繰り返し強調されておりますけれども、知事は、すべてを一緒くたにして、ほうっておけないとって批判をして、当選されました。総務部長、これではその後との比較が非常に難しいのではないのでしょうか。この点についてはどう思われましたか。

古賀総務部長

臨時財政対策債につきましては、平成13年度に文字どおり、臨時的な措置ということで導入をされまして、その本県発行額につきましては、平成15年度の時点におきまして398億円というピークでございまして、平成18年度には199億円にまで減少していたという状況でございました。当時、景気が回復基調にあった中で、以後も縮減、あるいは解消されていくものというように見込まれていたと考えます。

こうした中、行政改革大綱におきましては、臨時財政対策債等を除いて県がコントロールできる通常の県債等残高の削減目標を定めまして、4年間での削減目標を380億円ということにいたしましたけれども、これについては、500億円を上回る削減が達成できるという見込みでございまして、

リーマンショックというような予測できない事態によりまして、我が国が戦後最悪とも言われる経済不況に陥り、平成21年度以降の臨時財政対策債の発行額が急激に拡大をしているということにつきましては、国策としてやむを得ない面があるというふうに考えますけれども、県としては、みずからの責任でコントロールできる通常の県債等残高、こちらの削減に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

樋口委員

わかりました。何度かお聞きしていることであります。この議論につきましては何度も交わされ、また、今の山梨市長も知事と何度か議論をされておりますから、あえて蒸し返しませんけれども、やはり当時の公約が変な公約だったなと今でも思っているわけでありまして。県民との約束についてのこととか、あるいはこの3年間の横内県政の検証、そして、新年度、任期の最終年度、それぞれ知事がどのようなことをお考えで予算編成をされたか、私たちがよく承知をしていかなければならないと思っております。その意味でこのような質問をさせていただいているわけでありまして。最も3年前は知事が公約をおつくりになったというよりも、初めに公約があって、その後候補を当てはめたということでしたから、無理からぬところではあると思っております。

さて、ほうっておけませんと言った県の借金も、残念ながら、いろいろな理由があってふえてしまい、北口も公約とは違った形になりました。しかしながら、もう一つの公約、中部横断自動車道の県費負担の軽減については、50億円減額したと評価がされております。大変大きな金額の負担軽減ですから、本県としては大いにありがたかったわけであり、知事の御努力に敬意を表するところであります。しかしながら、私は、横内知事お一人の力だけではないとも強く思っています。というのは、当時、残念ながら、全国の中で大変優先度が低い、必要性が乏しいという評価をつけられたこの路線計画について、何度も上京したり、必要性等を説いて、新直轄方式ならば採用するという事で決着させた当時の執行部や土木部の努力があったからこそでありましょうし、そのことも評価をしなければいけないと思っております。また、本県には、当時、衆議院議員が7人、参議院議員が2人と、9名もの国会議員の方々がいらっしゃいました。それぞれの御尽力もあったと思います。さらには、地元負担の大幅軽減がされた時期は、3年前の参議院選挙のさなかであり、県費負担を減額されたところは、自民党の金城湯池でありながら、大変な苦戦が伝えられた本県を含めて、広島や和歌山でありました。当時のマスコミは、選挙対策かなどとも報道されたことも記憶にあります。そこで、今後、来年度以降、県はどの程度の負担を求められることになるのでしょうか、伺います。

横内知事

中部横断自動車道につきましては、これは委員御指摘のとおり、長年にわたって国会議員を初めとして、多くの方が懸命な努力を続けてこられて新直轄化も含めて実現したということはおっしゃるとおりだろうと思えます。それから、この中部横断自動車道の県民負担150億円の軽減ということも、これはもちろん私1人だけではなくて、本県選出の国会議員の先生方を初め、多くの方々のお力添えを賜る中で実現したということはおっしゃるとおりでございます。これは、普通地方交付税の算定基準を直してやっているものですから、選挙対策としてあるところを何点かねらい打ち的にできるというものではございませんので、これは一律ある基準を直したことに伴って、それに合致したところは、例えば、宮崎県なんかもそうですし、鳥取県なんかもそうなんですけれども、随分当時の知事から感謝されましたけれども、決して特定のところをねらい打ち的にやっただと、こういうことではございません。これは、15年間で負担の軽減を図っていく特例措置を15年間続けるということになっておりまして、金額については、これは年度ごとに、地方交付税というのは、非常に詳細な、いろんな要素を入れながら毎年毎年計算していきますから、ぴったり毎年同じ額ということではなくて、数字は年によって変わってくるわけでありまして、総務大臣が当時示した考え方に沿って負担軽減が図られているところでございます。

今後の負担額ということは、御質問は、新直轄区間の今後の負担額ということではございませんか。金額を今ちょっと持っておりませんが、この新直轄区間の負担額、18年から平成21年度までの負担額が、18年度は4.4億円、19年度は3.8億円、20年度は10.6億円、21年度は16.8億円ということで、ようやく今、工事が本格化してまいりましたから、県の直轄負担額もふえていくわけでありまして、数年後には、今度は収束していくわけでありまして、一方で、15年間、負担軽減のための交付税の上乗せ措置というものが行われると。最終的にはそこでキャンセルをされていくということになると思っております。

樋口委員

知事から細かく御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど鈴木委員から細かく御質問がありました、ドクターヘリの運航についての調査費に移らせていただきますが、やはり鈴木委員と同じで、貴重な人命が住むところによって助かったり助からなかったりではたまらないわけでありまして、山岳県の本県にとりまして、常備できればこんなにありがたい話はないわけでありまして。しかしながら、私には、今回の新年度予算に何か突然急浮上して掲載されたような気がするわけでありまして。そのことについて御見解をお聞かせいただきたい。また、全国でどのくらいの都道府県がドクターヘリを導入し、常設されているのでしょうか。

小沼福祉保健部長 ドクターヘリの導入の検討につきましては、議会の御議論、御意見等を踏まえまして、内部的に検討を進めておりました。こうした中で、長野県とか静岡県に共同運航できないかと働きかけを行っておりましたが、なかなかめどが立たないというのが実情でございます。また、政権が交代いたしました。その後も国の支援が続くということがわかりました。それから、来年度以降、導入を検討、もしくは、準備している県が非常に多くなってきている等々がございます。そろそろ有識者で検討会を設けて本格的に導入の可能性について検討する時期であろうという考えから、来年度、予算を盛りさせていただきます。

導入の状況でございますが、現在、17道府県、21機が導入されております。

樋口委員

先ほどの質問と重なる部分があればお許しいただきたいのですが、何年か前に委員会の県外視察におきまして長崎県を訪ねて、離島へのドクターヘリの運航実態を調査いたしました。このとき感じたことは、平時の医療体制の充実なくして救急医療体制は確立できないということでありました。現在、国において、導入に関しての補助制度が継続されているから調査費を盛り込んだということではありますが、それだけではちょっと心配であります。恒常的な財源についてはどうなのでしょう。財源の上乗せができないままに導入について調査するのでしょうか。導入時に、国が幾らで、県が幾らの負担をすることになるのか。また、常備となるとしたら、一体どれくらいのランニングコストを見込むのかなどについては、もう既に渦中の議論の中で試算がされていると思いますが、その財源はどう捻出されていくのかをお聞かせいただきたいと思っております。

小沼福祉保健部長 ドクターヘリの導入にかかる経費でございますが、2つの面がございます。1つが、準備経費でございます。導入する場合に、操縦士等が待機する部屋を設けます。また、ヘリコプターに搭載する医療機器を整えなきゃなりませんので、そういった初期投資がかかりますが、この分についてはまだ積算してございません。

ランニングコストにつきましては、大きく分けまして、ヘリコプターの運航をお願いする会社への委託料、それと、医師等の人件費から成っております。ヘリコプターの運航会社に払う委託料につきましては、件数が何件であろうとも国が定額で定めておまして、約1億9,000万円を委託会社に支払うことになっております。

それから、医師等の人件費について2,000万円、運航主体となる病院に支払われることとなります。そのうち、1億9,000万円と2,000万円の2億1,000万円の半分が国から財政支援いただけます。残りの半分が県の負担となるわけでございますが、その半分は特別交付税で措置されま

すので、実質的な県の負担は、約5,300万円程度だと考えております。

それから、運航に伴いまして、国の財政支援のほかに、救急搬送とか入院管理料という診療報酬の部分が病院の収入になってまいります。こういった荒々な試算でございますが、詳細な収支につきまして、来年度の検討委員会の中で具体的に検討してまいりたいと考えております。

樋口委員

財源について、その程度ならとお考えなのか、また、先ほどのお答えの中では、これからの調査ということで、これからの検討だということでありますから、この中身については、これからの議論でいろいろ聞いていきたいと思ひまして、次に移りたいと思ひます。

大変失礼な質問をさせていただいているわけでありまして、申し上げたいことは、実現できれば、すばらしい施策につきまして政策として掲げられて、外的要因、景気が一向に上がらず、上向きにならず、そのせいで実現ができなくなった、経済が回復するのを待ちましようといったような約束は、できればしないでいただきたいと思ひます。

先ほども失礼な質問をいたしましたけれども、この3年間の横内県政の中では、評価すべきものが幾つかありますけれども、こと3年前のお約束については、私どもは評価をしていないわけでありまして、現下の厳しい経済環境におきまして、進行する人口減少社会の中で定住人口の減少にどう歯どめをかけ、本県は、目指すべき姿と、それに向けてのビジョンを明確にすることが求められていると、強く思っています。知事はここのところ、県が不況から県民の生活を守るとりでという言葉をよく使われますが、今議会の冒頭、議案の趣旨説明でも使われました。しかしながら、不況ということもありますが、残念ながら、額面どおりに県民が受けとめてくれているとは思えません。今任期最終年となる来年度予算編成に当たりましてどのようなビジョンで取り組まれたのか、とりでとなるといった言葉を裏づける施策や事業は一体どういうものなのか、具体的にお考えを示していただきたいと思ひます。

横内知事

一昨年9月にリーマンショックが起こり、本県の、あるいは日本全体の景気が急速に悪化していく中で、過去最悪と言ってもいいような不況の状況が続いてきたわけでありまして。

そういう中で、一昨年9月の補正予算に初めて景気対策を提示し、その後、補正予算を6回、当初予算1回、合計7回にわたりまして、総額500億円以上の景気対策を講じてきたところであります。例えば、資金繰り、特に、中小零細企業に対しましては、資金繰りの支援を当面して、何とかこの厳しい状況を乗り切ってもらうことが一番大事だと考えて、商工業振興資金の額なんかでは最大限拡大したりしてきたわけでありまして。中小企業にもそういった資金繰り支援措置を活用していただいて、昨年21年は、倒産の件数は一昨年に比べて、件数においても、あるいは負債額においてもかなり大きく落ちているということから見ても、一定の効果があったと。中小企業の皆さんは、そういった県の措置を使いながら、この厳しい状況を歯を食いしばって乗り切っていただいているものと思ひます。

明年度もこれはまた経済・雇用対策が最大の課題でございます。具体的には、もう既に再々御説明していることではあります、雇用対策については、2,500人の雇用の確保を図っていくということとか、緊急離職者訓練というような枠を目いっぱい拡大して、できるだけ離職者の再就職につなげていくというようなことを進めていきたいと思ひますし、先ほどの商工業振興資金についても、本年度と同額250億円の融資枠を確保してい

きたいと考えております。

ただ、明年度、本年度と違いますのは、景気に明るさが出てきつつある状況でありますから、景気の回復の状況も見据えながら、それぞれの企業において長い目で見たそれぞれの企業の発展の方向というものを考えて、そして、前向きなチャレンジをしていっていただきたい。やはり本県の経済、あるいは日本経済が活性化するのは、最後は一人一人の企業家の懸命な努力の積み重ねだろうと思っておりますので、そういうそれぞれの企業の前向きな努力を期待し、そういった支援を行うと同時に、産業振興ビジョンというものもつくっていきたいと思っております。

また、公共事業の関係では、2月の補正予算で、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して、中小零細の建設業者に対する小規模な工事というようなものを手当てしたところであります。

いずれにいたしましても、景気対策については、今後も景気の動向を見ながら、また、国のいろんな施策にも期待をしながら、タイミングよく施策を打ち出していきたいと考えております。

（県が出資する出資法人及び外郭団体等について）

樋口委員

ありがとうございます。ぜひ県民が実感を持てるような予算執行をお願いしたいと思っております。

次に移ります。

県が出資する出資法人、あるいは外郭団体についてであります。予算概要の各項目にわたっておりまして、ページは特定ができません。

今議会では、北杜市の廃棄物最終処分場、環境整備センターについて議論が集中しました。先ほどもございましたが、今後、大変厳しいセンターの運営並びに地元との交渉等が予想される事業主体であります環境整備事業団を解散し、より経営責任の所在が明らかになる直営方式にするとの方向を示されました。結構なことだと思います。また、昨年末、神戸市が外郭団体へ派遣した職員に補助金の形で給与を支給したことが、最高裁で違法であるとの判決が下されました。それを受けてのことでもありましようが、本県でも他の外郭団体についても、職員の派遣や補助金の拠出について見直しを進めていると聞いておりますが、いかがでしょうか。

古賀総務部長

県職員の派遣につきましては、いわゆる公益的法人派遣法という法律がございますけれども、これに基づいて実施しておりまして、一方、派遣先の団体への補助につきましては、地方自治法に基づいて、公益上の必要性を判断した上で行っている状況でございます。

こうした中、委員から御紹介のあった、神戸市の派遣職員に関する裁判でございますけれども、これについて、派遣法では、派遣元の地方公共団体は原則として派遣職員に給与を支給しないと法律上されております。これについて、神戸市が派遣先団体に行った派遣職員の人件費に対する補助金を実質的な給与支給に当たるという新たな判断が示されたものでございます。

これを受けまして、職員派遣についての見直しが、現在、本県を含め、全国各県で行われている状況でございます。本県におきましても、県が補助金や委託料を支出している団体への職員派遣について見直しを行うことといたしまして、平成22年4月1日からの実施に向けて、現在、検討を進めている状況でございます。

樋口委員

4月1日から実施に向けての検討ということでもありますけれども、今現在、

幾つの外郭団体に何人の職員が出向、または派遣しているのでしょうか。また、補助金については、総額幾らぐらいの拠出になるのでしょうか。

古賀総務部長

平成21年度、今年度の派遣法に基づく県職員の派遣につきましては、知事部局及び教育委員会におきまして、24団体に対し65人を派遣いたしております。このうち、派遣職員の人件費にかかる補助金、または委託料を支出している団体は21団体でございます。51人について、4億3,521万8,000円を支出すると予算上いたしております。

樋口委員

方向性で結構です、その団体、人数について、4月1日からどのように改善、改革をしていこうという方向でしょうか。

古賀総務部長

先ほど御紹介いたしました派遣法におきましては、派遣元の地方公共団体は、原則として派遣職員に給与を支給しないことといたしておりますけれども、一方で、派遣職員が従事している業務が、地方公共団体の事務事業を補完している場合等におきましては、派遣元の地方公共団体が派遣職員に直接給与を支給することができるかとされております。

したがって、現在のところ、人件費にかかる補助金、または、委託料の対象としている、先ほど申し上げた派遣職員51人のうち27人につきましては、派遣法に基づき、県が給与を直接支給する方法に切りかえて派遣を継続したいと考えております。

残りの24人でございますけれども、これにつきましては、職員派遣を廃止する予定でございます。派遣職員が行っていた業務につきましては、一部を除いて、法人のプロパー職員を採用するなどの方法で継続するという方向でございます。

樋口委員

一度聞いただけではちょっとわかりませんから、また常任委員会の中でもお聞かせいただきたいと思っております。

県の出資法人、あるいは外郭団体については、県の所管の部、課が、直接、つまり、直営では非効率で実務化しにくい施策や事業について、いわば公的な業務を受託して実務化するところに存在意義があると理解しているところでもありますけれども、団体ごとの必要性にはかなりの差があるように感じますし、昨年度の包括外部監査によって県の土地開発公社や食肉流通センターなど、かなりずさんな経理や経営、運営をしているというようなことも指摘がされました。このような指摘や県民の厳しい声につきましては、一番アンテナの高い知事のところにはいろいろ入ってきていると思っておりますけれども、横内県政の3年間でどのように改善、改革に取り組んでこられましたか。また、今後どのように改革していくのか、お示しがいただければお願いいたします。

中澤企画部長

出資法人につきましては、どのように改革、改善に努めてきたかということでございますけれども、県は、平成19年12月に策定いたしました行政改革大綱に出資法人の見直しを掲げまして、役職員数の削減、県支出金の抑制、情報公開の推進等を実施する中で、出資法人の改革を進めてきております。具体的には、平成18年度から20年度までの3年間で、役職員数は、168人の削減目標に対しまして171人の削減、県支出金は、5億3,900万円の削減目標に対しまして7億3,500万円の削減を図ったところでございます。

また、大綱に基づきまして、昨年3月に策定いたしました出資法人経営健全化プランにおきまして、各法人の役割等を検証した上で、法人ごとに改革の内容などを明らかにしたところでございます。

特に、土地開発公社など、5法人につきましては、見直しに当たりましては、外部有識者等によりまず経営検討委員会の御意見をいただく中で、事業の必要性、採算性、将来の県財政への影響などの視点から改めて検討を行いまして、存廃や事業の縮小など、幅広い選択肢の中から法人ごとに改革の方向を定めてまいりたいと考えております。

樋口委員

よくわかりました。

御承知のように、国は、仕分け作業第2弾を開始しようとしています。官から民へと言いながら、実は、公費、税金で給与等を賄っている法人や団体の存在そのものと、そこで行われる事業内容に厳しいチェックがまた入ることになります。また、景気に左右されない公務員、それにかかわる組織に対する国民、県民の目はますます厳しくもなっています。国のことは国で、県のことは県でということであり、地方のことは地方でということでもありますから、本県の出資法人や外郭団体の改革は、県民が強く関心を持っているところでもあります。よく言われるんですけども、国の官僚の皆さんが幾つも天下って、その都度高額な退職金をもらっているなんていうことで、地方はそんなことないよなんていう議論をするんですけども、ここで改めて、地方、まして本県ではそういうことがないということを確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

古賀総務部長

本県職員の再就職に関しましては、県の関係団体等からの推薦要請に基づいて適任者を推薦いたしておりますけれども、再就職する際の給料についてでございますが、月額20万円から30万円程度が基本となっております。団体の役員となる場合でも、部下であるプロパーの管理職よりもかなり低い報酬で重責を担っているのが実情でございます。

例えば、最近、国会で、信用保証協会の会長について、ほとんどが県のOB職員だということで、地方の天下りというような取り上げ方がされましたけれども、本県でも、特別職経験者などの県職員OBがこの信用保証協会の会長についてございますが、年収は約570万円でございます。その国会で取り上げられました全国の平均額は965万円ということでございましたから、本県の場合のその報酬というのがいかに低いかというのが御理解いただけたらと思います。月給につきましては、ちなみに33万円余ということでございまして、県職員であれば、30歳代後半の出先機関のリーダー、係長クラスに相当する月給ということになっております。

また、退職金につきましても、支給しないよう基本的に関係団体に県としては要請いたしておりますので、平成19年度の包括外部監査の報告におきましても、一部支給をしている団体はありますけれども、退職金はすべて100万円以下で、社会通念上、高額と言われるような額ではないという報告がされてございます。

こうしたことから、県職員の再就職につきましては、短期間の在職で高い報酬とか退職金を受け取る、いわゆる天下りとは大きく異なるものと考えております。

（地場産業センター経営改革検討会議開催事業費について）

樋口委員

細かい御答弁ありがとうございました。時間がなくなっちゃい、少しは

しよります。

先ほど申し上げましたように、国のことは国で、地方のことは地方でということで、県民の皆さんが非常に組織の改革といいますか、改善といいますか、行革には声が大きいと私は思っています。ぜひこれからもそこに努めていただきたいということを強く申し上げたいと思います。

最後の質問ですけれども、予算概要の106ページの地場産業センター経営改革検討会議開催事業費について幾つか伺います。

本会議でも言いましたが、3つの地場産業センターがありますけれども、来年度、その検討を進めるようであります。まず、財団法人設立に当たっての出捐団体の内訳をお聞きします。

中楯観光部長

県下で3つあります地場産業センターの出捐団体数でございますけれども、まず、甲府・国中でございますが、県、甲府市などの地方公共団体が11、それから、ジュエリー協会等を初めとする地場産業団体が16、甲府商工会議所などの商工指導団体と言われるところが3、合計30でございます。富士川につきましては、県を含む地方公共団体が6、印章業組合連合会などの地場産業団体が12、中小企業中央会など、商工会連合会の2つの商工団体が2でございます。それから、郡内でございますけれども、地方公共団体が県が入りまして13、それから、絹人織織物工業組合などの地場産業団体が31、富士吉田商工会議所などの商工指導団体3、計47でございます。

樋口委員

それぞれの地場産業センターにすごく多くの団体がかかわっていますから、それだけセンターへの期待も大きいわけでありますが、役割も非常に大きいと思います。また、県と地元の市町村からも運営費の補助がされていると思いますけれども、その状況はどうでしょうか。

中楯観光部長

各センターでございますけれども、設立時から県と地元市町村から運営費補助がされております。平成20年度決算ベースでございますけれども、甲府・国中地域には、総収入約1億700万円でございますが、補助金は県が1,658万円、甲府市が1,476万3,000円、合わせて3,134万2,000円。それから、富士川でございますが、総収入1億400万円でございますけれども、県が3,834万5,000円、身延町ほか4町で3,791万6,000円、合わせて7,731万1,000円。郡内でございますけれども、9,900万円の総収入のうち、県が3,806万1,000円、富士吉田市ほか11町村で3,021万6,000円、合わせて7,027万7,000円の補助金が出されております。

樋口委員

1億円超、1億円弱の総収入のうち、7,000万円ほども県、市町村が出しているということで、初めから赤が出るという想定のもとやってきたと言わざるを得ないんですけれども、今、検討する、なぜ今かという必要性についてお聞かせください。

中楯観光部長

甲府・国中地場産業センターが昭和60年でございます。それから、富士川が平成元年、平成5年に郡内と、この時点でオープンをしているわけでございますけれども、それからいろいろ環境の変化がございました。1つには、各地域に道の駅がございますように、そういった活性化施設、それ以外にも、地場産業に関する活性化施設も出てきております。また、各市町村も地場産業の活性化のためのいろんな施設をおつくりにもなりました。あわせて合併

などによる環境の変化もございます。また、昨今の厳しい財政環境もある。そのようなこともございまして、あわせて25年11月までには公益法人改革もございまして、この方向性も出さなきゃならないと。したがって、今、検討の時期に来ているということでございます。

樋口委員

最後ですけれども、25年までに、今言えるところで結構ですが、どのような方向で県として地場産業センターを持っていきたいというところがあればお聞かせいただいて、質問を終わります。

中楯観光部長

地場産業センターの役割ということでございますけれども、こういう言い方が適正かどうかわかりませんが、最近、道の駅なんかに行きますと、道の駅というのは農家にとって直販ができる非常にメリットのある魅力のある施設であります。地場産業にとりましても、このセンターというのは直販ができる魅力ある場所でございます。したがって、そういう意味での役割はこれからも果たしていかなきゃならないということと、消費者がそこをお使いになって消費者のニーズを生産者にお返しをして、そして、新しい製品開発とか、そういった分野を広げていくということにも役立てなきゃいけないと思います。そういう役割を改めてしっかり果たしていけるようなセンターにしていくことも大事でありますし、かつ運営面においても、健全性が保てるような、センターの役割を果たしていくように検討をしていきたいと思っております。

樋口委員

ありがとうございました。

（ 休 憩 ）

（「丘の公園」指定管理者制度について）

丹澤委員

僕がかつて県庁の先輩から言葉は優しく質問は厳しくと言われましたけれども、僕の質問はどうも言葉が厳しくて中身が優し過ぎて、きょう赤いネクタイからグリーンネクタイにかえてきまして、安全運転をしてみますから、本部長、よろしくお願ひします。

きのうの続きでお話をします。きのう指定管理者のところ、譲渡制限を加えているものについて、文教を新しく加えたと。そのときにもともと指定制限というのは、県の趣旨に逸脱しない、そういう趣旨で譲渡制限を加えたはずだというお尋ねをしたらそうだということでした。

そうすると、文教という会社は病院の売店、レストランを経営しているわけですけれども、この会社がもともと指定管理者制度で選んだときの趣旨に合っているんでしょうか。

進藤公営企業管理者

まず、株式の譲渡について企業局の承認を得るようにした、その経過につきましては、今、丹澤委員がおっしゃられたとおりですし、私もきのうそのように答弁をいたしました。文教へ株式譲渡をしたいきさつにつきましては、株式会社文教の業務内容がサービス関連業務にノウハウを有していることから、今後の事業展開に有益であり、また経営状況も安定していることから、指定管理者の経営基盤の強化にも有効である。このような判断から企業局に対して指定管理者から承認の求めもあった。企業局もそういったことも了といたしましたし、また、指定管理者の選定時のウイン、その後KSSになったわけですけれども、その得意分野である健康増進の分野につきましては

は既に指定管理者の健康クラブという形の中で経営手法を引き継がれて、蓄積されているということも勘案する中で譲渡を承認したということでございます。

丹澤委員 それでは、今後はだれでもいいということですね。

進藤公営企業管理者 譲渡に承認を求めた理由は先ほど言ったような趣旨でございます。ただ、基本的には株式の譲渡というのは、指定管理者の内部事項であり、第一義的には指定管理者の意向、そういった会社の中でお考えになるというのが基本になると思います。ただ、設けた趣旨からいきますと、最初の枠組みというものを尊重するという趣旨は継承していく必要があると思っています。

丹澤委員 では、譲渡制限したのは何なんですか。

進藤公営企業管理者 済みません。質問が今、よく聞き取れなかったものですからもう一度お願いいたします。

丹澤委員 指定管理者に指定した人をかえるときには、譲渡制限を加えましたよね。その譲渡制限を加えたのは企業局がきちりと判断するという意味です。それは何が判断基準かという、指定管理者に選定した趣旨に反しない人でなければ譲渡できませんということで譲渡制限を加えたはずで、それは管理者がきのうお答えしたとおりです。にもかかわらず、文教という会社は病院のレストランを運営しているんです。病院の売店を運営しているんです。買ったもとの会社はKSSだ。これは何か、スポーツ。合っていないじゃないですか。

進藤公営企業管理者 KSSとストレートに直列につながる会社でなければならないということにはならないと思っております。先ほどお話ししましたように、KSSがやっているというようなものにつきましては、既に指定管理者のほうでそういったノウハウも継承している。それに加えて、文教におきましては病院の売店とかレストランを中心としたサービス関連業務を展開しておりまして、そういったノウハウが丘の公園のレストランや売店の事業にも生かされる。こういったことをとらえる。さらに財務状況も安定している。こういう観点から譲渡について承認をいたしましたものでございます。

丹澤委員 KSSの株の譲渡を受けるんですよ。それが病院の購買を請け負っている業者がどういう関係があるんですか。

進藤公営企業管理者 繰り返しになりますけれども、広い意味で指定管理者の業務に有用であり、財務状況も安定しているという中でとらえたものでございます。

丹澤委員 では、この譲渡制限というのは要らないということですか。そんなことでは、譲渡制限する必要ないじゃないですか。みんな広い。

進藤公営企業管理者 個々、具体的な株主の譲渡譲受の都度、判断をしていくということで、具体的な基準というものは特にないと思っておりますけれども、趣旨としては、先ほど言ったような最初の枠組みというものを尊重する中で、より指定管理者として有効、適切に管理運営ができる、そういうものにつながって

くものについて承認を検討していくことになると思っております。

丹澤委員

6社の中にはゴルフ場にたけている大手の、まさに日本でも有数の企業が応募しているんです。それをけ飛ばしてやった理由は出資3社のノウハウを活用すると言っているんです。それが2社もつぶれているにもかかわらず、それを今度新しくやろうと言ったら広くやる。もとの趣旨はどうなっているんですか。

進藤公営企業管理者

丘の公園を適正に管理運営していくためには、指定当初の出資3社の枠組みが継続されることが望ましいものであります。そういう中で今までお話がありましたようにセラヴィリゾートという会社が会社の更生手続、またKSSが破産という事態になりました。ただ、指定管理を受けてからもう5年を経過した中で、例えば、滞在型リゾートプランの実践であるとか、会員制の健康クラブの各種健康教室の開催など、多くの実績を積んで3社の経営ノウハウというのをある程度習得し、蓄積してきている。また、セラヴィリゾートにつきましても、吸収合併したセラヴィリゾート泉郷、基本的には会社更生計画に基づき再建に向けて進んでおりますけれども、セラヴィリゾートとともに指定管理当初から滞在型事業プランに深くかかわってきた点から、指定管理者との連携に、これまでと同じように連携、協調してやっていくという覚悟ができていていると考えているところでございます。

丹澤委員

セラヴィリゾート泉郷なんていうのは破産管財人が管理しているんじゃないですか。役員は全部かわってしまって、社員はみんな散り散りになっている。そこに何でそんなノウハウがあるんですか。

進藤公営企業管理者

再建計画の途上ということですが、あくまでもセラヴィリゾートというのは今のセラヴィリゾート泉郷に更生手続の中で吸収合併されているということですから、それが株主として清里丘の公園の中の構成員になっているわけですから、そういったものは継承されていると考えております。

丹澤委員

知事、よく考えてください。何のために譲渡制限をして、何のために指定管理者でこの株式会社丘の公園というのを設定したのか。その経緯を考えてみれば、全く眺めは変わってもお構いなしということになってしまうんです。答えは求めません。

きのう僕が2,000万円を減額した理由は何かと聞いたら、重油の高騰の影響を受け、20年度に重油代が1,900万円赤字になったという話をしていましたけれども、それは去年の一過性の問題ですね。

進藤公営企業管理者

指定管理を始めた当時の重油代、それから平成20年度の重油代、こういったものを比較する中で、当初は900万円ちょっとの燃料代ということだったのですが、平成20年度はそれが1,800万円を超えるということで約1,000万円程度経費の増があるということでございます。

丹澤委員

22年度以降も同じ現象が続くということですか。

進藤公営企業管理者

当初、想定しなかった経済状況の変化ということに着目して、今回この説明をさせていただきます。21、22年度を減額のお願いをさせていただきまして、それ以降のことにつきましては、また経済状況等を勘案する、そ

うものを考慮しながら検討していくことになると思っております。

丹澤委員 　　では、ここへ20年度の決算書、それから21、22、23年、今後の検討した資料を出してください。

進藤公営企業管理者 　　どういう資料のことなんでしょうか。

丹澤委員 　　株式会社丘の公園のです。

進藤公営企業管理者 　　丘の公園の経営状況とか、その決算というようなものは、18年度からは指定管理者の経営状況をモニタリングする中で、総収入であるとか総支出であるとか収支差というのは公表もされておりますけれども、それ以外のは会社の内部事情ということで今、手元には持ってありません。

丹澤委員 　　そうするとなぜここが経営が苦しいと判断したんですか。

進藤公営企業管理者 　　先ほどもちょっとお話をしましたけれども、15年までは財団法人丘の公園管理公社が経営をしていた。16年度からは指定管理者が経営をするようになりました。16年度以降の経営状況を見ていく中で、先ほど言った丘の公園の事業にかかわる、清里丘の公園の指定管理者の収支の状況を見ていくと、18年度において約1,500万円の赤字、平成19年度は約3,200万円の赤字、平成20年度は約4,300万円の赤字という状況でございます。

丹澤委員 　　初期投資を全くしない会社が、初年度からずっと赤字で、5年間ずっと赤字のしっ放し、こういうところが経営ノウハウがあると思いませんか。

進藤公営企業管理者 　　清里丘の公園指定管理者は努力をして、人件費を減らすとかということをしてしながら、適切に丘の公園の管理運営をして成果を挙げていると思っております。そういう評価をしております。ただ、今、言われた中で、最終的に努力して頑張っても、自分たちの努力できる範囲を超えたところで、物価の高騰であるとか、収入の著しい減であるとか、こういった中で最終的に企業局への納入金を1億5,000万円払うことによって赤字になっているということでございます。

丹澤委員 　　では、今後、この会社、2,000万円まけたら黒字になりますか。どれくらい黒字を見込んでいますか。

進藤公営企業管理者 　　著しい経済環境の変化、指定管理者の努力の範疇を超えたところでのいろいろな意味での負担に着目して2,000万円の納入金の減額をお願いしているものでございます。それが今後、どういうふうに指定管理者の中で反映されていくのかということについては、今後の指定管理者の努力等にもよるところが多いと思えます。ただ、この2,000万円を減額することによって、指定管理者が努力するしがいにつながるということは言えると思っております。

丹澤委員 　　来年度以降、幾ら黒字になると見込んでいるという説明を受けたんですか。そこを教えてください。

進藤公営企業管理者 将来的にどういう見通しというところを長期的なものでいただいております。これまでの指定管理をやっている中で、先ほどいいました重油代の問題であるとか、収入の著しい減であるとか、そういったものを指定管理者が納入金の面で協議に応じてほしいということで始まったものでございます。

丹澤委員 幾ら黒字になるかわからないものに2,000万円ともかくまけてやる、そんな見通しがあるんですか。

進藤公営企業管理者 こういった経済状況でもありますから、明年度、どういう格好になっていくのかという事業計画はあらかじめ出していただいて、そういったものは私どもでも見させていただくのでありますけれども、今の時点ではそういった状況でございます。

丹澤委員 まけてやった根拠が、来年黒字になりもしないものをまけてやったんじゃないんでしょう。そこをちゃんと言ってください。

進藤公営企業管理者 来年度以降、黒字になれるかどうかということは、何とも申し上げられないところでございます。

丹澤委員 では、黒字にならないものを、何でまけてやるんですか。

進藤公営企業管理者 繰り返しになりますけれども、厳しい経済環境の中で、物価の高騰というふうな重油代についての経費の増、それからゴルフを利用するお客さんの客単価の減少、そういったものに対する努力をしても報われない、カバーできない部分について適正な企業局の納入金という観点から協議をした結果、2,000万円の減額ということになったものでございます。

丹澤委員 県が100年もかかって返さなきゃならず、自分のほうがあっぷあっぷしているんです。それを助けてもらうために指定管理者制度を導入したんです。今度はその指定管理者を助けるんですか。

進藤公営企業管理者 それまで現金収支で赤字ベースで推移してきたと。さらに管理運営費については、加えて赤字の要因になってきたと。それを指定管理者にすることによって現金ベースで黒字になっていきますと。毎年度長期借入金についても返済をされていて、3億円近い金を返済しております。こういった中で、企業局と指定管理者はチェック・アンド・サポートの関係にあると私は思っていますけれども、企業局さえよければいいというふうにはならないし、やはり両者が双方で協議しながら企業局納入金の見直しを協議するタイミングだと思っております。

丹澤委員 指定管理者というのは企業局のためにやったんです。借金を減らすために。何で企業局が指定管理者の財政悪化を助けてやらなきゃならないのですか。間違っていないですか。

進藤公営企業管理者 返済計画は非常に長い期間になるわけですがけれども、それまで赤字状態だったものを黒字にして、しかも着実に一步一步返済を進めている状況だろ

うと思っております。

丹澤委員 株式会社丘の公園の累積欠損金は今、幾らありますか。

進藤公営企業管理者 先ほど公表された数字を積み上げていくと約9,000万円になろうかと思えます。

丹澤委員 違います。ちゃんと調べてください。

進藤公営企業管理者 先ほど言いました、全庁的に行っております指定管理者の管理運営状況評価、モニタリングですけれども、こういった中でも総収入、総支出、その収支差というものは公表されてきております。そういった中で平成20年度末では、9,027万1,000円という数字でございます。

丹澤委員 この会社の資本金は幾らですか。

進藤公営企業管理者 現在は2,000万円でございます。

丹澤委員 2,000万円ということは、これは債務超過だ。倒産していると同じです。専門家に見てもらったら、破綻懸念先と言っています。この協定書を見ます。知事、聞いていてください。取り消しができる事項、これは財務状況が著しく悪化したことによって管理業務の遂行が困難と書いてあるんです。この会社は財務状況が著しく悪化していないんですか。専門家に言わせれば悪化どころじゃないと言っているんだ。取り消し条項に当たっているんです。

進藤公営企業管理者 累積赤字の数値は先ほど申し上げたところでございます。財務状況が著しく悪化した、この悪化というのは具体的に客観的な基準というものは特別設けておりません。個別に見ていくことになろうかと思えます。それで、著しく悪化したことによって管理業務の遂行が困難と認められるときに取り消すことができるという協定になっております。管理業務で言えば、適切に行われております。現場はしっかり回っています。

丹澤委員 現場が回ればいいというもんじゃないんです。収益を上げてもらうんです。現場が回るんだったら、そんなものはだれだって回ります。この会社が著しく悪化している。だから1億円も5年間借りて12%利息を払わなきゃならないような状態に陥っているんです。何でこの会社がこうなってしまったのか十分わかっているでしょう。これが悪化と言わないで、何と言うんですか。

進藤公営企業管理者 経営状況は先ほど来申し上げていますように厳しい状況にあります。しかし、指定管理者一丸となって公園の管理運営に努力をして、お客もふえております。そういった意味で地域の活性化あるいは地域振興にも貢献していると評価ができると思っております。

丹澤委員 企業局はお金を返そうと言っているんだ。100年もかかって返す。しかし100年では返せません。グリーンも直さなきゃならない。散水施設もぶっ壊れちゃっている。クラブハウスはもう修繕しなきゃならない。また新たに借金を背負わなきゃならないじゃないですか。いつになったら、直るんですか。もらった分ぐらいすぐ吹っ飛んじゃう。経営しているという意識が足

りないんです。管理者、これはどうするつもりですか。

進藤公営企業管理者 指定管理者制度を導入したことによって、それまで赤字だったものが現金ベースで黒字になって、長期借入金についても着実に返済しております。既に3億円近く返しております。これからも計画的にできるだけ多く返済していくようにしていきたいと思っております。

丹澤委員 64億円あって4,000万円しか返せない。それでまた修繕もするときには自分で金を出さなきゃならない。こういう状況の中でこんなものが長く続くとお思いますか。だれが借金を最後に背負わなきゃならないのですか。倒産したらだれが最終的に負うんですか。

進藤公営企業管理者 道のりは緩やかですけれども、そういった方向に向かって進んでいるのだろうと思います。

もっと抜本的にわかりやすく生きている間に借金が帳消しにできるような御提案がありましたら、また私どもも検討させていただきたいと思っております。これは指定管理者を導入するときに民間の有識者も入って、いってみれば最終的な方向として指定管理者制度ということで民間にゆだねてやっていこうということです。この期間が平成16年から25年までです。25年まではこの方式を基本に進めていく。それ以降、どうするかということにつきましては、先ほど丹澤委員も言われましたように、そのあり方とか、方向性とか、こういったものをこれからしっかり検討していかなければいけないと思っております。

丹澤委員 2,000万円まけてやる。1日でも1年でも早く返したいと言っているんでしょ。何でその2,000万円まけるんですか。業者をかえてしっかりとやるところもあるんです。ここは株主が50%50%で、中身がぶつかりっこしているんです。役員なんて出しっこすれば決まらないんです。会社が崩壊しますよ。そういうことも十分承知の上でやっているんでしょね。

進藤公営企業管理者 指定管理者はその会社の中で株主総会であるとか、取締役会であるとか、そういったところで独立した法人としての手順を踏んで進めていくということだろうと思っております。

丹澤委員 ともかく債務超過している会社を経営が悪化していないと言い張る管理者、知事どうですか。

横内知事 これにつきましては、昭和61年に始めて、ずっと赤字が続いてきたわけです。これでは困るんじゃないかということでいろんな検討をして、平成16年度から県議会の議決によって指定管理者を導入したと。それによって毎年1億5,000万円のお金が入ってくるようになったと。現金収支においてはプラスになったということです。しかしながら、経済情勢によって、その出資者の中で2つの会社が倒産したと。倒産しちゃったものですから、引き受けるところがどこかなきゃ困るということで、先ほどおっしゃったような文教とかそういう会社が引き受けていると。それについて文教という会社がいいのか悪いのかはともかくとしまして、少なくとも、関東全域で病院の売店等の経営をしている大きな、経営内容の上ではしっかりした会社ですから、確かに譲渡については承認を要しますけれども、引き受け先としては県

として、これを積極的に不承認としなければならないような、例えば社会的に非常に問題がある会社とか、そういうんじゃないわけですから、積極的に不承認としなければならないほどの会社ではないと判断して承認したということなんだろうと思います。

それから、2,000万円減額したことにつきまして御指摘があるわけですが、これも当初の計画で10カ年間の計画としました。しかし、その契約の中に5年後に見直すとなっているわけです。それはなぜかという、最初1億5,000万円という納入金を決めたときに、やはりいろんな経済情勢だとか何とかについて、そのときの見通しを立てているわけです。しかし、5年たつと変わってくるから、5年たった段階で見直しをして、再協議をしましょうということに契約はなっているわけです。そこで、企業局としては、結局、当時想定できなかった、しかも指定管理者の責任ではないような原油価格の高騰とか、非常にゴルフの客単価が下がったということとか、そういうものについて企業努力はきちっとさせた上で、3,000万円ぐらいは彼らが企業努力しているわけです。その上で2,000万円は見てやろうという判断をしているということなんです。確かにこの会社、いろいろ経営的に問題があるということは委員御指摘のとおりだと私も思いますけれども、しかし今、これをやめさせて、では、どうするのかということになるわけなんです。確かに赤字は大きいとかいろいろあるけれども、今、この会社は一生懸命努力していることは確かだと。お客さんの数はふえている。しかしそれでも黒字にならないのは、客単価が下がっているから黒字にならない。努力をしていることは確かですから、あと25年度までの4年間ですから、努力してくれるのなら努力をさせて、4年間、指定管理期間を全うさせると。問題は私も今、聞いていて思うんですけども、一番大事なのは25年になった、その後、26年以降これをどうするかということなんです。再度またどこか指定管理者を選ぶけれども、そのためにはやはり相当な改築とかそういうのをしなきゃいけないということがあります。それは大変だと、またゴルフ場ではない、全然別のものを何かここでやろうかということもあると思いますし、いずれにしても、26年度以降、この地域をどうしていくかという議論をそろそろやっぴいかなきゃならない時期に来ていると思っております。明年度においては庁内で検討し、23年度からは有識者会議的なものをつくって、26年度以降丘の公園地域をどのように持っていくかという検討を始めたいということを彼は言っているわけでありまして、いろいろ問題は確かに伺っております、あると思いますけれども、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

丹澤委員

再募集して受ける会社はあります。これだけの八ヶ岳南麓を使って、県内まず第一等地です。27ホールもある、近くには別荘地もあって、受ける会社は幾らでもあります。それを依然としてやらない。まけてやるほうを選択している。この5年間がたてば見直すというのは、逆のことはありますか。2億円もうけたからもっとたくさん出せと。それでは働かないでしょう。この条項はたくさんもうけたときにたくさん納めるというのであれば、おれはやらないよと。1億5,000万円分納めるだけ利益を得られればいいんだと。これは逆ですよ。そういうことが働くからこれはおかしい。山梨県の場合にはたくさんもらいたいと。下がったときにこれを使っているわけだ。それを知事が言うのであれば、この会社、募集すればあります。募集してみたらどうですか。

進藤公営企業管理者 指定管理者の選定をし直す考えはということだろうと思いますけれども、指定管理者を今のものから取り消して新しいものを選ぶ、それについては、地方自治法の規定、さらにそれを具体化した協定、この条項に照らしてやるということになると思います。今の状態はそういう状況になっていないということでございます。

（交通規制の見直しについて）

丹澤委員

財務状況が著しく悪化しているんです。1億円超えているような累積欠損金を出しているんです。今まで赤字の会社が来年から黒字になるという計画書を出している。どこを見ているかということ、なんじゃない、少しずつ減らしているだけ、原価率を下げているだけ。これだけの操作です。それを企業局が見て来年黒字になる。では、黒字になるのであれば、来年以降それは戻してください。

次に行きます。警察本部にお尋ねをいたします。22年度の信号機の設置が9基、改良箇所が36カ所ということでありまして、信号機の新設や改良箇所はどういうふうにして決定するのでしょうか。

西郷警察本部長

お答えいたします。信号機の新設でございますが、これにつきましては地域の要望などを踏まえまして、交通事故防止の必要性の高い場所でありまして、渋滞が発生しやすい場所につきまして検討をしております。これにつきまして、交通量ですとか、交通事故の発生状況、道路や交差点の形状、これらを踏まえて緊急性の高い場所から設置をしているということでございます。また、既存の信号機につきましても日ごろから交通流の実態の変化に合わせまして、そのサイクルの見直しなどを行っているところでございますが、このような調整では対応しがたい場所につきまして、例えば、交通流の減少が大きい場所につきましては、感應式といいますか、従道路の交通流に対応して反応する信号機に改良するですとか、渋滞対策としまして、効果が期待できる場所につきまして、矢印信号機に改良する。これらの改良を行っているところであります。

丹澤委員

去年の10月に警察庁から交通規制の見直しの通知が出ましたね。その中で3つ見直すようにということでありまして、1つは、最高速度の見直しをなさい。それから、駐車規制を見直しなさい。そして3つ目が信号機の設置及び信号制御の見直しをなさいという通知が出ているわけですが、これも23年度末までに行えということになってはいますが、どういう方法で見直し箇所を決定して、また見直しをするのでしょうか。

西郷警察本部長

今回の見直しでございますが、交通規制が現状に合っていないということがあれば、そういうところを見直していくという趣旨の見直しでございます。これらにつきましては、実態をよく確認いたしまして、例えば、各種交通関係団体でありますとか、バス、タクシーなどの交通関係機関でありますとか、それにとどまりませず警察署に置いております警察署協議会、あるいは地域の住民の方の意見など幅広い意見を集約いたしまして、その上で警察といたしましても交通量、交通事故の発生実態、あるいは交通違反の発生状況を調査・分析しまして、より合理的な交通規制になるように見直していく考えでございます。

丹澤委員

見直しの方法はどうするんですか。

西郷警察本部長 お答えいたします。見直しの方法ということでございますが、例えば、最高速度でありますと、例えばその速度規制が40キロであったところを30キロ規制にするとか、40キロ規制であったところを50キロ規制にするとか、そういうこともあります。あと、駐車規制でありますと、駐車規制をしているところを一部解除するとか、時間を設けて解除するとかいうこともあります。新たに規制するところも出てくるのではないかとと思います。また、信号機の設置などにつきましては、必要がないところにつきましては撤去、廃止というところもないわけではございませんけれども、基本的には交通流の実態を判断いたしまして、その規制の内容を変更していくことになるのではないかと考えております。

丹澤委員 例えば交通速度は今まで50キロのところを60キロに延ばすとか、それまで30キロのところを40キロにする。また逆のことがあると思う。あるいは駐車禁止のところを解除するとか、そういうことは地元の意見を聞くんでしょうか。それとも警察が調査した上で、ぱっと決めて、公安委員会と決めて出すんでしょうか。

西郷警察本部長 お答えいたします。基本的には地元の御意見も伺っております。また、警察官も日ごろからパトロールをしておりますし、いろいろ活動しておりますので、その中でちょっと信号機の規制が実態に合っていないということについて感じる場所もありまして、そういうものを全体的に集約しまして、さらに詳細に交通流でありますとか、いろんな先ほど申し上げました交通事故の発生実態でありますとか、そういうものを踏まえて判断をして、決定していくこととしております。

丹澤委員 僕は県議会の議員になりまして車でここに通ってくるんです。今まで電車で通っておいりましたから、あまり交通渋滞というのは気がつきませんでしたけれども、僕が通勤途上で規制課長に、ここが余りにも渋滞が激しいと、信号機をちょっと変えてもらいたいという話をしたら、まるでうそのように解消された。信号機というのはこんなに交通渋滞の原因になっているんだなと思いました。そういうことで、今、山梨県の1キロ当たりの交通渋滞の損失額は60億円で、全国16位という高さなんだそうであります。交通渋滞は道路の構造が悪いということも原因でありまして、これはなかなか直らない、道路構造というのはお金がかかるから直りませんが、信号機で交通渋滞を来しているといったら、これはもう即座に直していただきたいと思うわけであります。例えば甲府の平和通りをこう来ます。竹原時計店の前は押しボタン式です。ずっと管制センターが管理しているところをぽっとあそこを押しますと、その前の信号が青にもかかわらずあそこでとまってしまう。逆に西から来ますと、議事堂前が青くて、曲がって右折してきますと竹原が赤いために後ろの車がついてこられないというふうに、非常に我々がこう見たらこういうところに押しボタンが必要なのかな、一緒の系統の中に入れちゃってもいいじゃないかと思うんですけれども、そういうものを見直し、あるいは撤去するというのをこの今回の通達の中で考えていますか。

西郷警察本部長 今のようなことに対応して考えているかということでございますが、基本的には信号機が渋滞の原因になるということはないこともないとは認識しております。できるだけそういう信号機につきましてはサイクルを見直し

ますとか、適正な規制方法になるように変更していきたいと思っております。また、特に甲府市内におきましては、集中制御といいまして、交通流を全体的に管理いたしまして、適正に信号機を操作するというをやっております。しかし、こういうことをやっておりますも、例えば、前方に渋滞が発生するということがありますと、できるだけそちらに早目に車が行かないように赤の時間を長くするとか、そういう操作もしております、一見そういう場合にはちょっとスムーズにいていないのではないかという御指摘を受ける場合もあろうかと思えます。しかし、そういうことも含めましてより実態に合うように見直してまいりたいと考えております。

丹澤委員

交通管制エリアの中ではそういうふうにコンピューターで管理できますけれども、そうでないところというのは本当にばらばらに作動してしまっていて、コンピューター管理はできないかもしれませんけれども、そこを何とかうまく連動するようにしていただきたい。エレベーターの稼働というのは、聞きましたら5台あるエレベーターが押したところに一番早く行くにはどこが行くかというプログラムの組み方も、それぞれのエレベーター会社の企業のまさに秘密。それぐらいコンピューターで幾らでも操作ができるということらしいですから、ぜひそういう専門家を県警でも選んで、こういう管制エリア外の信号機もそういうことができるような方法をぜひとっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

西郷警察本部長

お答えいたします。エリア外における信号規制というふうにお伺いしたと思いますが、エリア外におきましても、例えば交通の流れを個別に感知いたしまして、それに沿って規制するとか、交通流が大分少なくなった場合におきましては押しボタン式の信号に見直すとか、そういうこともいろいろな方法はありますので、そういうことをできるだけ考えてまいりたいと思っております。

(県立射撃場について)

丹澤委員

どうもありがとうございました。

次に、県立射撃場についてお伺いいたします。韮崎の射撃場の水質検査をことし行くと予算計上されておりますけれども、今回、地下水の検査だということですが、今までは地下水の検査は行ってこなかったんですか。

松土教育長

地下水の検査についてでございますけれども、近隣住民が飲み水として使っている井戸がございました。そのため実施はいたしませんでしたが、今回は検査対象を拡大いたしまして、ボーリングにより地下水等の水質検査を実施することといたしました。

丹澤委員

表流水、それから地下水も今後、続けていくんですか。

松土教育長

地下水の水質検査また表流水ともに現状の鉛汚染について、まず、その有無を判断することを目的とした水質検査でございますが、地下水の検査は、当面、明年度、実施することとしております。また、表流水については、今までも実施してまいりましたが、今後も必要に応じて実施することとしております。

丹澤委員

鉛弾の回収も今回行うようですねけれども、これは今まで行っていたんでし

ようか。

松土教育長 鉛弾の回収でございますが、ある程度の期間を置きながら、少なくとも過去4回、散弾またクレーの破片などを回収したところでございます。

丹澤委員 釜無川に落ちた弾はどうするんですか。

松土教育長 今回計上しておりますところの予算で、河川敷の一部の回収をいたします。

丹澤委員 新しくつくる甲州市の射撃場の鉛対策はどうなっていますでしょうか。

松土教育長 甲州市に整備する射撃場の鉛対策でございますけれども、鉛汚染防止の最も効果的な方法は鉛弾を土壌や雨水に触れさせないということでありますので、鉛弾の着弾範囲にアスファルトの舗装等を施すとともに、少なくとも月に1回は場内の鉛弾の回収を行う予定でございます。また、着弾範囲に降った雨水につきましては専用パイプを通して下流の河川に流す構造とするとともに、補助機能として鉛吸着槽を設置する予定でございます。

丹澤委員 新しくつくる甲州市の射撃場の施設の概要について御説明いただきたいと思えます。

松土教育長 新射撃場の施設の概要でございますが、クレー射撃競技用のトラップ射場が2面、スキート射場が2面、150メートルの大口径ライフル射場が1面、そのほかに管理棟、選手控室、また駐車場等がございます。

丹澤委員 このクレー射撃のトラップ2面とスキート2面というのは、何を基準にしてこういう規模にしたんですか。

松土教育長 過去におけるさまざまな大会等の実施状況、また現地の面積との相関から出てきたものでございます。参考でございますが、蕪崎の射撃場がトラップ1面、スキート2面でかいじ国体の会場となった次第でございます。そういったことを検討いたしまして、今回また地形とあわせまして先ほど申し上げましたような概要といたしました。

丹澤委員 新聞報道によりますと、オリンピックが開ける規模だと聞きましたけれども、そうですか。

松土教育長 アジア大会、あるいは国内全国大会、またオリンピックということも今までの経緯の中で検討されてまいったわけでございますが、現在の予定している地形にそのまま当てはまるかどうかということについては今なお検討中のところでございます。

丹澤委員 射撃場のこれまでの経過を見ますと、平成14年に基本計画を策定して、平成15年には既に実施計画まで策定してあるんですね。その間に議会でどういう議論をされたのかということ調べてみますと、平成10年12月、事件が起きた直後です、共産党の石原議員から直ちに移転しろという質問がありまして、これに対して教育長は、あり方について幅広く検討すると答えています。それ以降は、平成11年2月の知事の本ここで同じように引き続

き調査を行うと書いてあるんです。ところが、私が調べたところでは、この間何の議論もありませんでしたが、平成13年2月に突然、本ここで基本計画を策定すると言っているんです。そして平成14年にはまた本ここで実施設計を1億円かけてやりますと言っているんです。ここに至るまでに教育委員会はどのような調査をし、検討をしてここに至ったんですか。

松土教育長

過去における経緯につきましては、今、丹澤委員から御指摘があったような流れで検討経緯がございます。そして当時の資料によりまして、施設の課題、県有施設としての必要性、また移転の可能性、候補地の条件等が検討されたことを確認しております。その時点での必要性といたしまして、県内で唯一の大規模な公式大会が可能な射撃場であること、クレー射撃の競技力の向上、教習射撃場、練習射撃場としての位置づけ、また、有害鳥獣捕獲に貢献、こういったことがこの中では論じられてございます。

丹澤委員

それがこれだけの費用をかけてやる理由とのことですけれども、そのときの状況と今、現状のこういう状況の中でその理由は全く変わっていませんか。

松土教育長

新しい県立射撃場につきましても基本的な設置の理由は変わっておりません。県立射撃場というものはクレー射撃競技の競技力向上と野生鳥獣によるさまざまな被害を抑制する、このために必要な施設であるというところは変わりません。また、あわせて銃刀法の改正、銃の所持許可の更新に当たり、実技講習が義務化されたこと、またこのためには県立射撃場が有効に利用されるもの、こういったところは前提として変わってございません。

丹澤委員

民間の射撃場が4カ所あると伺いました。この民間の射撃場では全く機能しないのでしょうか。

松土教育長

民間の射撃場もございます。また、地域大会等につきましてもそういった射撃場も利用されているところでございます。ところが、クレー射撃の練習といったことにつきましても民間において現有の設備と、公式の試合の機械的な話になるわけですが、微妙に異なる調整が必要となる場合などがあり、その他において県有の施設で新しい設備をすることによりまして、クレー射撃等の技術の維持向上が可能であると考えております。

丹澤委員

クレー射撃の協会の会員は何名いますか。

松土教育長

クレー射撃の会員でございますが、平成20年の利用の実人数としまして、クレー射撃の協会の会員は87名でございます。また、猟友会の会員は2,407人でございます。

丹澤委員

猟友会の人たちはクレーの射撃場を使うのでしょうか。クレー射撃協会の人たちは87人ということで、87人のためにこの施設をつくらなきゃならないという必要性がありますでしょうか。

松土教育長

確かに御指摘のとおりその協会の人数、またそれを利用、活用しましてその種目の維持向上にかかわる人たちの人数は少ないのかもしれませんが、県立の射撃場というものはスポーツ施設としまして、これは国体の種目にもなっているわけですので、その振興及び競技力向上を図るための施設と

しては必要なものであると考えております。

丹澤委員

行政の施設というのは不要なものはない、しかし不急なものはある。つまり急がなくていいものはあると思っています。私たちの議員の中にも室内温泉プール50メートルのものをぜひ欲しいと言っている人もいます。そうすると競技人口にかかわらずみんな欲しいわけです。そうすると、どれを優先するのかということじゃないんでしょうか。その優先する基準は何なんですか。

松土教育長

ただいま丹澤委員から御指摘いただきましたように、その施設を利用、活用する人数と国体の成績が相関するものではございませんが、今、お話しございましたように水泳でありますとか、水泳の中で例えば飛び込みのようなものは非常に人数が少ないわけですが、施設がなければできない状況もございまして、そういったところを総合的に判断して優先順位と申しませうか、どうしてもその種目の成績維持のためにという視点から順序がついているものだと考えております。

丹澤委員

今まで私が教育厚生委員会に所属していて、教育委員会には少人数学級をやってもらいたい、高校再編もしなきゃならない、耐震化もしなきゃならない、教育環境の施設設備を充実してほしいという、まさに未来を担う子供たちのためにメジロ押しのもものがたくさんありました。それにもまさるほどこれは優先する課題でしょうか。教育委員会の中で、どういうふうにして選択をしてそこに集中していくのか、どうでしょうか。

松土教育長

確かに御指摘いただきましたように教育委員会が所管するさまざまな事業につきましては、大変多岐に及ぶものでございまして、また子供たちの将来ということで考えますと、どれがという優先順位も非常に困難な状況にあるわけでございますが、県立高校の耐震化でありますとか、少子化の中における再編の整備、また少人数学級の推進といった教育環境の整備・充実、重要な項目がたくさんございます。あわせて、スポーツ施設の整備・充実につきましても、これはまた大きな予算を伴う重要な事業でございまして、射撃場の建設につきましては、チャレンジ山梨行動計画などに位置づけられておまして、他の重要事項と同様に優先度が高い事業であると考えております。

丹澤委員

教育委員会の中で、少人数学級もしなければならぬ、まさに未来の日本を背負う子供たちが耐震化されていない施設の中に入っているんです。それも放置したまま射撃場のほうが必要だということのようではございますけれども、僕は何か違うんじゃないかなと。知事がかつてこういうことをおっしゃられたことがある。妻と子供が2人おぼれていたと。どちらか1人しか助けるとまがない。どちらを助けますか。妻を助ければ将来ある子供を見殺しにしてしまう。子供を助ければ最愛の妻を失う。これを瞬時のうちに判断する。知事は毎日こういう判断をしなきゃならない立場にあると思うんです。これは地方自治法から言ったり、地教行法から言ったら、知事が本来的には最終的には判断すべきなんです。知事はこれを白紙に戻して検討するという事は考えていないんでしょうか。

横内知事

御指摘のように教育委員会の所管ではありますけれども、予算調整権は知事にありますので、最終的な判断は知事がしなければならないものであると

思っております。この施設につきましては、クレー射撃競技の振興、あるいは猟友会を初めとする狩猟者の技術の向上による野生鳥獣被害の防止という観点から、必要な施設であると思っております。しかし、当初想定した事業費をかなり上回る事業費になるということが明らかになった中で、現在コスト削減方策を検討しているということでありまして、委員の御指摘の点も含めてそのコスト削減の検討結果を踏まえて総合的に判断していきたいと思っております。

丹澤委員

コスト削減というのはもともと30億円で高い、15億円でいい、ここだったら大丈夫、それが23億円になったら高いと、こうなったわけです。コスト削減というのは何をやるんですか。トラップとスキートの2面、2面を縮小するのか、あるいはもっと粗雑なものをつくるのか、どういう検討をしていって、幾らになったらやる、幾らになったらやめるという基準はもちろんあるんでしょうね。

横内知事

コスト削減方策でありますから、いろいろなありとあらゆる可能性を考えながらやっていかなければならない。具体的には工法であったり、材料であったり、あるいは規模の問題というようなこともあるかもしれません。そういうことも含めてぎりぎりコスト削減がどのくらいできるかという検討をするということになると思います。そして、その結果として、何億円以下ならやる、何億円以上ならやめるというような数値目標を持っているわけではありませんけれども、そのコスト削減の調査の結果を踏まえた上で、見た上で、諸々の事情を勘案して総合的に判断していくということになると思います。

丹澤委員

まず幾らでやるかやらないかという目標を決めないでコスト削減と言っても、それは検討のしようもないじゃないですか。これぐらいだったらできそうだと、いやともかく、そもそも論からもう一回始めてみよう。先ほども言ったように、この射撃場問題については、議会で全く議論していない。知事が本ここで言うだけ。そういうふうな中で知事の言うように、本当に山梨県にとって、今この時代に射撃場が何にもまさる最優先施設として必要なのか。必要じゃないと言っています。ドクターヘリも必要です。どこが、何が、早くすべきなのかと。それがまさに集中と選択。その決断をするのは知事なんです。だから目標はこうだというふうに教育委員会に示さないで検討のしようもないじゃないですか。

横内知事

具体的な数字の目標というのはなかなか難しいわけでありまして、結局は総合判断ということでありまして、どの程度コストが下がって幾らぐらいなのか。そして一方において必要性があるわけですから、必要性の程度はどうかということももちろんございますし、当然のことながら財政事情というようなこともあろうかと思っております。そういうことも含めて総合的に判断することになると思っております。いずれにしてもコスト削減の調査の結果を見て、まさに今まで議論がなかったということはあったと思っております。しかしまさに今、こういう議論が行われているわけでありまして、そういった委員の御意見も踏まえて総合的に判断をしていくことになると思います。

(出資法人への短期貸付金について)

丹澤委員

総合的ということは将来の廃止というふうな白紙ということも含めてと

理解します。

知事、山梨県の予算は今4,600億円あります。優秀な財政課長と総務部長がいるからこれは4,600億円となっている。本当は4,200億円しかないんです。膨らまし粉みたいに膨らませているんです。なぜかという、歳計現金を貸付金と称して、そしてこれをやっている。そして、その返ってきたお金を収入としてやっているから、本当は山梨県の予算というのは4,200億円しかないんです。幾ら山梨県が外へ出している、これを単コロと言っていますけれども、4月1日に貸して3月31日に返す。それはもともとは130億円しかなかったものをことしは397億円もやっているんです。これぐらいともかく山梨県の予算は膨らんでいると。この結果、土地開発公社とか住宅供給公社というのは、安心して、無利子でお金を貸してもらっているから経営に励まない。時間がないから済みません。残念ながらああ無情であります。答弁、要りません。

(社会保障について)

小越委員

景気が持ち直したと言われ、統計上はGDPもプラスになり、鉱工業生産もふえ始めていますが、その数字はまだ極めて低く、また家計所得が減り続けています。海外の景気はよくなって、輸出がふえ、公共投資やエコポイントで家電や自動車を買わせる政策に効果が出ています。しかし、需要と供給のギャップが35兆円とか40兆円とかあるため、景気の本格回復には相当数時間がかかるとおられます。景気をよくすることも必要ですが、景気が悪くても暮らしのほうは大丈夫という、こういう政策をしっかりとやるのが政治の課題だと思います。

そこでまず最初に、自民、公明政権で削減された社会保障について質問いたします。国民健康保険の問題です。山梨県が市町村に支援している国民健康保険、国の決めたルール以外に、例えば68、69歳の波及効果分などは幾らぐらいあるのでしょうか。

小沼福祉保健部長

国の制度以外の支出金、県の負担額でございますが、本県の場合8,116万4,000円でございます。

小越委員

国民健康保険は収入がなくても応益分の負担があります。そこで知事にお伺いしたいと思います。甲府市の国民健康保険で見ますと、夫婦2人と子供2人の世帯で年間所得300万円の場合、年間の保険料、国民健康保険は、52万4,600円です。所得の17.5%が国民健康保険に消えています。この負担感を知事はどう思いますか。私は負担が重過ぎると思いますが、知事はどうお思いになりますか。知事に聞いていますので知事がお答えください。

小沼福祉保健部長

国保の負担は他の医療保険に比較して、相対的に見て、やはり負担感が高いのではないかと感じております。

小越委員

知事にお考えを、感想を聞かせてもらいたいと思います。52万4,600円、高いと思いませんか。どうですか。

横内知事

もちろん安ければ安いほどいいに決まっているわけでありまして、そういう意味で年収300万円の方が52万円というのはこれは相当な負担感だ

ろうなと思います。

小越委員

私は本当に、相当高いと思います。先日全国の民医連という調査で、全国で34人、山梨でも保険料滞納で正規の保険証がなく、高額医療費の減額認定書も発行されず、手おくれで亡くなってしまった方がいらっしゃいました。国保滞納のために命を落とすなんてことがあってはならないと思います。わずか1カ月の保険証です。1カ月たつと、またお金を用意しないと保険証をもらえない。だから役所に行きにくい。したがって病院にかかりにくくなってしまいます。国民健康保険の滞納率が山梨県と同じくらいの埼玉県では、短期証も資格者証も発行は最下位のクラスです。国会で長妻大臣は、日本共産党の質問に対して、自治体に対して、払えるのに払わないということが本当に証明できた場合以外は、資格証明書の発行を慎重に対処するようお願いすると答弁しました。山梨県でもこのルールを適用して、原則、資格証明書は発行すべきではないと思いますがいかがですか。

小沼福祉保健部長

本県におきましても資格証明書は可能な限り発行しないように、短期保険証で対応するように指導させていただいております。

小越委員

では、この答弁のとおり適用されると理解いたします。甲府市の滞納者の所得区分を見ますと、所得300万円以下が滞納者の95%、また、所得なしの世帯が滞納者の40%を占めています。低所得者にとって高過ぎて払えないんです。私ども日本共産党の県内各地の住民アンケートの要望で、どこでも第1位は、高過ぎる国保を下げてください。これが断トツの第1位です。市町村も国保の問題で悩んでいます。収入のない人からこんなにといいの。県は何かできないのでしょうか。暮らしやすさ日本一を掲げる知事なら、高過ぎる国保を何とかしてほしい、この国民の声にこたえるべきではありませんか。知事のお考えを聞きます。

小沼福祉保健部長

国保に対しましては、制度として特別調整交付金があり、平成17年から医療費の7%を県が負うようになっておりますし、財政基盤の助成も行っております。また、高額医療についても行っております。それに加えて、先ほど申し上げた県単の補助金も出しているという状況でございます。この厳しい財政状況の中で、これ以上県が補助をしていくという状況は非常に困難だと思っております。

小越委員

では、県は何もしないということですか。

小沼福祉保健部長

今、申し上げたとおり、これだけのことをやっておりますので、これ以上の財政負担は困難だということでございます。

小越委員

暮らしやすさ日本一を掲げるのなら、住民が今一番困っている、高過ぎる国民健康保険料を、なぜ引き下げようということを考えないのでしょうか。私は、この22年度の国の施策の要望書を見てびっくりしました。国への要望項目に、国保の項目というのは市長さんからはありますけれども、県からは一つもないんです。なぜ国に対して要望を出さないんですか。知事、お答えください。

小沼福祉保健部長

国保の制度等の改善につきましては、現在、全国知事会のほうで、県にど

んな役割を置くべきかという検討をされておりますので、その場で知事がさまざまな意見を述べさせていただいております。

小越委員

知事がそうお話ししているというのであれば、知事のお答えを聞きたいと思います。国会での日本共産党の小池あきら議員の質問に、鳩山首相も、率直に申し上げて相当高い、引き下げに向けて財源確保の努力をしたいと答弁しました。国の負担割合を引き上げることが一番のかなめですけれども、同時に、県はただ黙っているだけでいいのでしょうか。国保税、国民年金、所得税、住民税、税金、社会保障だけで年間所得300万円なら100万円以上払うんです。中でも国保の負担が大き過ぎます。8,600万円では少ないと思うんですけど、知事、どうでしょうか。お考えを示してください。知事からお答えが聞きたいです。

横内知事

国と都道府県、市町村には、それぞれ役割分担がありまして、言うまでもないことですが、国民保険制度というのは全国統一のルールで国が責任を持って実施しているものでありますので、お気持ちはわかりますけれども、今のような問題点というのは、やっぱり国が真剣に検討をして解決すべきものだろうと思います。

小越委員

国が決めるのであれば、少なくとも国に対しての要望項目に入れるべきだと私は思います。

次に市町村での強い要望のもう一つが、子供の医療費助成制度の年齢拡大です。窓口無料になって本当によかったと思っています。そしてその医療費助成の流れは年齢拡大へと急速に広がっています。現在、中学3年生まで実施、または予定している自治体が11自治体もあります。通院5歳未満、入院は就学までというのが県の制度ですが、これと同じなのはわずか3自治体です。市町村の財政は決して豊かではありません。それでも年齢拡大するのはなぜだと思いませんか。

小沼福祉保健部長

それぞれの自治体の政策判断だと思っております。

小越委員

国保と同じように、住民からの希望が強いからだと思えます。先ほどの樋口委員の質問に部長は、経済的負担の解消が保護者からの大きな課題だとおっしゃっていました。自治体が、この住民の強い要望を受けとめているのではないのでしょうか。県はこの強い要望を受けとめて、年齢拡大へ踏み出すべきだと思います。新年度予算で8億円計上していますが、例えば小学校6年生までやるとしたら、幾らかかると試算されているのでしょうか。

小沼福祉保健部長

正式には試算をしてはございませんが、小越委員の決算特別委員会の御質問にお答えした際、甲府市の例を参考に粗い試算として、6億円ぐらいふえるのではないかと考えています。

小越委員

20年のときの予算が7億6,000万円、決算委員会で1億5,000万円の不用額が出ていました。実際6億でできたということです。そして2歳までは1億3,000万円かかる。5歳は7,000万円、小学校高学年は6,000万円と答弁されました。つまり年齢拡大してもお金はあるということです。年齢が上がれば病院に行くことは少なくなります。住民の要望にこたえるべきだと思います。

そこでこのパネルをごらんください。これは、総務省の全国都道府県決算状況調べからです。山梨県の民生費は確かにふえています。歳出に占める民生費の割合は、ずっと下位で44位、9.3%です。この全国平均の11.6%にすれば、102億8,500万円になります。企業がもうかって税収アップしたら福祉もよくする、それが知事の考えですけれども、パイがふえてもこの配り方を間違えますと、民生費に行かないんですよ。土木費を全国平均にするというところまで行かなくても、この民生費を標準並みの、全国平均102億円にすれば、これを使えば、先ほどの子供の医療費は小学校6年生まで、3年生までにだってできるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

小沼福祉保健部長 私に答えていいのかわかりませんが、やはりそれぞれの県によってそれぞれの事情がございますので、一律にそれを比較してもいかなものかなというのが、正直な感想でございます。

小越委員 これは全国で使っている資料です。
(教育費の軽減について)

次に、教育費の軽減についてです。まず、私学助成についてです。私立高校への就学支援金を、県の補助金と合わせて、所得が250万円の世帯で28万6,800円、350万円までは20万2,800円支給することになりました。私立高校は入学金で15から30万円ぐらいかかります。また、授業料と学校納付金で月に3万とか4万4,000円、70万円の初年度納入金、2年、3年でも50万円かかります。高校生の2割が私立高校です。今回前年度より200万円ふやしたと言っていますが、とても足りません。そこで伺います。私立高校の授業料軽減として、地方交付税1人当たり、来年度になりますが、5,000円来ることになっています。そうしますと、私立高校生5,800人分2,900万円はどう使われたのでしょうか。

古賀総務部長 恐らく私学助成に係る交付税単価の上昇分ということだと理解をいたしますけれども、運営費補助金については、本県におきましては、もともと国の交付税の、生徒1人当たりの交付税単価に約4万円近く上乗せをして助成単価を設定している状況がございます。そういう中で明年度につきましては、その5,000円の単価アップ分に対しまして、これまで2年間据え置きをしておりましたけれども、うち2,000円を明年度単価として引き上げをしようということにいたしました。5,000円そのままではないわけですが、実はこれは全国他県の状況も調査をする中で、毎年度交付税単価の引き上げはありますけれども、全国的にその額をそのまま引き上げているところはほとんどございません。この調査結果が約4割程度引き上げているということだったものですから、これを踏まえて、2,000円という引き上げ単価につきましては決定をさせていただいたところがございます。

小越委員 今回の2,100万円の私立高校授業料減免ですけれども、この地方交付税2,900万円よりは少ない金額なんです。また、国からの就学支援基金、これは私立高校の授業料減免とか奨学金の増加に対応する基金ですが、この全額国から来た基金を私立高校授業料の減免に幾ら使いましたか。

古賀総務部長 制度の拡充の分につきましてはこの基金を当てられるということでござ

いますので、本年度の1,900万円の予算額に対しまして、明年度は2,100万円を予算上見込んでおりましたけれども、この増加分につきましては、この基金から財源的に対応させていただくという予定でございます。これは実績ベースで増加した分についての対応はできるということでございますけれども、この基金は23年までの3カ年間の、言ってみれば経済政策としての臨時的な措置という位置づけがございますので、それまでの間については、従前の制度に対しての制度拡充分に、この基金が充当できることになっております。

小越委員 2,100万円の内訳で、200万円だけ基金から崩したんですか。内訳についてです。

古賀総務部長 これは制度拡充分ということになりますので、本年度との比較で申し上げますとそういうことになります。ただ、結果として、これは実績ベースで予算については2,100万円ですが、もっと申請者が出てきて、結果的に予算額が拡大をした場合、本年度に比べての増加分はすべてこの基金を充当できるということになっております。

小越委員 2,100万円というのは20年度に比べ200万円ふえただけですよ。地方交付税は2,900万円来る。交付基金も使う。そして前年度の1,900万円も使えば、もっとこの授業料減免に充てられるはずだと思うんです。授業料という名目以外に施設充実費、これ義務的負担金と呼んでいますけれども、50万円くらい納めなければならない。そのほかにも修学旅行積み立てもあります。学校納付金が50万円だとすると、所得250万円以下の学生は120人ですから、就学支援金のほかに県の補助金が出て全額無料にするには、あと2,600万円あればできると思うんです。また、あるいは年収500万円のところにもできると思うんですけれども、私立高校のために来た国からの予算は私立高校のために使うべきではありませんか。いかがですか。

古賀総務部長 まず前提といたしまして、交付税単価措置分5,000円ということで、総額では確かに2,900万円ふえたことになっておりますけれども、一方で、先ほど申し上げましたように、もともと本県ではその交付税単価に4万円近く県独自に上乗せをして支給をしていますので、そういう点ではもともと相当持ち出しをしているという状況について御理解をいただきたいと思っております。そういう全体として厳しい財政状況の中、今回の単価アップ分について、4割を反映させることとしたものでございます。また、この基金につきましては、先ほども申し上げましたように、あくまでも23年度までの臨時的な財源として活用できるというもので、その後につきましては当然のことながら、全額各自治体の自己財源で制度的には対応をしていくというのが前提でございます。そういう点では、24年度以降まで見越した制度設計というものが必要になりますので、本県も含めてこの2年間の暫定的な措置というわけにはいきませんので、中長期的な観点から制度設計について検討をしているところでございます。

小越委員 本会議の答弁で、今後各県の状況や本県の実情を踏まえる中で、さらなる支援について検討をしていきたいと答弁しました。そもそも山梨県は授業料補助が少ないです。上乗せしているといいましたけど、全国の私立学校教職

員組合の調査によりますと、山梨の授業料助成は2008年度全国44位です。1人当たり3,058円、全国平均3万747円、10倍も開きがあるんです。今回ふやしたと言っても200万円ですよ。全国との開きは余りに大き過ぎます。大阪や京都では55万円、64万円と補助金を出しているんです。山梨県は、私学助成、おくらしているんです。これはトップの知事の考え一つだと思えるんですけども、知事はどのようにお考えになるのでしょうか。私学助成、授業料補助、もっとふやすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

古賀総務部長

この授業料減免補助制度につきましては、委員からも今、御質問がございましたけれども、もともと対象者のとり方に相当、各県で差がございます。以前、本会議でも本県の対象者数、私立高校生生徒数に占める割合が1.9%ということについて御質問もいただいておりますけれども、例えば、愛知県でいいますと、全私立高校生のうち、半分以上がその対象になっております。これは各県でその対象とする考え方が、制度とか経緯等もありまして、大きく異なっているということです。したがって、1人当たりにしたときの単価というのももちろん各県で相当差があるということがございます。本年までの状況でいいますと、例えば、お隣の静岡県とは、ほとんど全く同じような対象のとり方になっておりますし、対象の生徒数につきましても約1.数%というような、静岡県の状況ともほとんど同じような状況にはなっております。しかしながら、今回の就学支援金の創設にあわせて、全国各県でさまざまな制度の見直し、拡充が行われております。そういう状況の中で本県におきましても十分そういう状況を見ながら、またさらなる支援の充実については今後十分に検討をしてみたいと考えております。

小越委員

ほかの県というか、比べやすいところだけを比べないでもらいたと思います。

次に奨学金の問題です。新年度の貸付人数は758人、昨年858、その前は903、予算上だけでも100人も減っています。これはなぜですか。実績は何人いらっしゃいますか。

松土教育長

奨学金につきましてお答えいたします。今、御指摘いただきましたように、22年度の貸与人数は758人でございます。総額2億1,400余万円の貸付枠を予定しているところでございますが、これにつきましては、実際に申し出た数に基づくものでございまして、周知をまいりました。また、実際に手を挙げた数の結果に基づきまして算出しているものでございます。その数字のとおりでございます。

小越委員

なぜ減っているのか、実績は何人と聞いているんです。

松土教育長

奨学金の実績というのは、これが給付の形であればもっと伸びるんであろうとは想像するわけでございますが、本県では貸与という形をとっております。また、減免につきましては周知の結果伸びているわけでございますが、奨学金というのはやっぱり貸与という部分で、伸びないのかもしれない。

小越委員

実績何人かと聞いているんですけど、数字が出ないんですね。多分600人ちょっとではないでしょうか。全日制の高校生2万7,000人くらい、定時制も含めて高校生の2%ぐらいしか多分受けていないと思うんです。経

済支援のために国から基金が来ていると思います。今、何億円残っていますか。また山梨県のみどり奨学会には、何億円残高があるんですか。

松土教育長

先ほどの御質問いただきました実績ということにつきまして、数字を落として失礼申し上げました。貸与人数が623人で、貸与総額が1億7,200余万円となる見込みでございます。

残につきましては、約2億円ということでございます。

小越委員

2億円も残っている。本来の趣旨が生かされていないと思います。知事はこの金額どう思いますか。公立高校でも授業料免除になっている方には何の改善もありません。ある高校では4人に1人が免除を受けています。母子家庭、親が解雇された家庭、授業料免除でも学校納付金が払えず、スキー教室へ行かないと決めた高校生、このままでいくと修学旅行に行けないよと言われた高校生、胸が痛みます。どの子にも学ぶ権利があるんです。お金がないということでは未来を奪ってはいけません。2億円も基金があるんだったら、低所得者に対して給付型の奨学金制度をつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

松土教育長

この奨学金制度の考え方でございますが、今、苦しい子供たちを支援したいというのは、県としても強い気持ちでございます。ただ、近未来を見据えまして、5年後、10年後にまた苦しい子供たちに安定的に維持し、奨学金というもので支援していくためには、このような貸与の形のほうが適当と考えて現制度を実施しております。

小越委員

今の子供たちも大事だと思うんです。貧困から子供達を救うための施策をぜひ充実してもらいたいと思います。

（中小企業の支援について）

次に、中小企業の支援です。先日、葦崎の下請業者の方とお話をしました。2次下請で実際にハンダづけをしていて、この部品が全世界に行っていると思うと、すごい誇りを感じると言っていました。しかし、下請業者の多くの方は時間単価を少しも引き上げてもらえない。見積もりを出しても返事も来ない。1銭でも安く、下請業者同士で首の絞め合いをしている。仕事をとるために下げて、下げて、それでも仕事来ない。できないならほかに出すと言われる。元請は経費節減と聞こえのいい言葉で利益を上げてきましたけれども、経費節減とは下請単価の切り下げです。こうした単価切り下げに下請駆け込み寺がありますが、下請駆け込み寺の実績をお示してください。

興水商工労働部長

下請関係の相談業務につきましては、やまなし産業支援機構におきまして、今お話のございました下請駆け込み寺、これは国の委託事業でございますけれども、これを含めまして中小企業サポートセンターにおきまして相談業務を実施いたしております。平成21年度の実績は2月末までに27件でございますけれども、国の下請駆け込み寺という区切りでいきますと21件という状況でございます。

小越委員

下請駆け込み寺って何ですかと業者の方に言われました。本当に知られていないと思います。下請単価が切り下げられて、新しい部品が発注されれば設備投資しなければなりません。設備投資は自分持ちです。受注できなくなってしまう。機械をリースするしかない。でもリース代が高くて払えない

い。この機械のリース代が払えないと仕事ができなくなってしまう。機械を持って行ってしまいますから、リース代が払えなくなってしまう。こういうときに仕事ができなくなると本当に困ると思います。そこで、県が行っているリース代への援助はどのようなものがありますか。実績と件数をお示してください。

興水商工労働部長 設備貸与の関係の御質問と理解をいたしましたけれども、設備貸与の関係につきましては、やまなし産業支援機構におきまして、設備資金貸付、それから設備貸与事業がございます。割賦リースでございますけれども、平成21年度実績、2月末までの申し込みを合わせて96件、17億1,839万円という状況でございます。

小越委員 それは融資です。融資は返済しなくてはならない。でも誘致企業や企業立地なら、設備投資に助成金が出ています。ファナックもオプトも、180人もの正社員の解雇計画をして設備を縮小すると言った日立電線フィルムデバイスには県から7億5,000万円、中央市から1億5,000万円出ています。大規模施設投資に5億円以上出すなら、地場の零細企業の設備投資にも助成制度をつくるべきではありませんか。知事がお答えください。

興水商工労働部長 設備投資の関係でございますが、私どもこの設備貸与事業につきましては国の制度、それからそれにオプションをつけた県単制度ということで運用をさせていただいております。国会のほうでも議論ございましたけれども、やはり設備投資にかかわる部分について、中小企業者支援としては融資というような形で行うのが適当ではないかという御答弁もあったようでございます。私どもといたしますと、こういった制度を十分御利用いただきまして、しっかりした経営をしていただくということで、制度の周知、活用につきまして十分な取り組みをしてまいりたいと考えております。

小越委員 もうかっている企業は助成金で設備投資ができて、大変なところには融資というのは、それはちょっと違うと思うんです。強いところを助けて弱いところを切り捨てるのは政治ではないと思います。先日県内の零細企業の方に雇用のことを聞きました。地域雇用戦略会議でぜひとも考えてもらいたいですけれども、地域の零細企業の方々、地場の方は、県内の雇用にも役立っています。今度も高校生4人を正社員で雇用したということです。ここで雇用すればずっとここに技術が残って、この会社に貢献してくれる。地元から採用すれば住宅手当も交通費も少なくて済む。地元のためにこうやって頑張っている企業はいっぱいあるんです。雇用調整金を申請して、足りない分は社長の給与をカットして、そして雇用を確保した。こういう中小企業の心意げだけに任せていいのか。日立電線フィルムデバイスは、今度、正社員180人を解雇すると言っています。ここには7億5,000万円出して、133人の常用雇用がふえたというんですけど、3倍も首切りしているんです。こういうところには解雇するなど、まず中止を求めるべきではありませんか。こういうところに金を出すよりも、雇用を獲得した中小企業に助成金を出すべきだと思いますが、知事はどうお考えになりますか。

後藤産業立地室長 ただいまの委員の御質問の中で産業集積促進助成金のお話が出まして、その助成金を交付している日立電線フィルムデバイスについてお話がありました。そのような助成金を支給している企業等に対して、解雇等をやめるよ

うな指導をしたらどうだということでした。先ほど来、委員のほうからお話があります産業集積促進助成金は、企業の立地に着眼いたしまして、企業の立地を促進することにより、地域経済の活性化をもたらし、雇用の創出につながっていくというもので制度を行っております。御承知のとおり、この景気の厳しい中で、各企業がそれぞれの経営方針に基づいて経営合理化等を図っており、助成金を交付することによりまして、雇用の拡大につながっていくということで活用を図っております。解雇等につきまして、それを交付金投与の中で条件づけをするというのは、なかなか難しい話だと思います。企業訪問等を通じまして、随時各企業に対しまして、雇用の確保を図ってもらうように、今までもそうでしたが、今後も依頼をしていくつもりでございます。

小越委員

この日立フィルムには7億5,000万円出していて、133人常用雇用がふえたというけど、前は非正規を200人切って、今回、また180人も切ると、3倍も首を切るんですよ。そういうところに首切りをやめなさいとやっぱり言うべきではありませんか。9億円もお金が行っているんですよ。しかも9割が地元雇用なんです。それでいいんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

後藤産業立地室長

今、お話になりました日立電線フィルムデバイスにつきましては、6月下旬を目途に180名程度の希望退社を行いたいという旨の協議がございました。内容を確認いたしましたところ、今回の日立電線フィルムデバイス株式会社の経営合理化につきましては、平成20年秋からの世界同時不況に起因する中で、生産集約や徹底したコスト削減等を努めてきたところだが、大幅な業績回復が見込めない状況ということで、会社として苦渋の選択をしたということだと思われまます。県としましては、退職される方々の再就職の支援などに万全を期するとともに、産業集積促進助成金の対象となった施設等を活用した事業の推進に努めるよう強く要請したところでございます。さらに、同社には希望退職者の再就職を含めた雇用対策、それから助成金の対象施設等の活用、また、今後の事業展開を含め、県内で事業を継続し、新たな成長に結びつけていく旨の確約も取りつけましたところでございます。今後とも従業員の方々の雇用確保を支援していきまますとともに、引き続き県内で操業していけるようきめ細やかな対応を行っていきたいと考えております。

小越委員

やはり、こういうところにお金を出しても雇用拡大につながらないと思っています。地域の産業を活性化させるということで、産業振興ビジョンをつくる、所信表明では経営革新と言っています。経営革新とはどういう内容でしょうか。新しい商品を開発すると、2次下請の方たちは経営革新に伴ってどうなるんでしょうか。

平出知事政策局長

産業振興ビジョンに係る御質問でございます。経営革新とは何かということでございますが、一般的には企業の現状の経営を見直す体制や、それから組織、手法を新しくすることだと理解をしております。具体的には新商品を開発したり、新技術を開発したり、あるいは新サービスの提供、新たな販路拡大というようなことで、企業が新たな取り組みを展開することによって経営の向上を図っていくと、こういうことを意味するんだと理解をしております。

小越委員

経営革新と聞こえはいいんですけれども、経費削減とか単価切り下げで経

営を革新させる、それだけでは県内企業育成にはつながらないと思うんです。新しい商品をつくるなら下請にも新たな設備投資が必要になる。でもそんな投資はできない。1次も2次も含めての総合的な中小企業の振興策がなければ、また、ひとり勝ちの企業、業種をつくるだけになってしまおうと思います。産業振興ビジョンから出発して、やはり中小企業振興条例をつくることだと思います。ビジョンは理念だけになってしまいます。条例化してこそ県の責務も明確になり、財政的裏づけもできると思います。この条例化を目指して取り組むべきと思いますが、お考えを知事からぜひとも伺いたいと思います。

横内知事

中小企業関係の条例としては、本県には山梨県地場産業振興条例という条例があるわけでございます。中小企業施策については、チャレンジ山梨行動計画で総合的な中小企業施策を推進しているわけでありまして。こういった経済にかかわる施策というのは、その時々々の経済情勢によって、かなり変わっていかねばいけないものでありますので、法令でかちっと固めることがいいのか。それよりもこういう計画、あるいは産業振興ビジョンというようなものによって、その時々々の経済情勢に合った中小零細、あるいは下請企業のあり方とかを議論して、それに基づいて施策を進めていく、そういう柔軟かつ弾力的な対応をするほうがいいのではないかと考えております。

小越委員

終わります。

（ 休 憩 ）

（児童虐待防止対策について）

仁ノ平委員

子供の虐待死が続いています。中でもことし1月24日、東京都江戸川区の小学校1年生、岡本海渡君、死亡事件ですね。昨年の夏から親による虐待が始まって、約半年後に死亡しました。どんなにか怖くて、痛くて、熱くて、孤独だったことでしょうか。でも、子供というのは悲しい存在ですね。どんなに殴られても、けられても、熱くてもその家に帰らなければなりません。虐待を知っていながら、だれも彼を救わなかった、救えなかった。行政の責任が問われています。本県でも虐待相談が毎年ふえ続けています。一昨年度は644件の相談がありました。しかも困難な事例、緊急を要する事例がふえています。海渡君事件の経過をたどりながら、本県の対応を検証したいと思います。

まず初めに、かかりつけ医、町医者さんたちのことです。海渡君の顔にあざを見つけて虐待を疑ったのは歯医者さんでした。そして、児相を通じて学校に報告が行っています。これはすばらしいことです。本県の町医者さん、子供たちの体を見る機会の多い町医者、かかり医者に、虐待発見の研修をしているのでしょうか。発見したらどうすることになっていますか。どこまで徹底していますか。まず伺います。

小沼福祉保健部長

児童福祉法、児童虐待防止法によりますと、医師など職業的に虐待を発見しやすい立場にある方は早期発見に努めるとともに、発見した場合には児相等に通報をすることが義務づけられております。本県の歯科医師会でもこういったマニュアルをつくりまして、そういった対応をしっかりといただいております。実際に県内でも医師や歯科医師会から児童相談所のほうに通報がございまして、児童相談所が外向いていって対応したという事例が幾つか

ございます。

仁ノ平委員

次に学校です。本事例も学校が発見したのではないんですね。そこにまず問題があると思っています。児相からの連絡を受けて、学校は校長、副校長、担任が家庭訪問をしています。父親が暴行を認めたので、もうしないと約束をさせて児相に特に問題なしと報告をしています。それっきりです。その後、10月に海渡君が頭痛で3日休んでも、8日間緊急硬膜下出血で入院しても、年末から亡くなるまで1カ月学校を休んでも、虐待を疑った行動は何ひとつしていません。虐待に関する感度の悪さ、対応の甘さ、関係機関との連携不足が明白です。本県の学校は虐待にどう対応しているのか。それは徹底しているのか。抱え込んでいませんか。学校の対応を教えてください。

松土教育長

児童虐待への対応でございますけれども、管理職研修会、また生徒指導主事研修会、児童虐待防止研修会を実施し、きめ細かな対応を要請しております。学校から要請を受けたスクールソーシャルワーカーでございますが、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めております。また、江戸川区の事案に際しまして、改めて市町村教育委員会に虐待防止に向けた対応の徹底を通知したところでございます。また、抱え込んでいないかというところでございますが、県教育委員会が作成いたしました虐待防止のマニュアルでございますが、研修会において教職員用の指導書の携行、また実践を要請して、教職員個人が抱え込むことが決していないようにということで徹底は図ってまいりました。また、教職員以外に客観的かつ専門的に学校や児童・生徒に対応する外部人材の活用によりまして、今度は学校が抱え込むことのないように努めております。今後も児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のために教職員または学校が抱え込むようなことのないように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを有効に活用いたしまして、研修会の内容の充実と徹底に努めてまいり次第でございます。

仁ノ平委員

この時代、学校に要求されることが本当多いんですが、命の問題ですので、優先第一に願っています。

続いて児童相談所です。江戸川区ではセンターというところにまず通報が行っているんですが、その役割を本県は児相が担っていますので、児相ということで質問させていただきます。学校から報告を受け、解決済み、緊急性はないと江戸川区の児相は判断しました。結局このケースでは、両親にも海渡君自身にも、虐待対応の専門家は一度も会っていません。本県での児相の対応はどうなっているのでしょうか。通報があった場合、必ず会っているのでしょうか。虐待が疑われる子の安全確保は徹底されているのでしょうか。伺います。

小沼福祉保健部長

平成17年に児童福祉法が改正になりまして、虐待の一義的な窓口は市町村になりました。江戸川の例の子ども家庭支援センターというのは、これは市町村に当たるものでございまして、市町村にまず連絡が入る。それから、その市町村に入った連絡が複雑困難な事例、また緊急保護、一時的な緊急保護、緊急の一時保護が必要な場合には児相が出てまいります。そのときの児相の対応でございますが、通報を受けた段階、それが疑いの段階でも48時間以内に必ず児童の安否を確認することにしております。それから、どうしても親の拒否等によって会うことができない、また御近所とか学校等からの

情報も得られないという場合には、警察の御協力をいただいて立ち入りの調査をして確認をさせていただいております。

仁ノ平委員 確認です。通報があった場合、必ず専門家が会っているんですね。

小沼福祉保健部長 はい。それが先ほど申しました疑いの段階でありましても必ず、児相にそういう相談が入った場合には、48時間以内に直接児童の安否を確認することにしております。

仁ノ平委員 続いて公立病院です。江戸川区の事例では、海渡君は昨年10月、都立墨東病院に入院いたしました。虐待を受けた子に多く見られる症状にもかかわらず、都立墨東病院では頭のけがだからということで、一切海渡君の首から下を見ていません。お父さんと遊んでいて頭を畳にぶつけたとの両親の説明をうのみにして、海渡君から話を聞いていません。本県の公立病院では、虐待を見抜く対応をしているのか。マニュアルはあるのか伺わせてください。

小沼福祉保健部長 公立病院すべてがどういう対応をしているのか、ちょっと承知はしていませんが、私どもの県立中央病院におきましては、虐待予防連絡会というものを病院内につくりまして、虐待の疑いがある場合には児童相談所に報告をする。そして、このような中央病院の事例がございますので、今後これを市町村や市町村立の病院に御紹介をして、こういった対応をしていただくようなことを働きかけていきたいと思っております。

仁ノ平委員 次に地域の方々です。御近所の方々には虐待を受けて泣く海渡君の声を聞いているんです。亡くなる2日前にも親から殴られていないかと海渡君に声をかけている近所の方がいらしたんですね。この隣人からの通報があったならと悔やまれます。行政だけですべての対応、虐待の察知は無理です。地域住民の協力が不可欠です。県民への虐待通報の周知は十分ですか。

小沼福祉保健部長 県民への普及啓発につきましては、11月に児童虐待防止月間がございますので、その折にテレビのCMを使いまして、児童虐待を発見をした場合、または、おそれがある場合には、すぐ児童相談所などに連絡をしてくださいというPRをさせていただきます。また、そのほかにもポスターやチラシ等を市町村や関係機関にお配りをして、県民の普及啓発を図っております。

仁ノ平委員 まだまだ不足していると思っております。キャンペーンのようなものがもっと必要だと思いますよ。近所の方が2日前に警察へ110番、1本していたらと本当に思うんですが、この海渡君の例ではそういうことはなかったんですね。本県では、警察にはこういう電話があるのでしょうか。こういう通報があった場合、本県警察はどのような対応をしているのでしょうか。

西郷警察本部長 児童虐待の疑いのある事案につきましては、110番あるいは警察安全相談など、いろいろな相談もあります。あるいはパトロールなどの警察活動、それ以外にも、先ほどありました児童相談所からの援助要請、これらによって認知をしているわけでありまして、これは児童本人あるいは親族からの通報以外にも知人や、今おっしゃいました近隣の住民の方からの通報もありまして、警察におきましてはこれらに対応しているところでございます。警察がこの種の事案を認知しました場合には、児童の安全の確認と安全の確

保を最優先にいたしまして、児童との面接、保護者や関係者からの事情聴取などを行いまして、事案の現状を把握しております。これらの把握によりまして、児童虐待に当たる事案につきましては警察官職務執行法により児童を保護いたしますし、犯罪を構成する事案につきましては事件検挙しているところでございます。なお、この種の事案を警察で処理した場合にはすべて児童相談所に通告するなど、相互の連携についても確保しているところでございます。

仁ノ平委員

いろいろな機関の本県の取り組みの現状を伺ってきたわけですが、これまで私も委員会や本会議で、各機関がどうぞ連携して取り組んでくださいと何度か質問をさせていただいてきたと思っています。ところが、次の質問になるんですが、このケースでは、連携以前のかかわる方々の専門性の欠如、それも初歩的な専門性の欠如に大きな問題があるのではないかとということが指摘されています。この事例だけではありません。連携以前のそれぞれの担当がそれぞれのことをできていないのではないかとという指摘があります。専門性をどう培うか。発揮していくか。そのことでお聞かせください。

小沼福祉保健部長

先ほど、医師のお話の際にさせていただきましたけど、発見を、虐待を発見しやすい立場にある方、医師はもちろんですけど、保育所の保育士さん、それから学校の先生方、こういった方々にまず虐待への専門性を、対応能力をつけていただくということで、県ではそういった方々を対象にした研修を行っております。それから、ハイリスクアプローチといいますか、やっぱり児童相談所とか市町村の対応能力を高めていくこと、より専門性を高めていくことが大切でございますので、来年度から児相のほうに児童虐待困難事例対応協力員を配置させていただいて、難しい事例にみずから、また市町村に支援をしていくということを通しまして、専門性を高めていきたいと考えております。

仁ノ平委員

知事さん、2月の下旬に、すなわちこの死亡事件が起きてから、1カ月後に江戸川区は謝罪会見を開きまして、江戸川区長がこうコメントしています。深い悔恨の念であると。虐待への対応に組織的体質の甘さがあったと。私がこの案件を取り上げるのも、救える目がいっぱいあったんですね。半年の間に、どこか一つが気がついていれば、責任ある対応をしていれば。そして江戸川区の本事件への報告書には、感度の甘さ、認識の甘さ、評価の甘さと、甘さという言葉が10回出てきます。本県の子供を絶対虐待死させないという覚悟と対応、そして対応は専門家です。来年度のテーマは専門家です。そして県民へのキャンペーン、必要だと思います。知事さんが謝罪会見なんてとんでもないですよ。ちょっと一連のこのやりとりを聞いていただいて、どうですか、知事さん。

横内知事

この児童虐待の問題について大変な適切な御指摘をいただきましてありがとうございます。委員がおっしゃいましたように、まずはこの問題についての県民の幅広い関心を高めていくことが大変に大事である。そうすることによって、この問題についての県民ぐるみの対応ができるんであろうと思いますので、いろいろなテレビのコマーシャルの放映とかポスターの配布といったことを通じまして、この問題に対する県民の関心を高めるようにしていきたいと思っています。そして、それぞれいろいろな専門家がいて、網の目のようなネットワークが張られているわけでありまして、そのどこか

でひっかかればこういう問題は起こらなかったという御指摘は全くそのとおりでありまして、そういったこの虐待を発見しやすい立場にある民生委員とか児童委員、あるいは保育士さんとか小学校の教職員といった方々に対して虐待対応に必要な知識の研修をしっかりとやって、専門性を高めるように努力をしていきたいと思っております。また、市町村における対応も大事でございますので、児童虐待ケースなどを扱う、市町村の要保護児童対策地域協議会というものがありますので、児童相談所の職員がそのメンバーに入って、市町村レベルにおいていろいろな関係機関が円滑に連携できるような体制もつくっていききたいと思っております。

仁ノ平委員

さまざまな少子化対策がなされているわけですが、命が生まれるようにということも大事ですが、生まれた命を大切にということを中心に命じたいと思います。

（新県立図書館整備について）

次に行きます。新県立図書館の開館に向けて、図書特別購入費6,000万円が計上されています。これでいいんでしょうかね。私は足りないと思いますよ。いかがですか。

松土教育長

平成20年度末の時点で48万6,000冊ある蔵書でございますが、平成24年秋の開館時に約60万冊にすることを1つの目標としまして、特別購入を計画いたしました。この60万冊の目標でございますが、近年開館しました、本県よりも人口の多い県でございますが、岩手、奈良、岡山の県立図書館の開館時の平均蔵書冊数、これが60万2,000冊でございます。これをよりどころにしたものであります。開館まで着実に図書、資料の収集に努めて、充実したサービスを実現してまいりたいと思います。

仁ノ平委員

ちょっと明確なお答えがいただけないですね。現在は、本県の県立図書館は蔵書数が48万6,000冊です。これは全国最下位です。ただいま60万冊に、開館までに、約60万冊にされるんだというお話を伺いましたが、もし60万冊になったとしても、蔵書数42位です。近年開館した5つの県立図書館、新しい順に岩手、奈良、岡山、福井、京都、この5館の平均した開館に向けての特別図書購入費、本県で今回6,000万円盛られているのですが、開館図書購入費は3億8,000万円です。本県はことし6,000万円計上されていますので、単純計算しますと3年間で1億8,000万ということになります。要は、2億円少ないんです。最近開館した5つの県立図書館の開館に向けての特別図書購入費の平均が3億8,000万円、それに比べてこのペースでは2億少ないんですよ。それで、私は平成23年度以降、この図書特別購入費の増額をすべきだと思います。いかがですか。

松土教育長

図書の特別購入費でございますが、厳しい財政事情のもとでございます。通常購入費の約2.4倍に相当する図書購入費を活用いたしまして、調査あるいは相談サービスに必要なだけの資料、あるいは山梨関係の資料、読書活動推進用の資料など新しい県立図書館が提供するサービスに必要な図書の充実を図って、24年秋の開館に備えてまいりたいと思っております。

仁ノ平委員

前向きなお答えがいただけない残念ですが、23年、24年度とのことで、ぜひ増額を検討してほしいですね。

ちょっと話題を変えますが、本県の蔵書数は先ほど申し上げた48万6,

000冊で全国最低なんですけど、最低ながら近年充実してきているんですね。それはなぜかという、通常購入費をずっと保持、キープしてきたからなんです。4,300万円をずっと保持していて、これは素晴らしいことなんです。24年秋の開館する新県立図書館は、これまでの図書館とは全く違ったものになります。先ほどの御答弁で、利用者60万人を見込んでいらっしゃる。どなたかの質問で60万人という数字が出てきました。1日1,700人。場所も甲府駅北口。開館日数も開館時間も変わるでしょう。そして大きく広がります。これまでの県立図書館の4,300万円だけでは私は足りないと思いますよ。しかも、開館に向けての特別図書購入費、先ほど6,000万円、3掛けて1億8,000万円。それが少ない分、通常購入費、開館後の通常購入費をハイレベルにすべきだと思います。そしてそれを、これまでのように維持すべきと考えます。基本的姿勢をお示してください。

松土教育長

新しい県立図書館の開館後の通常購入費でございますが、そのときの状況に応じて対処していくことにはなるわけでございますが、いずれ地域住民に身近なサービスを提供する市町村立の図書館がございます。それとの役割の分担、また大学図書館、専門機関との連携を踏まえた中で充実したサービスが提供できる図書を収集してまいりたいと思います。また、数字上の問題もございますが、もちろん、今までもそうでありましたように、質的なもの、そういったところでは十分に対応して、前向きな気持ちで図書館をつくってまいりたいと思います。

仁ノ平委員

知事さんの感想を伺いたいんですけどもね、私は開館後の通常購入費をハイレベル、しかもそれをキープすることが肝要だと思います。実はそれが、生き生きした図書館かそうでない図書館になるかの境目で、生き生きした図書館は通常購入費をキープしているんですよ。そこが県民に愛される、広く利用される、たくさんの方が利用があるポイントで、通常購入費の維持です。やりとりを聞いての感想をお聞かせください。

横内知事

山梨県立図書館は、現在は非常に全国的に見ても水準が低いわけでありませけれども、かつては甲州文庫というものがあって、地域の図書館としては非常にユニークな特色のある図書館として評価が高かったものであります。今回、新しい図書館をつくるわけでありませけれども、委員おっしゃるように、図書についても十分に充実をしていかなければならないと思っておりますので、御指摘の点を十分踏まえながら対応していきたいと思っております。

(予算編成課程の透明化について)

仁ノ平委員

ありがとうございます。

次に行きます。ことし1月8日に冊子が家に送られてきました。委員の皆さん全員に送られてきたと思うんですけど、各部局からの予算要求状況が発表になって、我々にも報道、マスコミ発表の前に送っていただいたと思います。そこにはこう書かれていました。県民が県政をより理解していただくために。県民により県政を理解していただくためにという目的がまず書かれておりました。その方向性を可とし、私は歓迎しております。ただ、今後、より2つの点で工夫がいるのではないかなと思っております。1つは、3,000もある事業を百幾つかに絞られたとのことですが、より県民に関心があるものを絞るといふ点での工夫が必要だろうということです。例えば、先ほど私が問題にした新県立図書館の開館に向けての図書特別購入費については、そ

れを見ただけではわかりません。県民の多くはいろいろですから、建物に52億円でしたか、それに関心ある方もいるけれども、一体どれぐらい本を買ってくれるんだという6,000万円に注目したい方もいるわけです。ところが今回送られてきたもの、あるいは1月8日の発表では、図書購入費というのはわからないのであります。より幅広い県民に関心を持っていただく絞り方、そこの工夫を1点。もう一つは、もちろん、発表するということは御意見をお寄せくださいということではあるんですが、関心を持っていただくためには、もっと県民の皆さんいかがですかという呼びかけを、プレゼンを常にする必要があるのではないかと私は思います。そして、さらにその先には双方向の意見をやりとりするシステムが構築されていくのが、目指されるのが理想だろうと考えています。いかがでしょう。

古賀総務部長

ただいま予算編成過程の公開についての御質問をいただきましたけれども、今回、開かれた県政推進の一環として、各部局からの予算要求のあった事業の概要や要求額等の公表を初めてさせていただきました。委員も御指摘のとおり、全体では2,700を超える一般会計事業がございますけれども、この中で新規事業、あるいは重要課題に係る事業ということで、関心が高いと思われる126事業をピックアップして公表させていただいたという状況でございます。現在、都道府県の中で、この事業内容の公表をしている県は、47のうち26でございますけれども、本県の公表内容というのは、実はこの説明内容あるいは事業数について、なるべく標準的なレベルになるようにということで、調査をした上で、今回初めて公表させていただいたということはあります。ただ、一つ一つの事業の内容について、まだまだ説明内容として十分ではない、もう少し県民の視点に立って関心のあるところをわかりやすくというのはごもっともでございますから、説明内容の改善につきましては、今回の委員の御指摘も含めて、さまざまな意見を踏まえてこれは改善を図っていきたいと思います。事業のピックアップについても、今回まだ十分ではないところがあったということであれば、それは少しまた充実をしたいとは思いますが、そして、県民の意見を取り入れる仕組みづくりということでも御質問をいただきましたが、これについては、実はかなりちょっと難しい部分がありまして、一定期間、県民からの意見募集を行うというのをやっている県は、全国では今のところ長野と大分の2県があります。限られた期間で集中的にこれを編成するに当たり、ある程度の意見募集期間みたいなものを設けようとする、公表自体かなり前倒すような形になります。その上で、それなりの周知方法で周知もしてということになりますと、かなりスケジュールに影響が出てくるという問題になってきます。したがって、もう少しこれについては、よく研究をさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれ当面、県政ひざづめ談議あるいは県政出張トークなどを通じて、よく県民の意見、要望の把握に努めながら、また、県政クイックアンサー制度というものもございまして、ここで、このような公表した予算の今回のこの内容も含めて、県政一般についていろいろと御意見、御要望賜りますので、こういったものを通じて、当面はちょっと意見を取り入れられるように努力をしていきたいと考えております。

仁ノ平委員

県民参加、情報公開という点で大いに歓迎します。頑張ってください。終わります。

討論

小越委員

平成22年度一般会計の反対討論を行います。

今、日本経済は働く人の収入が落ち込み、消費も伸び悩み、失業や倒産の統計も最悪水準を続けるという深刻な状態です。昨年の日本のGDPは名目で6.1%落ち込み、個人消費は3.2%、住宅建設は17%も減少しています。一方、大企業内部留保はこの10年で2倍にふえ、その半面で雇用者報酬は26兆円も減少しました。大企業が利益を上げて働く人の収入はふえず、経済も成長しないという異常な状態です。山梨県でも景気は持ち直してきたといっても、卒業しても就職が決まらず、氷河期を下回る就職内定率です。就学援助、生活保護は急増し、雇用も生活も悪化するばかりです。知事は不況から県民生活を守るとりでとなると述べましたが、雇用対策は国の緊急雇用対策、中小企業には融資という従来の対策にとどまり、国保や介護の負担軽減策や子供の貧困に対する政策は極めて不十分です。企業優先の政治から暮らし優先の政治へと転換させるときです。

以下、主な反対の理由を述べます。

第1に、明野処分場は35億円の赤字が予想されると報告書が出されたにもかかわらず操業を続け、計画の6.4%の料金収入しかなく、収入不足から、建設費だけでなく管理運営費も新たな7億円の無利子貸し付けを計上しています。このままの搬入料で推移すれば、5.5年で3億3,000万円しか収入はなく、さらに赤字は拡大します。1カ月500万円の収入に2,000万円から3,000万円以上の経費がかかる処分場は、今すぐ停止したほうが赤字は少なくて済みます。赤字のために5.5年の埋立期間を延長ありきで進めようとする姿勢は、地元住民との約束である公害防止協定をほごにするものであり、断じて許されません。

第2に、新山梨環状道路に9億円、西関東連絡道路に18億3,000万円が計上されています。民主党政権はコンクリートから人への名のもとで公共事業の削減が提示され、北部区間も凍結候補となったにもかかわらず、地元からの要望として復活され、15キロで1,150億円の巨額を費やするというものです。北部区間は愛宕町下条線の開通によって交通量は減少すると予想され、無駄な大型道路建設は中止すべきです。

第3に、相変わらずの誘致企業に傾斜した政策で、製造業、情報産業とも産業集積助成金が2億8,000万円、また4,727万円が計上されています。これまで助成金を出しても雇用拡大にはつながらず、7億5,000万円出した日立電線フィルムデバイスは、雇用拡大した133人を上回る200人の非正規切り、そして今度は正社員180人を解雇しようとしています。大企業設備投資に金を出し、景気が悪くなったら首切りでは何のための助成金でしょうか。一方で地方税滞納整理推進機構での差し押さえありきの対応は変えていません。もうかっている企業には優遇し、生活に困っている県民には容赦のない差し押さえでは、暮らしやすさ日本一にはほど遠いものです。また、下水道事業会計は市町村の負担割合が引き上げられたものであり反対です。

以上で討論です。

採決

賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。

以上

予算特別委員長 清水 武則